

本書は、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)/Bコース(為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(交付目論見書)及び「フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)/Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(交付目論見書)で構成されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に 基づく目論見書です。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、 ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含 まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論 見書)に掲載されております。
- ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託 会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

アアンドの運用の指図を行なう者 フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール: 0120-00-8051 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: https://www.fidelity.co.jp/

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 野村信託銀行株式会社



本ページは白紙となります。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に 基づく目論見書です。
- ■投資信託説明書(請求日論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、 ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含 まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論 見書)に掲載されております。
- ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託 会社の照会先までお問い合わせください。

アアンドの運用の指図を行なう者 フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール: **0120-00-8051** (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: https://www.fidelity.co.jp/

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 野村信託銀行株式会社



ファンド名	商品分類		
	単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
 Aコース (為替ヘッジあり)	追加型投信	内外	株式
Bコース (為替ヘッジなし)	连加垒技信		不工

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 (一般)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ) なし

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日:1986年11月17日 資本金:金10億円(2023年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

4兆3,511億円(2023年3月末現在)



- ■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)及びフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月17日に関東財務局長に提出し、2023年5月18日にその届出の効力が生じております。
- ■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号) に基づき受託会社において分別管理されています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[※]商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。 ※フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)を「フィデリティ・世界割安成長株投信A(為替ヘッジあり)」、フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)を「フィデリティ・世界割安成長株投信B(為替ヘッジなし)」ということがあります。



ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。



ファンドの特色

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運 用を目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。
 - *ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- 4 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Aコース(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 5 Bコース (為替ヘッジなし) は、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- ※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ファンドは「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

運用の委託先

マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を 委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FIAM LLC(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マ ザーファンドの運用の指図を行ないます。

- ※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ※FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした 資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。
- ※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。



運用プロセス



ファンドの仕組み



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。



主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、 債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。



収益分配方針

毎決算時(原則2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益 分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と 同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク



基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。 したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	Aコース(為替ヘッジあり)は為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコース(為替ヘッジなし)は為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
エマージング 市場に関わる リスク	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
流動性リスク	ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
デリバティブ (派生商品) に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等に フィードバックしています。

運用リスク管理部門

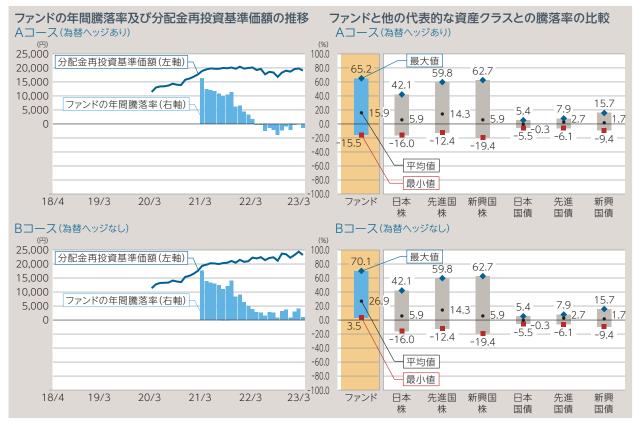
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門 等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。



(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載 しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2020年3月23日に設定された ため、2021年3月~2023年3月の期間の各月末における直近1年間 の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみな して計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- **ファンドは2020年3月23日に設定されたため2021年3月~2023年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2018年4月~2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

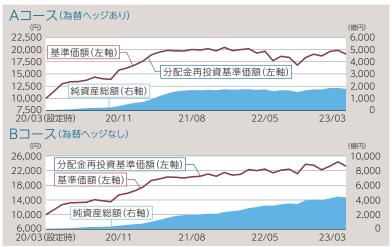
日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の工確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同 指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

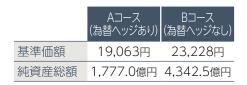
(2023年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



[※]分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。





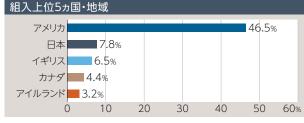
(1万口当たり/税引前)

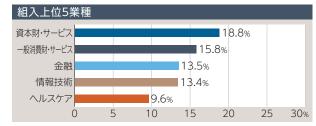
	分配金		
決算期	Aコース (為替ヘッジあり)	Bコース (為替ヘッジなし)	
2021年2月	0円	0円	
2022年2月	0円	0円	
2023年 2 月	0円	0円	
設定来累計	0円	0円	

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	95.5%
投資証券	0.3%
現金・その他	4.2%

組入上	位10銘柄			
	銘柄	国·地域	業種	比率
1 ユニ	ニバー・ソリューションズ	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
2 PG	&E	アメリカ	公益事業	1.3%
	ゲート・テクノロジー・ホールディングス	アイルランド	情報技術	1.2%
	ルズ・ファーゴ	アメリカ	金融	1.2%
	ルエナジーズ	フランス	エネルギー	1.2%
6 国第	疼控股(シノファーム・グループ)	中国	ヘルスケア	1.1%
7 ジェ	ンパクト	バミューダ (英領)	2017/37	0.9%
8 コン	セントリクス	アメリカ	資本財・サービス	0.9%
	マンタシォン・クシュタール	カナダ	生活必需品	0.9%
10 アン	ケロ・リソーシズ	アメリカ	エネルギー	0.9%





- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
 ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
 ※国・地域は発行国・地域を表示しています。
 ※業種はMSCI/S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
 *MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プァーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。 ※2020年は当初設定日(2020年3月23日)以降2020年末までの実績、2023年は年初以降3月末までの実績となります。



お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換金単位 販売会社がそれぞれ定める単位とします。		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。	
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。	
購入·換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日におい ては、スイッチングを含めお申込みの受付は行ないません。	
購入の申込期間	2023年5月18日から2024年5月16日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。	
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。	
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。	
信託期間	原則として無期限(2020年3月23日設定)	
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年2月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。	
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。	
信託金の限度額	Aコース(為替ヘッジあり)及びBコース(為替ヘッジなし)の合計で1兆円	
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。	
運用報告書	毎年2月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。	
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。	
スイッチング	販売会社によっては、各コース間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご 換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。	

4. 手続・手数料等



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社 が定めます。

※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、 事務手続き等の対価として、購入時に販売会 社にお支払いいただきます。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年1.65%(税抜1.50%)**の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の配分

(年率/税抜)

運用管理費用 (信託報酬)

ファン	ドの純資産総額に対して	1.50%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.7375%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.7375%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行 の対価

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。

その他費用・手数料

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

組入有価証券の売買委託手数料: 有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等: 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び

る租税、信託事務の処理に要する諸費用及び 受託会社の立替えた立替金の利息 法定書類等の作成等に要する費用: 有価証

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、 印刷及び提出等に係る費用

監査費用: ファンドの監査人等に対する報酬 及び費用

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



[※]外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

[※]上記は2023年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

[※]法人の場合は上記とは異なります。

[※]税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に 基づく目論見書です。
- ■投資信託説明書(請求日論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、 ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含 まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論 見書)に掲載されております。
- ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託 会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者 フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール: **0120-00-8051** (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: https://www.fidelity.co.jp/

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 野村信託銀行株式会社



ファンド名	商品分類		
	単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
Cコース (為替ヘッジあり)	追加型投信	内外	株式
 Dコース (為替ヘッジなし)	连加垒技信	 	不工

		属性区分		
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 (一般)))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ) なし

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日:1986年11月17日 資本金:金10億円(2023年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額… 4兆3.511億円(2023年3月末現在)



- ■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)及びフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月17日に関東財務局長に提出し、2022年11月18日にその届出の効力が生じております。
- ■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号) に基づき受託会社において分別管理されています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[※]商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。 ※フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)を「フィデリティ・世界割安成長株投信Cコース (毎月・予想・H有)」、フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)を「フィデリティ・世界割安成 長株投信Dコース(毎月・予想・H無)」ということがあります。



ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。



ファンドの特色

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運 用を目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。
 - *ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- 4 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Cコース(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- り Dコース (為替ヘッジなし) は、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- ※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ファンドは「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

運用の委託先

マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を 委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FIAM LLC(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マ ザーファンドの運用の指図を行ないます。

- ※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ※FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした 資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。
- ※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。



運用プロセス



ファンドの仕組み



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。



主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、 債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。



収益分配方針

毎決算時(原則毎月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

毎計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上	400円

- ※毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、 委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ※上記表に記載された基準価額および分配金額は将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と 同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でス イッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

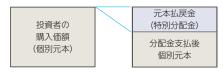
分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合

 普通分配金

 元本払戻金(特別分配金)

 購入価額(個別元本)

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合



- ●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- ●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。
- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

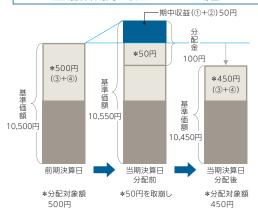
投資信託で 分配金が支払われる イメージ



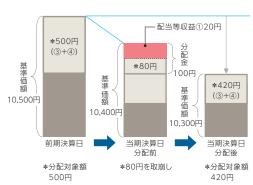
3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

2. 投資リスク



基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。 したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	Cコース(為替ヘッジあり)は為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。 Dコース(為替ヘッジなし)は為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
エマージング 市場に関わる リスク	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

[※]基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
流動性リスク	ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
デリバティブ (派生商品) に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。



リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

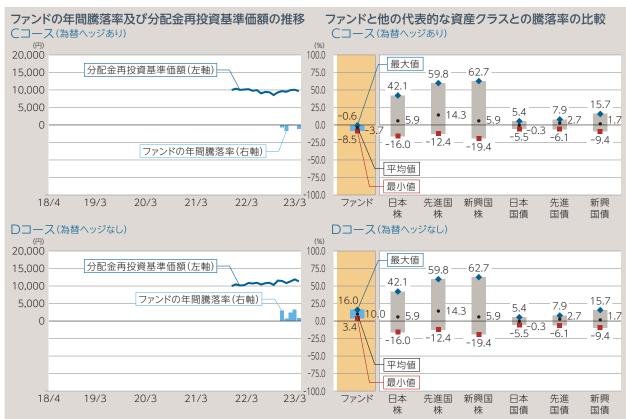
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門 等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。



(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載 しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2021年11月30日に設定されたため、2022年11月~2023年3月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に と必須がよります。なお、当騰落率は日盛最大値に
- 比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- **ファンドは2021年11月30日に設定されたため2022年11月 \sim 2023年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2018年4月 \sim 2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

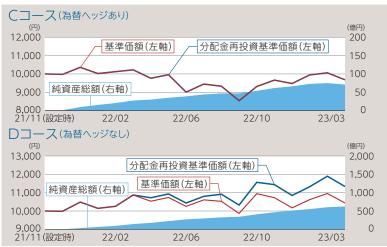
日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同 指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

(2023年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



[※]分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

Dコース (為替ヘッジあり) (為替ヘッジなし) 基準価額 9,679円 10,436円 純資産総額 71.2億円 624.3億円



分配の推移

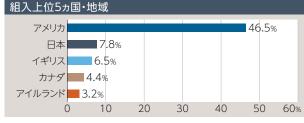
(1万口当たり/税引前)

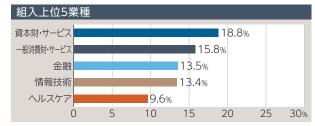
	分配金		
決算期	Cコース (為替ヘッジあり)	Dコース (為替ヘッジなし)	
2022年11月	0円	100円	
2022年12月	0円	0円	
2023年1月	0円	0円	
2023年2月	0円	200円	
2023年3月	0円	0円	
直近1年間累計	0円	900円	
設定来累計	0円	900円	

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	95.5%
投資証券	0.3%
現金・その他	4.2%

組入上位10銘柄			
銘柄	国·地域	業種	比率
1 ユニバー・ソリューションズ	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
2 PG&E	アメリカ	公益事業	1.3%
3 シーゲート・テクノロジー・ホールディングス	アイルランド	情報技術	1.2%
4 ウェルズ・ファーゴ	アメリカ	金融	1.2%
5 トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	1.2%
6 国薬控股(シノファーム・グループ)	中国	ヘルスケア	1.1%
7 ジェンパクト	バミューダ(英領)	資本財・サービス	0.9%
8 コンセントリクス	アメリカ	資本財・サービス	0.9%
9 アリマンタシォン・クシュタール	カナダ	生活必需品	0.9%
10 アンテロ・リソーシズ	アメリカ	エネルギー	0.9%





- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
 ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
 ※国・地域は発行国・地域を表示しています。
 ※業種はMSCI/S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
 *MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プァーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。 ※2021年は当初設定日(2021年11月30日)以降2021年末までの実績、2023年は年初以降3月末までの実績となります。



お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入·換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2022年11月18日から2023年11月16日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2021年11月30日設定)
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	Cコース(為替ヘッジあり)及びDコース(為替ヘッジなし)の合計で1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を 作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各コース間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご 換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

4. 手続·手数料等



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が	古 +立 65 1 -	ᆞᅀᇄ	・マ 弗 田
ᆥᄀᆸᄼᆸᄼᆘ	\square $\uparrow \downarrow \uparrow \uparrow$ \square \square \square	== +□ 9	A TH

購入時手数料

3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、 事務手続き等の対価として、購入時に販売会 社にお支払いいただきます。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年1.65% (税抜1.50%)**の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の配分

(年率/税抜)

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に対して		1.50%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.7375%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.7375%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行 の対価

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。

その他費用・手数料

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

組入有価証券の売買委託手数料: 有価証券 の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

信託事務の諸費用等: 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び 受託会社の立替えた立替金の利息

法定書類等の作成等に要する費用: 有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用

監査費用:ファンドの監査人等に対する報酬 及び費用

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

に、ファンドから支払われます。



[※]外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

[※]上記は2023年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

[※]法人の場合は上記とは異なります。

[※]税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



投資信託説明書(請求目論見書)

フィデリティ・ 世界割安成長株投信

Aコース(為替ヘッジあり)

Bコース(為替ヘッジなし)

Cコース

(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

Dコース

(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式 2023.05.18

本書は、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)/Bコース(為替ヘッジなし)」の投資信託 説明書(請求目論見書)及び「フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)/Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(請求目論見書)で構成されています。

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社



本ページは白紙となります。

投資信託説明書(請求目論見書)

フィデリティ・ 世界割安成長株投信

Aコース(為替ヘッジあり) Bコース(為替ヘッジなし)

愛称:テンバガー・ハンター

追加型投信/内外/株式 2023.05.18

設定·運用は

フィデリティ投信株式会社



- 1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行なうフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)及びフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月17日に関東財務局長に提出し、2023年5月18日にその届出の効力が生じております。
- 2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
- 3. お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。
- 4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名

フィデリティ投信株式会社

代表者の役職氏名

代表取締役社長 デレック・ヤング

本店の所在の場所

東京都港区六本木七丁目7番7号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 該当事項はありません。

目 次

第一部	証券怕	青報·		1
第二部	ファ	ンドヤ	青報·····	4
	第 1	ファ	ァンドの状況	4
		1	ファンドの性格	4
		2	投資方針······	12
		3	投資リスク	21
		4	手数料等及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		5	運用状況·····	29
	第 2	管耳	里及び運営	44
		1	申込(販売)手続等······	44
		2	換金(解約)手続等······	46
		3	資産管理等の概要	48
		4	受益者の権利等	52
	第3	ファ	ァンドの経理状況	54
		1	財務諸表⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	57
		2	ファンドの現況	91
	第 4	内国	国投資信託受益証券事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第三部	委託:	会社	等の情報	93
	第 1	委訓	千会社等の概況⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	93
		1	委託会社等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
		2	事業の内容及び営業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
		3	委託会社等の経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
		4	利害関係人との取引制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
		5	その他	114
<添付)	> 投資	餐信:		

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり) フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし) (ファンドの愛称を「テンバガー・ハンター」とする場合があります。)

(以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)」を「Aコース」、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)」を「Bコース」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の

規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*1とします。

- *1 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日*²における受益権総 口数で除して得た受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当 たりをもって表示されることがあります。
- *2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。 基準価額については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にAコースは「テンバガーA」、B コースは「テンバガーB」としてそれぞれ略称で掲載されます。

(5)【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*(税抜3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
 - * 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下 「消費税等相当額」ということがあります。)が含まれております。
 - ※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、各コース間の乗り換え(以下「スイッチング」といいます。)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

- ※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。 ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍とします。
- ② 販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間:2023年5月18日から2024年5月16日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)) までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。 ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込み に係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する ファンド口座に払込まれます。

* 「申込代金」とは、お申込み金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数)に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)) までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的 この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
 - ② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類 方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 债 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

- **追加型投信**…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産ととも に運用されるファンドをいいます。
- **外**…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

$\lceil A \operatorname{\gimel} - \mathsf{Z} \rfloor$

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一大中 券 中 大中 券 の 位 で が) 信 を を の と の と の と の と の と の と の と の と の と	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 日 日 回 回 回 回 回 回 回 回	グ(含日北欧アオ中アア一一一一一一一一一一上上上<	ファミリーファンドファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ) なし

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式(一般))) 資産複合 () 資産配分固定型	年1回 年2回 年4回 年6隔 10回 年12回 年10回 年12回 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	グロス(含む日本)日本北米 欧州 アジセマー アー アー	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり ()

- (注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- ※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表 (網掛け表示部分) の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託 証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて 主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるも のをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル (含む日本) …目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

あり(フルヘッジ)…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部 の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団 法人投資信託協会のホームページ (アドレス: https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④ ファンドの特色

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を 目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や 直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な 投資機会の発掘に注力します。
 - * ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Aコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Bコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合が あります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資 対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

(参考) 運用プロセス



対象企業 (世界の上場企業の内、 流動性等を考慮して選別)

● フィデリティのグローバル 調査体制を活用し、幅広く 銘柄を調査



投資機会の発掘

投資先企業との面談、 訪問調査を実施



ポートフォリオ 構築 事業の持続的な成長性・ 競争優位性・収益性と株価の 割安度に注目して構築



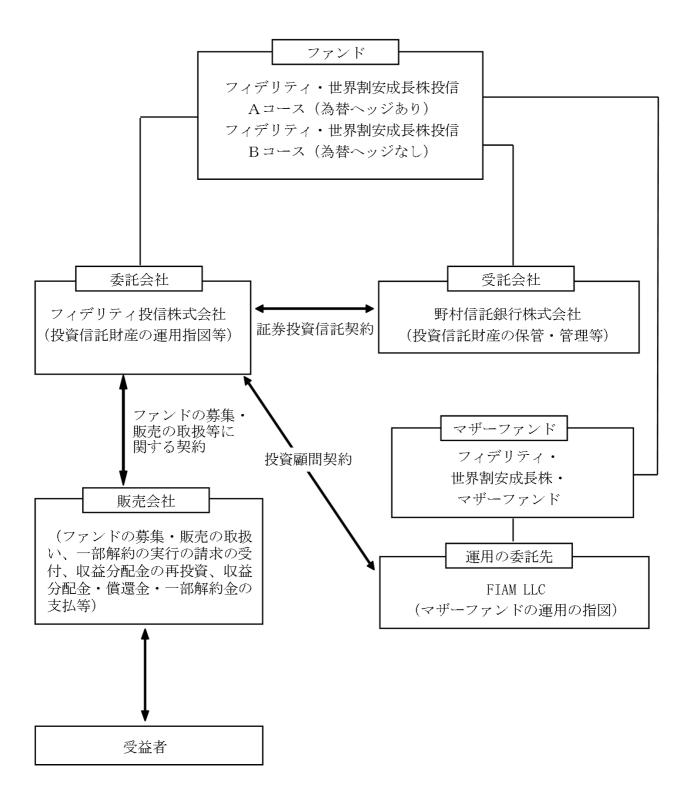
ファンド

中小型銘柄も含めて幅広い 銘柄に分散投資

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月9日 ファンドの募集開始2020年3月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

- (3) 【ファンドの仕組み】
 - ① ファンドの仕組みファンドの仕組みは以下の図の通りです。



- ② 委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。
 - (a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社と の信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議 決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。 (b) 受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、 投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金 融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の 交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の 支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引 報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先: FIAM LLC (所在地:米国)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託 財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の 委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

- ・FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。
- ※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。
- ③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要
 - (a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設 定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

- ④ 委託会社の概況 (2023年3月末日現在)
 - (a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務

を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパ ン・ホールディングス 株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000株	100%

2【投資方針】

- (1) 【投資方針】
 - ① 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- ② 運用方法
 - (a) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

- (b) 投資態度
- 1. フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3. Aコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用 し、為替変動リスクの低減を図ります。Bコースは、実質組入外貨建資産については、 原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- 4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ ファンドのベンチマーク ファンドはベンチマークを設けておりません。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲「(5)投資制限 ⑦から⑨」に定めるものに限ります。)
 - 3. 約束手形
 - 4. 金銭債権
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

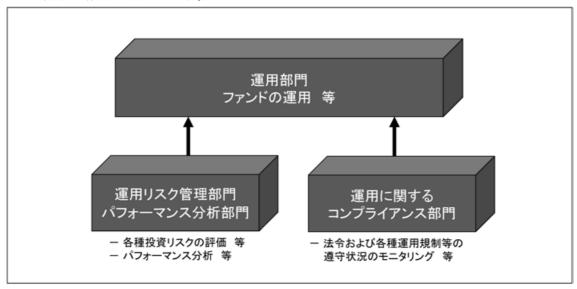
- ② 運用の指図範囲等
 - (a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券

- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. の証券または 証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものならびに14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (b) 上記(a) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら 行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部 門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティン グ等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵 守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要 に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバック しています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、 モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜 関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部 統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっていま す。

※上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時(原則毎年2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の 方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一 の運用を行ないます。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。) は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除 きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者 とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものと します。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資され ますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<ファンドの投資信託約款に基づく投資制限>

- ① 株式への実質投資割合※には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質 投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する 目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しませ ん。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥ 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a) の信用取引の指図は、下記1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ下記1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予 約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の 行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新 株予約権(上記5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑦ 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記1.から2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 上記(a) 1. から2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ① 有価証券の借入れの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入 れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提 供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - (b) 上記(a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ② 有価証券の空売りの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記⑪の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ③ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑪ 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - (b) 上記(a) の資金借入額は、下記1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当の ために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受 取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
 - (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資 信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産 の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味し ます。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に 属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総 額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべ ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数 が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合にお いては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなり ません。
- (b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項 第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商 品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超える こととなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券また はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。) を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図して はなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1 項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- 2. 運用方法
- (1) 投資対象

世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ① 主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ないます。
 - ② 株式への投資は、高位を維持することを基本とします。
 - ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
 - ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的 ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経 営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<為替変動リスク>

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<エマージング市場に関わるリスク>

エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

■その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、 債務が履行されない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<デリバティブ(派生商品)に関する留意点>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を 用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額 の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が 履行されず損失を被る可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、 分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む 売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファン ドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配 金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的 には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守 して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応 じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしてい ます。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を 定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアン ス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタ リングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応 策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

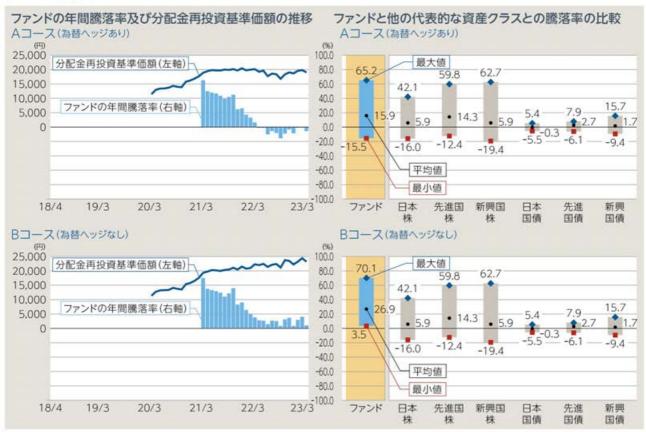
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも 委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社(販売会社が選任する取次会社を含みます。)とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(お申込み金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2020年3月23日に設定されたため、2021年3月~2023年3月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみな
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※ファンドは2020年3月23日に設定されたため2021年3月~2023年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2018年4月~2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

代表的な資産クラスの指数	
日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同 指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または 正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

[※]海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*(税抜3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。
 - * 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
 - ※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

- ※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65%(税抜1.50%)の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率/税抜)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0. 7375%	0. 7375%	0. 025%	1.50%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 借入有価証券に係る品借料
- ④ 外貨建資産の保管費用
- ⑤ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑥ 投資信託財産に関する租税
- (7) 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑧ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑨ その他、以下の諸費用
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提 出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
 - 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託 契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑨の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑨の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①~⑧の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります ので表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような 取扱いとなります。

① 個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については「3.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその 個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別 元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記「(5) 課税上の取扱い」の記載は、2023年3月末日現在のものですので、税法が 改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ※ 上記「(5) 課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものでは ありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもた らす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

Aコース (為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	182, 110, 354, 958	102. 48
預金・その他の資産(負債控除後)	_	$\triangle 4, 412, 688, 167$	△2. 48
合計(純資産総額)		177, 697, 666, 791	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	日本	166, 394, 041, 616	△93. 64

⁽注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Bコース(為替ヘッジなし)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	435, 020, 239, 114	100. 18
預金・その他の資産(負債控除後)	_	\triangle 765, 997, 722	△0. 18
合計(純資産総額)		434, 254, 241, 392	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

		時価合計	投資比率
資産の種類	国・地域	(円)	(%)
株式	アメリカ	362, 217, 901, 033	46. 53
	日本	60, 662, 976, 481	7.79
	イギリス	50, 484, 303, 509	6. 49
	カナダ	34, 066, 683, 959	4. 38
	アイルランド	23, 744, 903, 630	3.05
	フランス	23, 510, 160, 374	3. 02
	バミューダ	17, 658, 417, 455	2. 27
	オランダ	15, 413, 434, 690	1. 98
	ドイツ	14, 441, 842, 416	1.86
	韓国	13, 631, 990, 099	1. 75
	中国	13, 506, 864, 997	1.74
	台湾	13, 304, 310, 611	1.71
	スウェーデン	10, 316, 916, 727	1. 33
	スペイン	10, 117, 179, 486	1. 30
	ケイマン諸島	9, 099, 969, 256	1. 17
	メキシコ	7, 151, 274, 426	0.92
	イタリア	6, 744, 235, 568	0.87
	シンガポール	6, 238, 992, 083	0.80
	インド	5, 791, 619, 807	0.74
	ガーンジィ	4, 754, 969, 650	0.61
	オーストリア	4, 685, 592, 793	0.60
	イギリス領バー ジン諸島	4, 643, 714, 057	0.60
	ノルウェー	4, 426, 106, 028	0. 57
	ギリシャ	4, 290, 419, 097	0. 55
	ルクセンブルグ	3, 210, 165, 934	0.41
	オーストラリア	3, 063, 046, 519	0.39
	ジャージィー	2, 469, 198, 303	0.32
	ブラジル	2, 325, 163, 777	0.30
	イスラエル	2, 130, 304, 238	0. 27
	バージン諸島	2, 101, 498, 078	0. 27
	パナマ	1, 697, 305, 015	0. 22
	プエルトリコ	1, 163, 687, 778	0. 15

	デンマーク	1, 052, 328, 000	0.14
	ベルギー	1, 018, 281, 476	0.13
	インドネシア	572, 902, 434	0.07
	マルタ	561, 633, 750	0.07
	ポルトガル	481, 912, 909	0.06
	ニュージーランド	422, 100, 110	0.05
	香港	138, 628, 098	0.02
	小計	743, 312, 934, 651	95. 49
投資証券	アイルランド	1, 117, 852, 734	0. 14
	シンガポール	971, 871, 128	0. 12
	小計	2, 089, 723, 862	0. 27
預金・その他の資産(負債控除後)	_	33, 038, 410, 502	4. 24
合計(純資産総額)		778, 441, 069, 015	100.00

⁽注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	5, 602, 381, 789	0.72
為替予約取引(売建)	日本	1, 045, 638, 655	△0. 13

⁽注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

Aコース (為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・ 地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	信託受	フィデリティ・世 界割安成長株・マ ザーファンド	日本	74, 715, 005, 727	2. 5355	189, 446, 491, 699	2. 4374	182, 110, 354, 958	102. 48

Bコース (為替ヘッジなし)

(2023年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国· 地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受 益証券	フィデリティ・世 界割安成長株・マ ザーファンド	日本	178, 477, 163, 828	2. 5352	452, 485, 986, 209	2. 4374	435, 020, 239, 114	100. 18

種類別投資比率

Aコース (為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	102. 48

Bコース (為替ヘッジなし)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 18

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

					(2	023年3月31日	児仕り
順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類 業 種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	UNIVAR SOLUTIONS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式資本財	2, 507, 000	4, 632. 15 11, 612, 814, 339	4, 661. 53 11, 686, 461, 476	1. 50
2	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	4, 677, 000	2, 079. 06 9, 723, 773, 441	2, 121. 79 9, 923, 619, 780	1. 27
3	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	1, 112, 500	9, 381. 81 10, 437, 272, 302	8, 676. 78 9, 652, 917, 082	1. 24
4	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式銀行	1, 925, 000	6, 064. 45 11, 674, 074, 603	4, 991. 35 9, 608, 351, 445	1. 23
5	TOTALENERGIES SE ADR	アメリカ・ドル フランス	株式 エネルギー	1, 165, 000	8, 286. 30 9, 653, 543, 072	7, 896. 96 9, 199, 963, 293	1. 18
6	SINOPHARM GROUP CO LTD H	香港・ドル中国	株式 ヘルスケア機器・ サービス	22, 268, 184	367. 41 8, 181, 687, 092	393. 78 8, 768, 798, 897	1. 13
7	GENPACT LTD	アメリカ・ドルバミューダ	株式 商業・専門サービ ス	1, 177, 300	6, 350. 68 7, 476, 663, 569	6, 078. 29 7, 155, 965, 636	0. 92
8	CONCENTRIX CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 商業・専門サービ ス	444, 737	18, 760. 89 8, 343, 665, 700	16, 023. 60 7, 126, 287, 793	0. 92
9	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	カナダ・ドル カナダ	株式 生活必需品流通・ 小売り	1, 053, 700	6, 477. 01 6, 824, 828, 071	6, 673. 52 7, 031, 893, 292	0. 90
10	ANTERO RES CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	2, 225, 000	3, 334. 45 7, 419, 171, 930	3, 012. 44 6, 702, 671, 880	0.86
11	伊藤忠商事	日本・円 日本	株式 卸売業	1, 547, 000	4, 108. 00 6, 355, 076, 000	4, 301. 00 6, 653, 647, 000	0.85
12	CRANE HOLDINGS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	444, 200	16, 075. 67 7, 140, 815, 590	14, 966. 04 6, 647, 916, 034	0.85
13	NEXT PLC	イギリス・ポン ド イギリス	株式 一般消費財・サー ビス流通・小売り	574, 500	11, 407. 08 6, 553, 369, 758	10, 827. 62 6, 220, 469, 988	0.80
14	DISCOVER FINANCIAL SERVICE	アメリカ・ドル アメリカ	株式金融サービス	465, 800	14, 845. 86 6, 915, 204, 103	13, 101. 96 6, 102, 894, 644	0.78
15	OVINTIV INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1, 231, 200	5, 595. 93 6, 889, 718, 080	4, 698. 92 5, 785, 311, 165	0.74
16	BUILDERS FIRSTSOURCE	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	494, 600	10, 889. 72 5, 386, 057, 496	11, 516. 96 5, 696, 289, 652	0. 73
17	KBR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式	782, 800	7, 414. 92 5, 804, 400, 080	7, 261. 36 5, 684, 193, 703	0.73
. !	ı	I	I	ı	I	I	ı l

			商業・専門サービス				
18	SANOFI	ユーロ フランス	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	387, 700	12, 983. 65 5, 033, 761, 880	14, 488. 94 5, 617, 361, 882	0.72
19	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	86, 200	66, 642. 15 5, 744, 553, 536	62, 767. 11 5, 410, 525, 037	0.70
20	THE CIGNA GROUP	アメリカ・ドルアメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	159, 000	40, 200. 54 6, 391, 886, 146	33, 928. 64 5, 394, 653, 394	0. 69
21	SPROUTS FMRS MKT	アメリカ・ドル アメリカ	株式 生活必需品流通・ 小売り	1, 155, 600	4, 411. 83 5, 098, 312, 134	4, 605. 45 5, 322, 057, 673	0.68
22	ELEVANCE HEALTH INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	86, 200	66, 102. 69 5, 698, 051, 981	61, 279. 59 5, 282, 300, 451	0.68
23	CDW CORPORATION	アメリカ・ドルアメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	203, 900	28, 566. 07 5, 824, 622, 264	25, 380. 05 5, 174, 991, 603	0.66
24	ADIENT PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 自動車・自動車部 品	960, 200	5, 955. 43 5, 718, 411, 567	5, 387. 94 5, 173, 495, 667	0.66
25	TALANX AKTIENGESELLS CHAFT	ユーロドイツ	株式保険	829, 436	6, 566. 14 5, 446, 195, 551	6, 228. 07 5, 165, 787, 790	0.66
26	CENOVUS ENERGY INC	カナダ・ドル カナダ	株式 エネルギー	2, 144, 300	2, 420. 36 5, 189, 983, 308	2, 315. 69 4, 965, 528, 706	0.64
27	DICKS SPORTING GOODS INC	アメリカ・ドルアメリカ	株式 一般消費財・サー ビス流通・小売り	266, 900	17, 378. 92 4, 638, 436, 283	18, 308. 30 4, 886, 484, 816	0. 63
28	AMGEN INC	アメリカ・ドルアメリカ	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	147, 600	32, 117. 97 4, 740, 612, 504	32, 247. 50 4, 759, 730, 262	0. 61
29	AMDOCS LTD	アメリカ・ドル ガーンジィ	株式 ソフトウェア・ サービス	374, 800	12, 599. 20 4, 722, 180, 979	12, 686. 69 4, 754, 969, 650	0.61
30	TEMPUR SEALY INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドルアメリカ	株式 耐久消費財・アパ レル	910, 300	5, 701. 73 5, 190, 285, 729	5, 179. 63 4, 715, 016, 005	0. 61

種類	国内/外国	業種	投資比率
+r	団は	74+ ⇒⊓. ₩	(%)
株式	国内	建設業 食料品	0. 36
		化学	0. 12
		医薬品	0. 43
		ガラス・土石製品	0. 26
		金属製品	0. 21
		機械	0. 25
		電気機器	0. 74
		輸送用機器	0. 21
		精密機器	0.08
		その他製品	0.04
		陸運業	0.07
		倉庫・運輸関連業	0.07
		情報・通信業	0.78
		卸売業	2. 16
		小売業	1.00
		その他金融業	0. 18
		不動産業	0. 22
		サービス業	0.60
	小計		7. 79
	外国	エネルギー	6. 97
		素材	6. 56
		資本財	10. 31
		商業・専門サービス	4. 79
		運輸	1. 01
		自動車・自動車部品	2. 42
		耐久消費財・アパレル	4. 70
		消費者サービス	1.69
		一般消費財・サービス流通・小売り	5. 35
		生活必需品流通・小売り	3. 38
		食品・飲料・タバコ	1. 91
		家庭用品・パーソナル用品	0.07
		ヘルスケア機器・サービス	5. 99
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	3. 36
		サイエンス	
		銀行	4. 72
		金融サービス	3. 92
		保険	4. 70
		ソフトウェア・サービス	2. 80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機	6.68

		器	
		公益事業	1. 37
		半導体・半導体製造装置	2. 01
		メディア・娯楽	1. 68
		不動産管理・開発	1. 29
	小計		87. 69
投資証券	外国	_	0. 27
	小計		0. 27
合計 (対純資産総額比)			95. 76

②【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Aコース (為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ニュージーラン ド・ドル	売建	1, 157, 000	93, 659, 844	96, 482, 230	△0.05
	デンマーク・ク ローネ	売建	12, 809, 600	242, 255, 155	250, 043, 392	△0. 14
	オーストラリア・ ドル	売建	7, 961, 800	690, 734, 957	712, 023, 774	△0.40
	シンガポール・ド ル	売建	7, 894, 400	772, 615, 455	791, 413, 600	△0. 45
	ノルウェー・ク ローネ	売建	81, 951, 900	1, 023, 304, 692	1, 049, 803, 839	△0. 59
	メキシコ・ペソ	売建	218, 193, 300	1, 513, 593, 831	1, 590, 083, 673	△0.89
	スウェーデン・ク ローナ	売建	197, 279, 000	2, 483, 848, 466	2, 538, 980, 730	△1. 43
	香港・ドル	売建	274, 242, 000	4, 543, 987, 001	4, 653, 886, 740	△2. 62
	カナダ・ドル	売建	74, 625, 100	7, 096, 116, 269	7, 342, 363, 589	△4. 13
	イギリス・ポンド	売建	73, 922, 000	11, 792, 845, 407	12, 194, 912, 340	△6.86
	ユーロ	売建	104, 484, 800	14, 719, 954, 454	15, 186, 865, 680	△8. 55
	アメリカ・ドル	売建	902, 227, 100	117, 370, 154, 830	119, 987, 182, 029	△67. 52

Bコース (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為 替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なものフィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	34, 729, 435	4, 614, 945, 863	4, 634, 827, 676	0.60
	カナダ・ドル	買建	9, 629, 467	944, 100, 362	950, 538, 225	0. 12
	ユーロ	買建	116, 802	16, 879, 436	17, 015, 888	0.00
	スウェーデン・ク ローナ	売建	6, 046, 487	76, 971, 783	77, 973, 686	△0.01
	アメリカ・ドル	売建	7, 249, 941	960, 979, 798	967, 664, 969	△0. 12

⁽注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

⁽注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為 替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Aコース (為替ヘッジあり)

		純資産総額	純資産総額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
期	年月日	(百万円)	(百万円)	(円)	(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2021年2月22日)	69, 920	69, 920	1. 7629	1. 7629
2期	(2022年2月21日)	174, 265	174, 265	2. 0061	2. 0061
3期	(2023年2月20日)	187, 081	187, 081	1. 9939	1. 9939
	2022年3月末日	174, 968	_	2. 0157	_
	2022年4月末日	169, 734	_	1. 9256	_
	2022年5月末日	173, 797	_	1. 9634	_
	2022年6月末日	158, 726	_	1. 7731	_
	2022年7月末日	167, 092	_	1.8607	_
	2022年8月末日	165, 464	_	1.8372	_
	2022年9月末日	151, 754	_	1. 6804	_
	2022年10月末日	165, 999	_	1. 8337	_
	2022年11月末日	173, 480	_	1. 9033	_
	2022年12月末日	173, 193	_	1. 8671	_
	2023年1月末日	184, 622	_	1. 9590	_
	2023年2月末日	186, 006	_	1. 9828	_
	2023年3月末日	177, 697	_	1. 9063	_

Bコース (為替ヘッジなし)

שבע	一人(荷替ペッンなし)				
期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2021年2月22日)	78, 179	78, 179	1. 7445	1. 7445
2期	(2022年2月21日)	260, 208	260, 208	2. 1088	2. 1088
3期	(2023年2月20日)	441, 111	441, 111	2. 4232	2. 4232
	2022年3月末日	290, 273	_	2. 2293	_
	2022年4月末日	304, 301	_	2. 2005	_
	2022年5月末日	324, 495	_	2. 2437	_
	2022年6月末日	321, 369	_	2. 1390	_
	2022年7月末日	341, 511	_	2. 2153	_
	2022年8月末日	353, 507	_	2. 2393	_
	2022年9月末日	344, 766	_	2. 1176	_
	2022年10月末日	395, 301	_	2. 3740	_
	2022年11月末日	407, 373	_	2. 3479	_
	2022年12月末日	400, 275	_	2. 2241	_
	2023年1月末日	420, 698	_	2. 3219	_
	2023年2月末日	446, 268	_	2. 4404	_
	2023年3月末日	434, 254	_	2. 3228	_
	-				

②【分配の推移】

Aコース (為替ヘッジあり)

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

Bコース (為替ヘッジなし)

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

③【収益率の推移】

Aコース (為替ヘッジあり)

期	収益率(%)
第1期	76. 3
第2期	13. 8
第3期	△0.6

Bコース(為替ヘッジなし)

期	収益率(%)
第1期	74. 5
第2期	20. 9
第3期	14. 9

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を直前の計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Aコース (為替ヘッジあり)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	43, 205, 105, 625	3, 543, 068, 016	39, 662, 037, 609
第2期	55, 712, 674, 065	8, 508, 632, 276	86, 866, 079, 398
第3期	23, 852, 884, 147	16, 890, 028, 803	93, 828, 934, 742

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

Bコース(為替ヘッジなし)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	50, 041, 659, 396	5, 226, 145, 243	44, 815, 514, 153
第2期	89, 387, 724, 607	10, 810, 562, 618	123, 392, 676, 142
第3期	91, 356, 754, 651	32, 715, 721, 391	182, 033, 709, 402

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

※連用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。 ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。



基準価額・純資産の推移



[※]分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	Aコース (為替ヘッジあり)	Bコース (為替ヘッジなし)
基準価額	19,063円	23,228円
純資產総額	1,777.0億円	4,342.5億円



分配の推移

(1万口当たり/税引前)

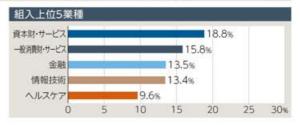
	分配金		
決算期	Aコース (為替ヘッジあり)	Bコース (為替ヘッジなし)	
2021年2月	0円	0円	
2022年2月	0円	0円	
2023年2月	0円	0円	
設定来累計	0円	0円	

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	2000000
株式	95.5%
投資証券	0.3%
現金・その他	4.2%

組	入上位10銘柄		ATT TAMERAS	
	銘柄	国·地域	業種	比率
1	ユニバー・ソリューションズ	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
2	PG&E	アメリカ	公益事業	1.3%
3	シーゲート・テクノロジー・ホールディングス	アイルランド	情報技術	1.2%
4	ウェルズ・ファーゴ	アメリカ	金融	1.2%
5	トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	1.2%
6	国薬控股(シノファーム・グループ)	中国	ヘルスケア	1.1%
7	ジェンパクト	パミューダ(英領)	資本財・サービス	0.9%
8	コンセントリクス	アメリカ	資本財・サービス	0.9%
9	アリマンタシォン・クシュタール	カナダ	生活必需品	0.9%
10	アンテロ・リソーシズ	アメリカ	エネルギー	0.9%





- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。 ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。 ※国・地域は発行国・地域を表示しています。

- ※業種はMSCI/S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
 ****MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。 ※2020年は当初設定日(2020年3月23日)以降2020年末までの実績、2023年は年初以降3月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。)において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資 約款に従い収益分配金再投資に関する契約(以下「累積投資契約」といいます。)を締結するも のとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権 利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規 定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。 ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- ⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。
- ⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- ⑧ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ⑨ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- ※ ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日(ただし、ニューヨーク証券取引 所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。)において一部解約の実行の 請求を行なうことができます。
 - 一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
- ③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部 解約にあたり手数料はかかりません。
- ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、一部解約時の差益(譲渡益)に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる 税金を差し引いた金額となります。

- ※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売 会社の営業所等においてお支払するものとします。
- ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
- ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

株式:原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120 -00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にAコースは「テンバガーA」、Bコースは「テンバガーB」としてそれぞれ略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、 信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a)信託の終了」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) 信託の終了

<信託契約の解約>

① 委託会社は、信託の期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この本(a) <信託契約の解約>③において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信 託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、 下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

<委託会社の登録取消等に伴う取扱い>

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資 信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変 更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間にお いて存続します。

<受託会社の辞任および解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事 由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることがで きます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社 は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、 受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし ます。

(b) 投資信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、上記①の事項(上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(b)③において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ① 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容 および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投 資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、これを販売会社を通じて知 れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版) (投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書(全体版)を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求が あった場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (f) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ (https://www.fidelity.co.jp/) に掲載します。

- (g) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終 了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した 受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2022年2月22日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)の2022年2月22日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり) の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期計算期間 2022年2月21日現在	第3期計算期間 2023年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	113	131
金銭信託	118, 126, 704	370, 097, 648
親投資信託受益証券	173, 417, 779, 106	187, 567, 070, 187
派生商品評価勘定	945, 469, 312	341, 578, 271
未収入金	3, 475, 270, 214	8, 492, 472, 055
流動資産合計	177, 956, 645, 449	196, 771, 218, 292
資産合計	177, 956, 645, 449	196, 771, 218, 292
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	48, 456, 946	676, 413, 017
未払金	1, 925, 914, 844	6, 892, 547, 652
未払解約金	170, 715, 163	571, 996, 267
未払受託者報酬	23, 444, 951	23, 396, 380
未払委託者報酬	1, 383, 254, 632	1, 380, 388, 755
受入担保金	134, 000, 000	137, 000, 000
その他未払費用	5, 257, 511	8, 301, 027
流動負債合計	3, 691, 044, 047	9, 690, 043, 098
負債合計	3, 691, 044, 047	9, 690, 043, 098
純資産の部		
元本等		
元本	86, 866, 079, 398	93, 828, 934, 742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	87, 399, 522, 004	93, 252, 240, 452
(分配準備積立金)	22, 032, 473, 634	19, 614, 053, 754
元本等合計	174, 265, 601, 402	187, 081, 175, 194
純資産合計	174, 265, 601, 402	187, 081, 175, 194
負債純資産合計	177, 956, 645, 449	196, 771, 218, 292

(単位:円)

		(十一下・11)
	第2期計算期間 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第3期計算期間 自 2022年2月22日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	23, 330, 359, 416	27, 469, 550, 427
派生商品取引等損益	421, 473, 833	1, 096, 928, 260
為替差損益	$\triangle 8, 451, 824, 824$	$\triangle 26, 151, 753, 125$
その他収益	8, 345	25, 739
営業収益合計	15, 300, 016, 770	2, 414, 751, 301
営業費用		
受託者報酬	40, 955, 805	46, 438, 473
委託者報酬	2, 416, 397, 480	2, 739, 875, 334
その他費用	9, 603, 559	17, 204, 871
営業費用合計	2, 466, 956, 844	2, 803, 518, 678
営業利益又は営業損失 (△)	12, 833, 059, 926	△388, 767, 377
経常利益又は経常損失(△)	12, 833, 059, 926	△388, 767, 377
当期純利益又は当期純損失 (△)	12, 833, 059, 926	△388, 767, 377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 152, 977, 549	$\triangle 1,732,991,157$
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	30, 258, 305, 841	87, 399, 522, 004
剰余金増加額又は欠損金減少額	52, 677, 585, 882	21, 272, 511, 017
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	52, 677, 585, 882	21, 272, 511, 017
剰余金減少額又は欠損金増加額	7, 216, 452, 096	16, 764, 016, 349
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7, 216, 452, 096	16, 764, 016, 349
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	87, 399, 522, 004	93, 252, 240, 452

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券
評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しており
	ます。
2. デリバティブの評価基準	(1) 為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の
	対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
	(2) 直物為替先渡取引
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価
	にあたっては、価格情報会社の提供する価格等で評価しておりま
	す。
3. その他財務諸表作成のた	(1) 外貨建取引等の処理基準
めの基本となる重要な事	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」
項	(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国
	通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61
	条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建
	純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の
	売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定
	と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計
	理処理を採用しております。
	(2)計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末日が休日のため、2022年2月22日か
	ら2023年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間 2022年2月21日現在	第3期計算期間 2023年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	39, 662, 037, 609 円	86, 866, 079, 398 円
期中追加設定元本額	55, 712, 674, 065 円	23, 852, 884, 147 円
期中一部解約元本額	8, 508, 632, 276 円	16,890,028,803 円
2. 受益権の総数	86, 866, 079, 398 🏻	93, 828, 934, 742 □
3. 1口当たり純資産額	2.0061 円	1.9939 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(景重人) 水水亚叶并自己为 / 5 江北/	
第2期計算期間	第3期計算期間
自 2021年2月23日	自 2022年2月22日
至 2022年2月21日	至 2023年2月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又
は一部を委託するために要する費用として、委	は一部を委託するために要する費用として、委
託者報酬の中から支弁している額	託者報酬の中から支弁している額
純資産総額に対して年率0.41%以内の額	同左
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控	計算期間末における配当等収益から費用を控
除した額(2,804,914,553円、本ファンドに帰属	除した額(1,332,699,587円、本ファンドに帰属
すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価	すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価
証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金	証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金
を補填した額(8,875,167,824円)、信託約款に	を補填した額(11,524,193円)、信託約款に規
規定される収益調整金(65,367,048,370円)及	定される収益調整金(73,638,186,698円)及び
び分配準備積立金(10,352,391,257円)より分	分配準備積立金(18, 269, 829, 974円)より分配
配対象収益は87,399,522,004円(1口当たり	対象収益は93,252,240,452円(1口当たり
1.006141円)でありますが、分配は行っており	0.993854円) でありますが、分配は行っており
ません。	ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	• 21
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の 金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
小□ / / □ ▼	
	おります。
2. 金融商品の内容及び	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品に係る	金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表に記載しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ
	取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引
	のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第2期計算期間	第3期計算期間	
任 松石	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在	
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	21, 133, 431, 162	23, 628, 925, 098	
合 計	21, 133, 431, 162	23, 628, 925, 098	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

通貨関連

	, F	期計算期間		第3期計算期間				
	2022年2月21日 現在				2023年2月20日 現在			Ē
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円)	う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
/生大只		ち				ち		
		1				1		
		年				年		
		超				超		
市場取引以外								
の取引								
為替予約取								
引								
売建	153, 566, 853, 824	_	152, 736, 279, 860	830, 573, 964	173, 277, 743, 991	_	173, 822, 489, 157	$\triangle 544, 745, 166$
香港・ドル	8, 432, 435, 835	_	8, 386, 505, 776	45, 930, 059	4, 665, 278, 753	-	4, 683, 696, 845	\triangle 18, 418, 092
アメリカ・	109, 439, 131, 338	_	108, 852, 095, 752	587, 035, 586	127, 748, 219, 209	_	128, 230, 480, 478	$\triangle 482, 261, 269$
ドル				, ,				
イギリス・	8, 033, 347, 715	_	8, 028, 864, 425	4, 483, 290	12, 017, 169, 814	_	12, 049, 121, 784	$\triangle 31,951,970$
ポンド				, ,				
オーストラ	1, 965, 060, 676	_	1, 967, 034, 020	$\triangle 1,973,344$	733, 615, 663	_	733, 117, 350	498, 313
リア・ドル								
カナダ・ド	6, 519, 768, 754	_	6, 475, 408, 611	44, 360, 143	6, 627, 393, 379	_	6, 601, 943, 024	25, 450, 355
ル								
シンガポー	941, 892, 038	_	936, 575, 187	5, 316, 851	788, 948, 179	_	790, 089, 709	△1, 141, 530
ル・ドル								
スウェーデ								
ン・クロー	2, 140, 158, 997	_	2, 103, 576, 192	36, 582, 805	2, 559, 753, 628	_	2, 555, 723, 048	4, 030, 580
ナ								
デンマー	000 005 040		000 440 010	0.541.000	040 005 100		0.41 0.45 0.05	A 400 045
ク・クロー	382, 985, 643	_	380, 443, 810	2, 541, 833	240, 865, 188	_	241, 347, 235	△482, 047
ネージ								
ニュージー					104 061 669		194 020 771	091 907
ランド・ド	_		_	_	184, 961, 668		184, 039, 771	921, 897
ルル								
ノル ウェー・ク	1, 578, 779, 473		1, 561, 638, 042	17 141 491	1, 072, 999, 505		1, 065, 030, 502	7, 969, 003
リェー・クローネ	1, 510, 119, 413		1, 501, 658, 042	11, 141, 431	1, 072, 999, 505		1, 000, 030, 502	1, 909, 003
メキシコ・								
ペソ	1, 216, 120, 356	—	1, 217, 775, 988	△1, 655, 632	1, 712, 258, 416	—	1, 735, 957, 356	△23, 698, 940
ユーロ	12, 917, 172, 999		12 826 362 057	Q0 810 049	14, 926, 280, 589	_	14, 951, 942, 055	$\triangle 25,661,466$
	12, 311, 112, 399	_	12, 020, 302, 037	30, 010, 342	14, 920, 200, 909		14, 551, 542, 055	△20,001,400
合計	153, 566, 853, 824		152, 736, 279, 860	830 573 964	173 977 7 <i>1</i> 3 001		173, 822, 489, 157	↑544 745 166
口印	100, 000, 000, 024		104, 100, 419, 000	000, 010, 904	110, 211, 140, 991		110, 044, 409, 101	, 140, 100

(注1) 時価の算定方法

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

	T				ı			
	第2期計算期間			第3期計算期間				
	202	2年	- 2月21日 現在	Ē	202	23年	三2月20日 現在	E
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
1手 坐工	(円)	う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
種類		ち				ち		
		1				1		
		年				年		
		- 超				- 超		
市場取引以外の		Ų				Į		
取引								
42.71								
直物為替先渡								
取引								
-1 ÷ 7-1.	07.007.100.110		05 005 050 000	00 050 550	10 050 404 000		10 405 514 000	004 000 055
売建	27, 937, 109, 118	_	27, 907, 856, 362	29, 252, 752	18, 670, 404, 022	_	18, 405, 714, 962	264, 689, 055
台湾・ドル			4, 280, 961, 007		7, 401, 049, 503			
韓国・ウォン	13, 363, 888, 334	_	13, 325, 594, 019	38, 294, 313	6, 780, 525, 548	_	6, 571, 042, 237	209, 483, 310
インド・ル	10 261 582 889	_	10, 301, 301, 336	∆39 718 448	2, 744, 768, 421	_	2, 719, 761, 144	25, 007, 275
ピー	10, 201, 002, 000		10, 001, 001, 000	200, 110, 110	2, 111, 100, 121		2, 110, 101, 111	20, 001, 210
ブラジル・レ	_	_	_	_	1, 744, 060, 550	_	1, 765, 595, 145	↑ 21 534 507
アル					1, 744, 000, 550		1, 700, 550, 145	△21, 554, 551
買建	14, 152, 630, 090	_	14, 189, 815, 736	37, 185, 645	9, 253, 281, 941	_	9, 198, 503, 302	△54, 778, 642
台湾・ドル	2, 141, 808, 447	_	2, 139, 436, 265	$\triangle 2, 372, 182$	3, 690, 922, 732	_	3, 668, 065, 400	\triangle 22, 857, 333
韓国・ウォン	6, 889, 340, 168	_	6, 895, 682, 730	6, 342, 562	3, 328, 112, 136	_	3, 283, 176, 299	$\triangle 44,935,838$
インド・ル								
F°-	5, 121, 481, 475	_	5, 154, 696, 741	33, 215, 265	1, 363, 176, 448	-	1, 361, 289, 075	$\triangle 1,887,373$
ブラジル・レ								
アル	_	_	_	_	871, 070, 625	-	885, 972, 528	14, 901, 902
) //								
∧ ∌1.	40,000,700,000		40, 007, 070, 000	CC 400 007	07 000 005 000		07 004 010 004	000 010 410
合計	42, 089, 739, 208	_	42, 097, 672, 098	bb, 438, 397	27, 923, 685, 963		27, 604, 218, 264	209, 910, 413

(注1) 時価の算定方法

- 1. 価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。
- 2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
 - (ア)株式該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	73, 897, 671, 652	187, 567, 070, 187	
親投資信託受益証	E券 合計	73, 897, 671, 652	187, 567, 070, 187	
合計		73, 897, 671, 652	187, 567, 070, 187	

- (注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
 - ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)の2022年2月22日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし) の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期計算期間 2022年2月21日現在	第3期計算期間 2023年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	102, 863, 091	1, 424, 934, 294
親投資信託受益証券	260, 188, 909, 310	441, 074, 294, 303
未収入金	1, 854, 918, 043	3, 730, 542, 712
流動資産合計	262, 146, 690, 444	446, 229, 771, 309
資産合計	262, 146, 690, 444	446, 229, 771, 309
負債の部		
流動負債		
未払解約金	102, 863, 091	1, 881, 840, 867
未払受託者報酬	30, 479, 669	53, 672, 503
未払委託者報酬	1, 798, 302, 667	3, 166, 680, 868
その他未払費用	6, 106, 662	16, 153, 623
流動負債合計	1, 937, 752, 089	5, 118, 347, 861
負債合計	1, 937, 752, 089	5, 118, 347, 861
純資産の部		
元本等		
元本	123, 392, 676, 142	182, 033, 709, 402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	136, 816, 262, 213	259, 077, 714, 046
(分配準備積立金)	35, 903, 648, 092	75, 526, 789, 855
元本等合計	260, 208, 938, 355	441, 111, 423, 448
純資産合計	260, 208, 938, 355	441, 111, 423, 448
負債純資産合計	262, 146, 690, 444	446, 229, 771, 309

(単位:円)

		(半位.口)
	第2期計算期間 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第3期計算期間 自 2022年2月22日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	26, 663, 249, 486	56, 301, 086, 212
営業収益合計	26, 663, 249, 486	56, 301, 086, 212
営業費用		
受託者報酬	50, 413, 108	95, 963, 768
委託者報酬	2, 974, 378, 406	5, 661, 868, 109
その他費用	10, 657, 831	29, 654, 732
営業費用合計	3, 035, 449, 345	5, 787, 486, 609
営業利益又は営業損失 (△)	23, 627, 800, 141	50, 513, 599, 603
経常利益又は経常損失 (△)	23, 627, 800, 141	50, 513, 599, 603
当期純利益又は当期純損失(△)	23, 627, 800, 141	50, 513, 599, 603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 871, 285, 911	4, 248, 011, 426
期首剰余金又は期首欠損金(△)	33, 363, 937, 427	136, 816, 262, 213
剰余金増加額又は欠損金減少額	91, 077, 549, 415	113, 292, 894, 044
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	91, 077, 549, 415	113, 292, 894, 044
剰余金減少額又は欠損金増加額	9, 381, 738, 859	37, 297, 030, 388
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	9, 381, 738, 859	37, 297, 030, 388
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	136, 816, 262, 213	259, 077, 714, 046

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しており ます。
2. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日が休日のため、2022年2月22日から2023年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間	第3期計算期間
<u>Д</u> П	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	44, 815, 514, 153 円	123, 392, 676, 142 円
期中追加設定元本額	89, 387, 724, 607 円	91, 356, 754, 651 円
期中一部解約元本額	10,810,562,618 円	32, 715, 721, 391 円
2. 受益権の総数	123, 392, 676, 142 🏻	182, 033, 709, 402 口
3. 1口当たり純資産額	2.1088 円	2. 4232 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配対象収益は136,816,262,213円(1口当たり

1.108788円) でありますが、分配は行っており

ません。

(景温)(5)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	
第2期計算期間	第3期計算期間
自 2021年2月23日	自 2022年2月22日
至 2022年2月21日	至 2023年2月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又
は一部を委託するために要する費用として、委	は一部を委託するために要する費用として、委
託者報酬の中から支弁している額	託者報酬の中から支弁している額
純資産総額に対して年率0.41%以内の額	同左
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控	計算期間末における配当等収益から費用を控
除した額(3,647,911,264円、本ファンドに帰属	除した額(7,319,192,535円、本ファンドに帰属
すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価	すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価
証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金	証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金
を補填した額(18,108,602,966円)、信託約款	を補填した額(38,946,395,642円)、信託約款
に規定される収益調整金(100,912,614,121円)	に規定される収益調整金(183, 550, 924, 191円)
及び分配準備積立金(14,147,133,862円)より	及び分配準備積立金(29, 261, 201, 678円)より

分配対象収益は259,077,714,046円(1口当たり

1.423240円) でありますが、分配は行っており

ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対	する取当ファ	ンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信
組方針	託約款に	「定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内	容及び 当ファ	ンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品	に係る 金融商品	Lの種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であ	り、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有	f価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表	をに記載しております。
	デリハ	ディブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産	ごに属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。	
	当該金	会融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変重	か、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係	るリス 投資リ	スクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う	方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク	管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第2期計算期間	第3期計算期間
任 松	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	26, 236, 751, 131	55, 371, 783, 226
合 計	26, 236, 751, 131	55, 371, 783, 226

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
 - (ア) 株式 該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	173, 774, 444, 214	441, 074, 294, 303	
親投資信託受益証券 合計		173, 774, 444, 214	441, 074, 294, 303	
合計		173, 774, 444, 214	441, 074, 294, 303	

- (注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
 - ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

E //	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	12, 343, 058, 452	38, 675, 515, 474
金銭信託	3, 598, 676, 090	1, 441, 280, 197
株式	494, 375, 659, 891	763, 497, 850, 128
社債券	11, 284, 164	_
投資証券	876, 032, 000	2, 325, 401, 849
派生商品評価勘定	11, 275, 701	12, 887, 568
未収入金	17, 003, 771	4, 265, 529, 618
未収配当金	980, 405, 817	811, 997, 593
未収利息	85, 736	_
流動資産合計	512, 213, 481, 622	811, 030, 462, 427
資産合計	512, 213, 481, 622	811, 030, 462, 427
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2, 479, 568	140, 108, 614
未払金	171, 345, 118	5, 284, 155, 771
未払解約金	5, 765, 607, 425	15, 391, 136, 625
その他未払費用	119, 236	98, 881
流動負債合計	5, 939, 551, 347	20, 815, 499, 891
負債合計	5, 939, 551, 347	20, 815, 499, 891
純資産の部		
元本等		
元本	232, 898, 633, 122	311, 324, 111, 245
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	273, 375, 297, 153	478, 890, 851, 291
元本等合計	506, 273, 930, 275	790, 214, 962, 536
純資産合計	506, 273, 930, 275	790, 214, 962, 536
負債純資産合計	512, 213, 481, 622	811, 030, 462, 427

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及 び評価方法

(1) 株式、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(2) 社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に あたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業 者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在
1. 元本の推移	2022 27121 9012	2020 27720 H 90H
期首元本額	99 970 079 065 III	222 000 622 122 ⊞
	88, 879, 078, 065 円	232, 898, 633, 122 円
期中追加設定元本額	156, 786, 597, 659 円	119, 280, 931, 627 円
期中一部解約元本額	12, 767, 042, 602 円	40, 855, 453, 504 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース	79, 776, 326, 758 円	73,897,671,652 円
(為替ヘッジあり)		10,001,011,002 11
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース	119,693,122,325 円	173, 774, 444, 214 円
(為替ヘッジなし)	113, 030, 122, 020	110, 111, 211 1
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース	11, 942, 945, 811 円	14, 233, 758, 162 円
(為替ヘッジあり) (野村SMA・EW向け)	11, 342, 340, 011	14, 255, 750, 102]
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース	16,679,297,355 円	22, 620, 503, 563 円
(為替ヘッジなし) (野村SMA・EW向け)	10, 079, 297, 355	22, 020, 503, 503
フィデリティ・世界割安成長株投信(確定拠出	05 226 022 III	001 221 204 III
年金向け)	95, 326, 023 円	891, 331, 394 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース		
(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあ	880, 813, 188 円	2, 932, 645, 088 円
9)		
フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース		
(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジな	3,830,801,662 円	22, 969, 016, 787 円
L)		
フィデリティ・世界割安成長株投信(適格機関		
投資家専用)	一 円	4,740,385 円
計	232, 898, 633, 122 円	311, 324, 111, 245 円
	232, 898, 633, 122	311, 324, 111, 245
4. 1口当たり純資産額	2. 1738 円	2. 5382 円
	2.1.00 1	2.0002 1

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融	融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の
組え	方針	金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
		おります。
2. 金融	融商品の内容及び	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取
当計	該金融商品に係る	引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券
リン	スク	に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載
		しております。
		デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
		信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
		す。
		当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
		為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融	融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク領	管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
		用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2) デリバティブ取引
	「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ
	取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引
	のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	2022年2月21日現在	2023年2月20日現在
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
株式	19, 352, 947, 656	28, 694, 140, 971
社債券	3, 896, 400	
投資証券	△53, 637, 161	△164, 177, 019
合 計	19, 303, 206, 895	28, 529, 963, 952

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	202	2年	2月21日 現在	É	2023年2月20日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
種類		5				5		
		1				1		
		年				年		
		超				- 超		
市場取引以外の取								
引								
為替予約取引								
売建	4, 788, 884, 728	_	4, 779, 021, 313	9, 863, 415	17, 161, 748, 930	_	17, 289, 436, 459	$\triangle 127, 687, 529$
7) 11 . 10 .	4 550 010 400		4 501 100 000	0.850.088	17 100 005 100		17 000 000 007	A 105 055 101
アメリカ・ドル オーストラリ	4, 770, 913, 499	_	4, 761, 160, 622	9, 752, 877	17, 133, 305, 136	_	17, 260, 962, 297	$\triangle 127,657,161$
ア・ドル	_	-	_	_	852, 898	_	854, 476	△1, 578
カナダ・ドル	16, 437, 920	_	16, 329, 787	108, 133	_	_	_	_
ユーロ	1, 533, 309	_	1, 530, 904	2, 405	27, 590, 896	_	27, 619, 686	△28, 790
買建	2, 609, 564, 875	_	2, 608, 497, 593	△1. 067. 282	3, 205, 231, 335	_	3, 205, 697, 818	466, 483
A.C.	2, 000, 001, 010		2,000, 101,000	<u></u>	0, 200, 201, 000		0,200,001,010	100, 100
韓国・ウォン	_	_	_	_	79, 821, 782	_	79, 900, 906	79, 124
台湾・ドル	_	_	_	_	1, 614, 081, 283	_	1, 611, 885, 085	△2, 196, 198
アメリカ・ドル	2, 608, 683, 969	_	2, 607, 608, 763	$\triangle 1,075,206$	689, 967, 502	_	692, 297, 568	2, 330, 066
イギリス・ポン ド	_	_	_	_	417, 553, 821	_	417, 492, 683	△61, 138
インドネシア・	880, 906	_	888, 830	7, 924	79, 730, 203	_	80, 067, 983	337, 780
ルピア カナダ・ドル					20, 166, 962		20, 185, 466	
スウェーデン・	_		_	_				
クローナ	_	_	_	_	4, 542, 691	_	4, 538, 383	△4, 308
ユーロ	_	_	_	_	299, 367, 091	_	299, 329, 744	△37, 347
△⇒	7 200 440 602		7 207 510 006	9 706 199	20 266 020 265		90 405 194 977	↑ 197 991 04C
合計	7, 398, 449, 603	_	7, 387, 518, 906	8, 796, 133	20, 366, 980, 265		20, 495, 134, 277	△121, 221, 046

(注1) 時価の算定方法

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客 先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出し たレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。
- (注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	谷 垣	株式数		评価額	供求
通貨	銘 柄	株式数	単 価	金額	備考
日本円	ミライト・ワン	471, 800	1, 504. 00	709, 587, 200	
	日本電技	99, 950	3, 445. 00	344, 327, 750	
	三井住建道路	40,600	901.00	36, 580, 600	
	佐藤渡辺	48, 700	2, 278. 00	110, 938, 600	
	東鉄工業	276, 800	2, 761. 00	764, 244, 800	
	新日本建設	400, 000	871.00	348, 400, 000	
	世紀東急工業	200, 000	800.00	160, 000, 000	
	住友電設	113, 800	2, 394. 00	272, 437, 200	
	アルトナー	75, 000	1, 084. 00	81, 300, 000	
	パーソルホールディ ングス	443, 500	2, 793. 00	1, 238, 695, 500	
	SFoods	193, 816	2, 750. 00	532, 994, 000	
	セントケア・ホール ディング	231, 800	785. 00	181, 963, 000	
	ファンコミュニケー ションズ	169, 800	410.00	69, 618, 000	
	アスクル	1, 398, 200	1, 733. 00	2, 423, 080, 600	
	エレマテック	50,000	1, 734. 00	86, 700, 000	
	あらた	362, 225	4, 035. 00	1, 461, 577, 875	
	ピックルスホール ディングス	240, 500	1, 243. 00	298, 941, 500	
	ラサ商事	125, 000	1, 386. 00	173, 250, 000	
	三洋貿易	200, 000	1, 139. 00	227, 800, 000	
	プレサンスコーポ レーション	952, 100	1, 677. 00	1, 596, 671, 700	
	クリヤマホールディ ングス	106, 600	842.00	89, 757, 200	
	シップヘルスケア ホールディングス	740, 100	2, 494. 00	1, 845, 809, 400	
	ツルハホールディン	305,000	9, 490. 00	2, 894, 450, 000	

グス		ĺ	
トーカロ	245, 200	1, 239. 00	303, 802, 800
SUMCO	660, 400	1, 873. 00	1, 236, 929, 200
TIS	343, 000	3, 435. 00	1, 178, 205, 000
ガンホー・オンライ			
ン・エンターテイメ	300,000	2, 328. 00	698, 400, 000
ント			
システムリサーチ	106, 400	2, 207. 00	234, 824, 800
積水樹脂	410, 300	1, 933. 00	793, 109, 900
ダイキョーニシカワ	932, 300	635. 00	592, 010, 500
クイック	199, 800	1, 834. 00	366, 433, 200
ヒト・コミュニケー			
ションズ・ホール	180, 200	1, 568. 00	282, 553, 600
ディングス			
東和薬品	50,000	1, 908. 00	95, 400, 000
アルプス技研	359, 900	2, 398. 00	863, 040, 200
クレスコ	377, 000	1, 743. 00	657, 111, 000
テー・オー・ダブ	118, 200	306.00	36, 169, 200
リュー			
デクセリアルズ	695, 100	2, 708. 00	1, 882, 330, 800
ベルテクスコーポ レーション	458, 400	1, 287. 00	589, 960, 800
MARUWA	77, 700	17, 360. 00	1, 348, 872, 000
キャリアリンク	50,000	2, 530. 00	126, 500, 000
ウィルグループ	191, 700	1, 123. 00	215, 279, 100
大和冷機工業	1, 407, 269	1, 233. 00	1, 735, 162, 677
KVK	41,600	1, 513. 00	62, 940, 800
寺崎電気産業	16, 101	1,042.00	16, 777, 242
かわでん	8, 700	1, 770. 00	15, 399, 000
MC J	1, 904, 800	958. 00	1, 824, 798, 400
ルネサスエレクトロ ニクス	2, 401, 800	1, 710. 50	4, 108, 278, 900
全国保証	284, 500	5, 290. 00	1, 505, 005, 000
いすゞ自動車	1, 055, 900	1,641.00	1, 732, 731, 900
ハリマ共和物産	1, 100	1, 634. 00	1, 797, 400
SPK	60,000	1, 519. 00	91, 140, 000
ドウシシャ	578, 800	1, 769. 00	1, 023, 897, 200
フジ・コーポレー ション	456, 380	1, 251. 00	570, 931, 380
オーエムツーネット ワーク	32, 000	1, 093. 00	34, 976, 000
ハンズマン	68, 500	1, 135. 00	77, 747, 500
ダイイチ	175, 500	781. 00	137, 065, 500
A&Dホロンホール	450, 000	1, 257. 00	565, 650, 000
ディングス ニホンフラッシュ	315, 100	936. 00	294, 933, 600
伊藤忠商事	1, 547, 000	4, 108. 00	6, 355, 076, 000
山善	136, 200	1, 044. 00	142, 192, 800
三谷商事	630, 000	1, 426. 00	898, 380, 000
中央自動車工業	65, 700	2, 570. 00	168, 849, 000
		_,	, ~~, ~~, ~~,
	- 78 -		

ī	l. »	l	l	l	1
	ケーズホールディン	826, 400	1, 182. 00	976, 804, 800	
	グス		,		
	PALTAC	414, 900	4, 860. 00	2, 016, 414, 000	
	ハマキョウレックス	162, 100	3, 150. 00	510, 615, 000	
	エーアイテイー	337, 600	1, 578. 00	532, 732, 800	
	ベルパーク	26, 800	1, 645. 00	44, 086, 000	
	三協フロンティア	20,000	3, 400. 00	68, 000, 000	
	DTS	200, 000	3, 095. 00	619, 000, 000	
	カプコン	324, 900	4, 490. 00	1, 458, 801, 000	
	ジャステック	194, 300	1, 238. 00	240, 543, 400	
	トーカイ	45, 600	1, 904. 00	86, 822, 400	
	NSW	253, 000	2, 104. 00	532, 312, 000	
	ディーエムエス	79, 800	1, 285. 00	102, 543, 000	
	イオンディライト	412, 500	3, 020. 00	1, 245, 750, 000	
	アークランズ	50, 400	1, 455. 00	73, 332, 000	
	日本電計	150, 000	1, 761. 00	264, 150, 000	
	因幡電機産業	391, 200	2, 804. 00	1, 096, 924, 800	
	バローホールディン グス	328, 000	1, 930. 00	633, 040, 000	
	東テク	75, 000	4, 155. 00	311, 625, 000	
	ベルク	27, 359	5, 530. 00	151, 295, 270	
	アオキスーパー	19, 700	2, 355. 00	46, 393, 500	
日本円 小計	/ 4 1/1 / /	28, 977, 400	2, 500. 00	59, 824, 972, 294	
韓国・ウォン	DB INSURANCE CO	510, 860	68, 100. 00	34, 789, 566, 000. 00	
	HYUNDAI FIRE & MARINE INS CO	462, 602	31, 450. 00	14, 548, 832, 900. 00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	336, 940	62, 600. 00	21, 092, 444, 000. 00	
	KT & G CORP	83, 260	87, 100. 00	7, 251, 946, 000. 00	
	HANKOOK SHELL OIL CO LTD	3,000	237, 000. 00	711, 000, 000. 00	
	HY LOK CORP	221, 800	24, 100. 00	5, 345, 380, 000. 00	
	INBODY CO LTD	100, 000	26, 650. 00	2, 665, 000, 000. 00	
	CUCKOO HOLDINGS CO LTD	199, 655	16, 030. 00	3, 200, 469, 650. 00	
	NICE INFRMTN & TELECOM INC	116, 923	27, 700. 00	3, 238, 767, 100. 00	
	VALUE ADDED TECHNOLOGIES CO	95, 800	34, 150. 00	3, 271, 570, 000. 00	
	VIEWORKS CO LTD	44, 286	31, 500. 00	1, 395, 009, 000. 00	
	MAKUS INC	462, 045	10, 030. 00	4, 634, 311, 350. 00	
	KUKBO DESIGN CO LTD	75, 000	19, 950. 00	1, 496, 250, 000. 00	
	HECTO INNOVATION CO LTD	100, 000	13, 640. 00	1, 364, 000, 000. 00	
	SOULBRAIN CO LTD/NEW	104, 695	238, 000. 00	24, 917, 410, 000. 00	
韓国・ウォン カ	、計	2, 916, 866		129, 921, 956, 000. 00 (13, 472, 906, 837)	

香港・ドル	ASMPT LTD	2, 258, 100	66. 25	149, 599, 125. 00	
	JOHNSON ELECTRIC	659, 244	9. 87	6, 506, 738. 28	·
	HOLDINGS LTD	000, 211	3.01	0, 000, 100. 20	
	PICO FAR EAST HOLDINGS LTD	1, 850, 000	1. 47	2, 719, 500. 00	
	KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS LTD	2, 000, 000	30. 05	60, 100, 000. 00	
	AEON CREDIT SRVC (ASIA) CO LTD	1, 598, 000	5. 06	8, 085, 880. 00	
	CHINA PETROL & CHEM CORP CL H	31, 808, 000	4. 16	132, 321, 280. 00	
	SINOPHARM GROUP CO LTD H	22, 268, 184	21. 60	480, 992, 774. 40	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HLDGS (HK)	4, 000, 000	12. 78	51, 120, 000. 00	
	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	6, 232, 000	7. 27	45, 306, 640. 00	
	SINOPEC ENGINEERING (GROUP) H	20, 000, 000	4. 22	84, 400, 000. 00	
	DAWNRAYS PHARMACEUTICAL (HOLD)	14, 200, 000	1. 30	18, 460, 000. 00	
	SINOPEC KANTONS HOLDINGS LTD	6, 000, 000	2. 76	16, 560, 000. 00	
	BEST PACIFIC INTL HOLD LTD	2, 713, 371	1. 18	3, 201, 777. 78	
	QINGDAO PORT INTL CO LTD H	12, 552, 000	3. 85	48, 325, 200. 00	
	TK GROUP HOLDINGS LTD	11, 349, 000	1. 70	19, 293, 300. 00	
	PRECISION TSUGAMI CHINA CORP	3, 230, 000	8. 75	28, 262, 500. 00	
香港・ドル 小	it it	142, 717, 899		1, 155, 254, 715. 46 (19, 801, 065, 822)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCT MFG CO LTD	975, 000	518.00	505, 050, 000. 00	
	HON HAI PRECISION IND CO LTD	3, 528, 000	103. 50	365, 148, 000. 00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	2, 592, 000	85. 70	222, 134, 400. 00	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	3, 945, 000	102. 00	402, 390, 000. 00	
	UNITED INTEGRATED SERVICES CO	320, 000	218. 00	69, 760, 000. 00	
	TOPCO SCIENTIFIC CO LTD	1, 160, 000	174. 50	202, 420, 000. 00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	748, 000	291. 50	218, 042, 000. 00	
	TEST RESEARCH CO LTD	1, 282, 000	62. 90	80, 637, 800. 00	
1		- 80 -	1		

	INTERNATIONAL GAMES SYS CO LTD	1, 507, 000	517. 00	779, 119, 000. 00	
	LUMAX INTERNATIONAL CORP	1, 263, 714	73. 50	92, 882, 979. 00	
	SITRONIX TECHNOLOGY CORP	655, 000	217. 50	142, 462, 500. 00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	658, 000	910.00	598, 780, 000. 00	
	TSC AUTO ID TECHNOLOGY CORP	100, 000	208. 00	20, 800, 000. 00	
台湾・ドル 小語	†	18, 733, 714		3, 699, 626, 679. 00 (16, 347, 540, 406)	
アメリカ・ドル	AMGEN INC	171, 300	240. 53	41, 202, 789. 00	
	AUTOZONE INC	7, 300	2, 605. 62	19, 021, 026. 00	
	BEST BUY CO INC	120, 000	86. 94	10, 432, 800. 00	
	BLOCK H & R INC	427, 400	39. 00	16, 668, 600. 00	
	BRINKER	121, 100		10, 000, 000. 00	
	INTERNATIONAL INC	360, 400	39. 40	14, 199, 760. 00	
	CACI INTERNATIONAL INC	117, 500	304. 00	35, 720, 000. 00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	125, 000	124. 96	15, 620, 000. 00	
	BIG LOTS INC	689, 503	16. 75	11, 549, 175. 25	
	DECKERS OUTDOOR CORP	34, 000	405. 38	13, 782, 920. 00	
	GILEAD SCIENCES INC	274, 200	84. 76	23, 241, 192. 00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	401, 500	48. 47	19, 460, 705. 00	
	HUMANA INC	64, 000	510. 14	32, 648, 960. 00	
	METHODE ELECTRS INC CLASS A	483, 463	49. 67	24, 013, 607. 21	
	OSHKOSH CORP	317, 100	91. 15	28, 903, 665. 00	
	PG&E CORP	4, 677, 000	15. 57	72, 820, 890. 00	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	197, 400	112. 17	22, 142, 358. 00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS INC	29, 800	748. 74	22, 312, 452. 00	
	SELECTIVE INSURANCE GROUP INC	227, 500	102. 31	23, 275, 525. 00	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	4, 292, 751	4. 97	21, 334, 972. 47	
	UNIVERSAL HEALTH SVCS INC CL B	179, 100	150.75	26, 999, 325. 00	
	WILLIAMS-SONOMA INC	170, 300	130. 59	22, 239, 477. 00	
	WOLVERINE WORLD WIDE INC	196, 120	15. 80	3, 098, 696. 00	
	FOOT LOCKER INC	452, 100	44. 19	19, 978, 299. 00	
	•				

WORLD FUEL	300, 000	30. 02	9, 006, 000. 00	
SERVICES CORP	300, 000	30.02	9, 000, 000. 00	
TOTALENERGIES SE				
ADR	1, 047, 200	62. 26	65, 198, 672. 00	
RESMED INC	37, 500	216. 14	8, 105, 250. 00	
INSIGHT	197, 100	130. 52	25, 725, 492. 00	
ENTERPRISES INC	197, 100	130. 52	25, 725, 492.00	
FEDERATED HERMES INC	400, 000	39. 98	15, 992, 000. 00	
WELLS FARGO COMPANY	1, 468, 100	47. 49	69, 720, 069. 00	
MKS INSTRUMENTS INC	327, 600	95. 24	31, 200, 624. 00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	105, 600	148. 22	15, 652, 032. 00	
AMDOCS LTD	300, 239	94. 84	28, 474, 666. 76	
FLEX LTD	1, 260, 600	23. 73	29, 914, 038. 00	
JABIL INC	310, 800	83. 84	26, 057, 472. 00	
DR HORTON INC	256, 700	94. 38	24, 227, 346. 00	
PACKAGING CORP OF AMERICA	124, 100	141. 01	17, 499, 341. 00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	86, 200	499. 08	43, 020, 696. 00	
ADVANCED ENERGY INDUSTRIES INC	346, 900	97. 14	33, 697, 866. 00	
LABORATORY CORP OF AMER HLDGS	114, 900	256. 26	29, 444, 274. 00	
SYNOVUS FINANCIAL CORP	623, 200	43. 22	26, 934, 704. 00	
ASSOCIATED BANC CORP	1, 289, 836	23. 81	30, 710, 995. 16	
CENTENE CORP	294, 800	73. 36	21, 626, 528. 00	
EMCOR GROUP INC	146, 900	151. 19	22, 209, 811. 00	
COMCAST CORP CL A	229, 100	39. 12	8, 962, 392. 00	
DICKS SPORTING GOODS INC	266, 900	130. 15	34, 737, 035. 00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	473, 400	65. 48	30, 998, 232. 00	
HELEN OF TROY LTD	297, 300	116. 72	34, 700, 856. 00	
RIO TINTO PLC SPON ADR	300, 000	74. 44	22, 332, 000. 00	
ACUITY BRANDS INC	113, 300	196. 41	22, 253, 253. 00	
EAGLE MATERIALS				
INC	142, 603	143. 81	20, 507, 737. 43	
ASGN INC	184, 700	92.46	17, 077, 362. 00	
TEMPUR SEALY INTERNATIONAL INC	1, 063, 700	42. 70	45, 419, 990. 00	
RUTHS HOSPITALITY GROUP INC	1, 311, 400	17. 68	23, 185, 552. 00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	98, 300	255. 76	25, 141, 208. 00	
		ļ	I	

DEL				
JONES LANG LASALLE	108 600	175 91	34 015 866 00	
INC	198, 600	175. 81	34, 915, 866. 00	
RANGE RESOURCES	1, 275, 500	23. 40	29, 846, 700. 00	
CORP	· ·			
CROCS INC	177, 500	131. 47	23, 335, 925. 00	
COMFORT SYSTEMS USA INC	74, 700	127. 63	9, 533, 961. 00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICE	465, 800	111. 18	51, 787, 644. 00	
GENPACT LTD	1, 365, 000	47. 56	64, 919, 400. 00	
VMWARE INC CL A	45, 000	116. 15	5, 226, 750. 00	
KBR INC	782, 800	55. 53	43, 468, 884. 00	
FNB CORP PA	1, 735, 700	14. 55	25, 254, 435. 00	
EQT CORPORATION	42, 437	31. 25	1, 326, 156. 25	
LEAR CORP NEW	191, 600	143. 74	27, 540, 584. 00	
PRIMERICA INC	208, 100	170. 66	35, 514, 346. 00	
HUNTSMAN CORP	907, 800	30.66	27, 833, 148. 00	
CAPRI HOLDINGS LTD	410, 000	50. 32	20, 631, 200. 00	
JAZZ PHARMA PLC	119, 000	147. 73	17, 579, 870. 00	
FLEETCOR	110,000	111.10	11,010,010.00	
TECHNOLOGIES INC	63, 600	213. 58	13, 583, 688. 00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTR INC	72, 400	224. 54	16, 256, 696. 00	
BEACON ROOFING SUPPLY INC	460, 600	61. 38	28, 271, 628. 00	
ICON PLC	125, 800	227. 57	28, 628, 306. 00	
SPROUTS FMRS MKT INC	1, 155, 600	33. 04	38, 181, 024. 00	
ANTERO RES CORP	2, 036, 100	25. 23	51, 370, 803. 00	
ELEMENT SOLUTIONS INC	1, 351, 200	20. 13	27, 199, 656. 00	
SYNCHRONY FINANCIAL	206, 300	35. 77	7, 379, 351. 00	
CDW CORPORATION	203, 900	213. 93	43, 620, 327. 00	
DIAMONDBACK ENERGY INC	59, 400	134. 68	7, 999, 992. 00	
ELEVANCE HEALTH INC	86, 200	495.04	42, 672, 448. 00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	509, 100	36. 76	18, 714, 516. 00	
TOPBUILD CORP	121, 400	198. 91	24, 147, 674. 00	
UNITED COMMUNITY				
BANKS GA	485, 200	33. 33	16, 171, 716. 00	
CAMDEN NATIONAL CORP	99, 300	42. 35	4, 205, 355. 00	
ITT INC	304, 900	94. 19	28, 718, 531. 00	
ADIENT PLC	960, 200	44. 60	42, 824, 920. 00	
UNIVAR SOLUTIONS INC	2, 507, 000	34. 69	86, 967, 830. 00	

CARS. COM INC	VALVOLINE INC	683, 300	34. 76	23, 751, 508. 00
SYSTEMS LTD	CARS. COM INC	1, 052, 000	17. 55	18, 462, 600. 00
SYSTEMS LTD VSE CORP 102,600 155,47 5,691,222.00 CIGNA CORP 159,000 301.06 47,868,540.00 DELL TECHNOLOGIES INC CL C LEVI STRAUSS & COMPANY CL A TRONOX HOLDINGS PLC KONTOOR BRANDS INC 558,200 45,62 25,465,084.00 VERRA MOBILITY CORP 1NTERCORP TINTERCORP TINTERCORP TINTERCORP TINTERCORP TINTERCORP TINTERCORP TINTERCORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD 0VINTIV INC 1,009,600 43,54 43,957,984.00 43,64 43,957,984.00 OVINTIV INC 1,009,600 443,54 43,957,984.00 OVINTIV INC 1,009,600 43,54 43,967,984.00 OVINTIV INC 1,009,600 14,74 15,90,033.89 OVINTIV INC 1,135,800 15,43 17,525,394.00 OVINTIV INC 1,135,800 15,43 17,525,394.00 OVINTIV INC 1,009,600 0 14,75,773.80 OVINCOLET BANKSHARES 137,500 15,43 17,525,394.00 OVINTIV INC 1,009,600 0 14,75,773.80 OVINCOLET BANKSHARES 137,500 15,43 17,525,394.00 OVINCOLET BANKSHARES 137,500 15,43 17,525,630,000 OVINCOLET BANKSHARES 137,500 15,43 17,	AXALTA COATING	000 000	00.00	00 510 000 00
CIGNA CORP 159,000 301.06 47,868,540.00 DELL TECHNOLOGIES 366,100 42.48 15,551,928.00 LEVI STRAUSS & COMPANY CL A 383,771 17.80 6,831,123.80 TRONOX HOLDINGS 2,062,000 15.71 32,394,020.00 PLC KONTOOR BRANDS INC 558,200 45.62 25,465,084.00 VERRA MOBILITY 1,021,005 15.89 16,223,769.45 INTERCORP 1,021,005 15.89 16,223,769.45 INTERCORP 1,009 249.99 25,223,991.00 LPL FINANCIAL 100,900 249.99 25,223,991.00 LPL FINANCIAL 100,900 38.48 25,015,848.00 GRAFTECH INTERNATIONAL LTD 3,037,900 5.70 17,316,030.00 GRAFTECH INTERNATIONAL LTD 3,037,900 43.54 43,957,984.00 ACADEMY SPORTS & 20,700 62.66 13,829,062.00 CONCENTRIX CORP 398,837 142.73 56,926,005.01 PATRIA INVESTMENTS 488,074 16.60 8,102,028.40 ALIGHT INC CL A 1,144,900 9.58 10,968,142.00 WEBSTER FINANCIAL 400,037 54.97 21,990,033.89 WARNER BROS 1,135,800 15.43 17,525,394.00 CHORD ENERGY CORP 172,400 133.15 22,955,060.00 NICOLET BANKSHARES 137,500 75.72 10,411,500.00 BAR HARBOR 153,934 30.70 4,725,773.80 BARRETT BUSINES 44,100 99.17 4,373,397.00 ALIGHT RUSINES 44,100 99.17 4,373,397.00 BARRETT BUSINES 47,000 61.38 15,160,860.00 BUILDERS 473,300 81.48 38,564,484.00 EVINDELLBASELL 100,500 14.51 11,558,666.00 LYONDELLBASELL 100,500 14.51 11,558,666.00 CHORD ENERCOUNTY 134,800 53.24 7,176,752.00	SYSTEMS LTD	902, 600	29. 38	26, 518, 388. 00
DELL TECHNOLOGIES NC CL C	VSE CORP	102, 600	55. 47	5, 691, 222. 00
INC CL C	CIGNA CORP	159,000	301.06	47, 868, 540. 00
COMPANY CL A TRONOX HOLDINGS PLC 2, 062, 000 15. 71 32, 394, 020. 00 KONTOOR BRANDS INC 558, 200 45. 62 25, 465, 084. 00 VERRA MOBILITY CORP 1, 021, 005 15. 89 16, 223, 769. 45 INTERCORP INTERCORP FINANCIAL HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC 1, 009, 600 43. 54 43, 957, 984. 00 ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP 398, 837 142. 73 56, 926, 005. 01 ALIGHT INC CL A 1, 144, 900 MESSTER FINANCIAL 400, 037 43. 49 WERSTER FINANCIAL 400, 037 54. 97 WARNER BROS INC CINCONERRY CORP INTERNACIAL 400, 037 WARNER BROS INC CINCONERRY CORP INTERNACIAL 100, 900 INCOLET BANKSHARES INC INC BANKSHARES INC BANKSHARES INC BANKSHARES INC BANKSHARES INC BANKSHARES INC BANKSHARES ARRETT BUSINES 44, 100 SELVER FIRSTSOURCE LYONDELIBASELL INDS CLASS A FIRST SOURCE FIRST BANCORP FIRST BANC		366, 100	42. 48	15, 551, 928. 00
PLC KONTOOR BRANDS INC 558,200 45.62 25,465,084.00 VERRA MOBILITY CORP 1,021,005 15.89 16,223,769.45 INTERCORP FINANCIAL SVCS INC LPL FINANCIAL HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A ALIGHT SMROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP 172,400 NICOLET BANKSHARES INC CHORD ENERGY CORP 173,900 174,712,900 175,721 176,762,773.80 BARR HARBOR BARRETT BUSINES BARRETT BUSINES SERVICES 44,100 99.17 4,373,397.00 ENGRED CONTY 43,800 53,24 7,176,752,00 FIRST BANCORP 113,558,666.00 FIRST BANCORP 176,600 14,51 11,558,666.00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134,800 53,24 7,176,752,00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134,800 53,24 7,176,752,00		383, 771	17. 80	6, 831, 123. 80
VERRA MOBILITY CORP 1, 021, 005 15. 89 16, 223, 769, 45 INTERCORP FINANCIAL SVCS INC LPL FINANCIAL HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP 38. 837 142. 73 56, 926, 005. 01 PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A 1, 144, 900 WEBSTER FINANCIAL 400, 037 43. 43 17, 525, 394. 00 MERNER BROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP 172, 400 133, 15 175, 525, 394. 00 NICOLET BANKSHARES INC BANKSHARES BANKSHARES BANKSHARES BARRETT BUSINES BARRETT BUSINES SERVICES 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 BUILDERS FIRSTSOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00		2, 062, 000	15. 71	32, 394, 020. 00
CORP INTERCORP INTERCORP FINANCIAL SVCS INC LPL FINANCIAL HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTERIX CORP PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT INC CHORD ENERGY CORP INC INC CHORD ENERGY CORP INC CHORD ENERGY INC CHORD ENERGY CORP INC CHORD ENERGY CORP INC CHORD ENERGY CORP INC CHORD ENERGY CORP INC CHORD ENERGY INC INC CHORD ENERGY INC CHORD ENERGY INC INC CHORD ENERGY INC CHO	KONTOOR BRANDS INC	558, 200	45. 62	25, 465, 084. 00
FINANCIAL SVCS INC LPL FINANCIAL HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP ALIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT INC CL A LIGHT SROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP T17, 369, 302. 10, 863, 114. 98 249. 99 25, 223, 991. 00 249. 99 25, 223, 991. 00 38. 48 25, 015, 848. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 18, 290, 062. 00 18, 290, 062. 00 19, 200, 000. 01 100, 968, 142. 00 100, 968, 142. 00 11, 144, 900 12, 99, 033. 89 14, 97 14, 99, 033. 89 15, 394. 00 15, 43 17, 525, 394. 00 17, 525, 394. 00 18, 135, 800 15, 43 17, 525, 394. 00 18, 135, 800 18, 141, 500. 00 19, 100, 411, 500. 00 19, 100, 411, 500. 00 100, 100, 100, 100, 100, 100, 100,		1, 021, 005	15. 89	16, 223, 769. 45
HOLDINGS INC ENVISTA HOLDINGS CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A 1, 144, 900 MEBSTER FINANCIAL WARNER BROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP INC HAYWARD HOLDINGS INC 2, 380, 200 LYONGE BARREST BARREST BUSINES SERVICES AEROR BARRETT BUSINES SERVICES 473, 300 BUILDERS FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53, 24, 7, 176, 752, 00 PAGE AB. 00 11, 1558, 666. 00 17, 1558, 666. 00 17, 16, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 17, 316, 030. 00 18, 20, 666. 00 19, 20, 666. 00 11, 31, 20, 422. 00 11, 31, 204, 422. 00 12, 380, 200 13, 11 11, 558, 666. 00 11		471, 899	23. 02	10, 863, 114. 98
CORP GRAFTECH INTERNATIONAL LTD OVINTIV INC 1,009,600 43.54 43,957,984.00 ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A WEBSTER FINANCIAL WARNER BROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP NICOLET BANKSHARES INC HAYWARD HOLDINGS INC 2,380,200 13.11 31,204,422.00 BAR HARBOR BANKSHARES BARRETT BUSINES SERVICES 44,100 BUILDERS FIRST SOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134.800 53.24 7.176,752.00 17,316,030.00 17,316,030.00 17,316,030.00 17,316,030.00 18,243,957,984.00 18,244,957,984.00 18,245,962,005.01 19,400 11,34,900,968,142.00 11,144,900 9,58 10,968,142.00 11,144,900 9,58 10,968,142.00 11,135,800 15,43 17,525,394.00 15,43 17,525,394.00 16,411,500.00 17,527,394.00 18,111 18,111 18,1204,422.00 19,117 18,117		100, 900	249. 99	25, 223, 991. 00
International Ltd 3,037,900 5.70 17,316,030.00 OVINTIV INC 1,009,600 43.54 43,957,984.00 ACADEMY SPORTS &		650, 100	38. 48	25, 015, 848. 00
ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A ALIGHT INC CL A WEBSTER FINANCIAL WARNER BROS DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP HAYWARD HOLDINGS INC BAR HARBOR BARKSHARES BARRETT BUSINES BARRETT BUSINES AERCAP HOLDINGS NV BUILDERS FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 62. 66 13, 829, 062. 00 14, 829, 062. 00 14, 84, 102, 028. 40 16. 60 8, 102, 028. 40 16. 60 8, 102, 028. 40 17, 900, 033. 89 19, 958 10, 968, 142. 00 11, 135, 800 15, 43 17, 525, 394. 00 15, 43 17, 525, 394. 00 16, 411, 500. 00 17, 75, 72 10, 411, 500. 00 11, 11, 500. 00 12, 380, 200 13, 11 31, 204, 422. 00 14, 725, 773. 80 15, 160, 860. 00 16, 38 15, 160, 860. 00 17, 176, 752. 00 18, 11, 558, 666. 00 19, 12, 14, 15, 15, 160, 860. 00 11, 17, 176, 752. 00		3, 037, 900	5. 70	17, 316, 030. 00
OUTDOORS INC CONCENTRIX CORP 398, 837 142, 73 56, 926, 005, 01 PATRIA INVESTMENTS LTD ALIGHT INC CL A 1, 144, 900 WEBSTER FINANCIAL 400, 037 ALIGHT INC CHORD ENERGY CORP NICOLET BANKSHARES INC BAR HARBOR BARRETT BUSINES BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 BUILDERS FIRSTSOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 152, 66 13, 829, 062, 00 14, 51 142, 73 56, 926, 005, 01 142, 73 56, 926, 005, 01 142, 73 56, 926, 005, 01 162, 66 173, 829, 062, 00 162, 66 173, 829, 062, 00 162, 66 173, 829, 062, 00 162, 66 173, 829, 062, 00 174, 72 175, 926, 005, 006 174, 717, 829, 062, 005 175, 72 176, 752, 00 177, 752, 00 178, 779, 779, 779 1796, 600 1797, 1796, 1796, 1796 1796, 600 1797, 1796, 1796 1797, 1	OVINTIV INC	1, 009, 600	43. 54	43, 957, 984. 00
PATRIA INVESTMENTS LTD		220, 700	62. 66	13, 829, 062. 00
ALIGHT INC CL A 1, 144, 900 9. 58 10, 968, 142, 00 WEBSTER FINANCIAL 400, 037 54. 97 21, 990, 033. 89 WARNER BROS 1, 135, 800 15. 43 17, 525, 394. 00 DISCOVERY INC CHORD ENERGY CORP 172, 400 133. 15 22, 955, 060. 00 NICOLET BANKSHARES 137, 500 75. 72 10, 411, 500. 00 HAYWARD HOLDINGS 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARNETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 BUILDERS 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 FIRST SOURCE 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 53. 24 7, 176, 752, 00	CONCENTRIX CORP	398, 837	142.73	56, 926, 005. 01
WEBSTER FINANCIAL 400, 037 54. 97 21, 990, 033. 89 WARNER BROS DISCOVERY INC 1, 135, 800 15. 43 17, 525, 394. 00 CHORD ENERGY CORP 172, 400 133. 15 22, 955, 060. 00 NICOLET BANKSHARES INC 137, 500 75. 72 10, 411, 500. 00 HAYWARD HOLDINGS INC 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR BANKSHARES 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS FIRSTSOURCE 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 LYONDELLBASELL INDS CLASS A 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134. 800 53. 24 7, 176, 752, 00		488, 074	16. 60	8, 102, 028. 40
WARNER BROS DISCOVERY INC 1, 135, 800 15. 43 17, 525, 394. 00 CHORD ENERGY CORP 172, 400 133. 15 22, 955, 060. 00 NICOLET BANKSHARES INC 137, 500 75. 72 10, 411, 500. 00 HAYWARD HOLDINGS INC 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR BANKSHARES 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS FIRSTSOURCE 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 LYONDELLBASELL INDS CLASS A 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00	ALIGHT INC CL A	1, 144, 900	9. 58	10, 968, 142. 00
WARNER BROS DISCOVERY INC 1, 135, 800 15. 43 17, 525, 394. 00 CHORD ENERGY CORP 172, 400 133. 15 22, 955, 060. 00 NICOLET BANKSHARES INC 137, 500 75. 72 10, 411, 500. 00 HAYWARD HOLDINGS INC 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR BANKSHARES 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS FIRSTSOURCE 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 LYONDELLBASELL INDS CLASS A 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00	WEBSTER FINANCIAL	400, 037	54. 97	21, 990, 033. 89
NICOLET BANKSHARES INC 137,500 75.72 10,411,500.00 HAYWARD HOLDINGS INC 2,380,200 13.11 31,204,422.00 BAR HARBOR BANKSHARES 153,934 30.70 4,725,773.80 BARRETT BUSINES SERVICES 44,100 99.17 4,373,397.00 AERCAP HOLDINGS NV 247,000 61.38 15,160,860.00 BUILDERS FIRSTSOURCE 473,300 81.48 38,564,484.00 LYONDELLBASELL INDS CLASS A 257,200 97.32 25,030,704.00 FIRST BANCORP PUERTO RICO 796,600 14.51 11,558,666.00 GREENE COUNTY 134,800 53,24 7,176,752.00		1, 135, 800	15. 43	17, 525, 394. 00
INC 137, 500 75. 72 10, 411, 500. 00 HAYWARD HOLDINGS 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARRETT BUSINES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 LYONDELLBASELL 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 INDS CLASS A 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00	CHORD ENERGY CORP	172, 400	133. 15	22, 955, 060. 00
INC 2, 380, 200 13. 11 31, 204, 422. 00 BAR HARBOR BANKSHARES 153, 934 30. 70 4, 725, 773. 80 BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS FIRSTSOURCE 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 LYONDELLBASELL INDS CLASS A 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 FIRST BANCORP PUERTO RICO 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00		137, 500	75. 72	10, 411, 500. 00
BANKSHARES BARRETT BUSINES SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 BUILDERS FIRSTSOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 134, 800 30. 70 4, 725, 773. 80 4, 373, 397. 00 81. 48 15, 160, 860. 00 81. 48 38, 564, 484. 00 97. 32 25, 030, 704. 00 11, 558, 666. 00 796, 600 134. 51 17, 176, 752. 00		2, 380, 200	13. 11	31, 204, 422. 00
SERVICES 44, 100 99. 17 4, 373, 397. 00 AERCAP HOLDINGS NV 247, 000 61. 38 15, 160, 860. 00 BUILDERS 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 FIRSTSOURCE 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 INDS CLASS A 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00		153, 934	30.70	4, 725, 773. 80
BUILDERS FIRSTSOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 97. 32 25, 030, 704. 00 14. 51 11, 558, 666. 00 796, 600 14. 51 7, 176, 752, 00		44, 100	99. 17	4, 373, 397. 00
FIRSTSOURCE LYONDELLBASELL INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 473, 300 81. 48 38, 564, 484. 00 97. 32 25, 030, 704. 00 14. 51 11, 558, 666. 00 796, 600 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00	AERCAP HOLDINGS NV	247, 000	61. 38	15, 160, 860. 00
INDS CLASS A FIRST BANCORP PUERTO RICO GREENE COUNTY 257, 200 97. 32 25, 030, 704. 00 11, 558, 666. 00 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00		473, 300	81. 48	38, 564, 484. 00
PUERTO RICO 796, 600 14. 51 11, 558, 666. 00 GREENE COUNTY 134, 800 53, 24 7, 176, 752, 00		257, 200	97. 32	25, 030, 704. 00
1 134, 800 l 53, 24 l 7, 176, 752, 00 l		796, 600	14. 51	11, 558, 666. 00
		134, 800	53. 24	7, 176, 752. 00

I	MASONITE	224, 800	86. 36	19, 413, 728. 00	
	INTERNATIONAL CORP	 1,	00.00	10, 110, 120, 0	
	MOSAIC CO NEW	440, 000	49.85	21, 934, 000. 00	
	NEXSTAR MEDIA	75, 700	200. 16	15, 152, 112. 00	
	GROUP INC ONEMAIN HOLDINGS				
	INC	504, 100	44. 51	22, 437, 491. 00	
	PVH CORP	342,000	82.64	28, 262, 880. 00	
	PATRICK INDUSTRIES INC	390, 200	74. 07	28, 902, 114. 00	
	PREFERRED BANK LOS ANGELES	31, 251	72. 79	2, 274, 760. 29	
	QCR HOLDINGS INC	307, 500	53. 56	16, 469, 700. 00	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	258, 300	149. 06	38, 502, 198. 00	
	RUSH ENTERPRISES INC CL A	308, 200	60. 16	18, 541, 312. 00	
	SOUTHERN MISSOURI BANCORP INC	143, 900	48. 21	6, 937, 419. 00	
	TD SYNNEX CORP	301, 900	101. 13	30, 531, 147. 00	
	WASHINGTON TR BANCORP INC	132, 600	44. 25	5, 867, 550. 00	
	WEST BANCORPORATION INC	179, 700	21. 31	3, 829, 407. 00	
	NOMAD FOODS LTD (US)	1, 826, 500	17. 77	32, 456, 905. 00	
	ATKORE INC	55, 600	146. 46	8, 143, 176. 00	
	CIVITAS RESOURCES INC	251, 300	62. 90	15, 806, 770. 00	
	CADENCE BANK	692, 000	27. 48	19, 016, 160. 00	
	BJS WHSL CLUB HLDGS INC	255, 700	75. 01	19, 180, 057. 00	
	FERGUSON PLC	140, 600	148. 04	20, 814, 424. 00	
	THRYV HOLDINGS INC	678, 700	24. 16	16, 397, 392. 00	
	BOWMAN CONSULTING GROUP LTD	169, 040	26. 26	4, 438, 990. 40	
	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	1, 112, 500	70. 26	78, 164, 250. 00	
	CADRE HOLDING INC	821,600	23. 76	19, 521, 216. 00	
	CRANE HOLDINGS CO	444, 200	120. 39	53, 477, 238. 00	
アメリカ・ドル	小計	77, 575, 700		3, 534, 139, 850. 55 (475, 165, 102, 906)	
イギリス・ポン	BARRATT	2, 544, 227	4. 63	11, 787, 403. 69	
F	DEVELOPMENTS PLC				
	DCC PLC TATE & LYLE PLC	400, 700	46. 07 8. 03	18, 460, 249. 00	
	WETHERSPOON (JD)	1, 754, 452	0.03	14, 102, 285. 17	
	PLS	1, 433, 486	5. 19	7, 446, 959. 77	
	VISTRY GROUP PLC	1, 943, 577	7. 91	15, 383, 411. 95	
	ANGLO AMER PLC (UK)	363, 632	32. 09	11, 670, 769. 04	
•		- 85 -			

	REACH PLC	5, 532, 500	0.94	5, 233, 745. 00	
	JET2 PLC	1, 054, 300	13. 01	13, 716, 443. 00	
	MITIE GROUP PLC	2, 103, 057	0.80	1, 690, 857. 82	
	RATHBONES GROUP PLC	609, 400	21. 30	12, 980, 220. 00	
	SAVILLS PLC	1, 530, 100	9. 95	15, 224, 495. 00	
	JOHN WOOD GROUP PLC	10, 677, 400	1. 44	15, 386, 133. 40	
	LOOKERS PLC	2, 651, 291	0. 91	2, 417, 977. 39	
	JD SPORTS FASHION				
	PLC	13, 725, 200	1. 80	24, 815, 161. 60	
	MEARS GROUP PLC	300, 000	2. 12	636, 000. 00	
	BRITVIC PLC	329, 781	8. 15	2, 687, 715. 15	
	SMITH (WH) PLC	743, 300	17. 14	12, 740, 162. 00	
	HISCOX LTD (NE HISCOX BERMUDA)	1, 168, 142	11. 37	13, 287, 615. 25	
	CARR'S GROUP PLC	843	1. 21	1, 024. 24	
	LSL PROPERTY SERVICES PLC	2, 490, 252	2.65	6, 599, 167. 80	
	DIRECT LINE INSURANCE GRP PLC	6, 446, 076	1.83	11, 809, 211. 23	
	PETS AT HOME GROUP PLC	4, 378, 300	3.80	16, 646, 296. 60	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL S.A.	4, 430, 500	4.86	21, 558, 813. 00	
	ON THE BEACH GROUP PLC	6, 373, 200	1.69	10, 796, 200. 80	
	RHI MAGNESITA NV	503, 549	27. 00	13, 595, 823. 00	
	NEXT PLC	575, 800	68. 90	39, 672, 620. 00	
イギリス・ポント	ド小計	74, 063, 065		320, 346, 760. 90 (51, 771, 240, 029)	
インド・ルピー	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	9, 035, 674	156. 60	1, 414, 986, 548. 40	
	INDUSIND BANK LTD (DEMAT)	741, 600	1, 114. 70	826, 661, 520. 00	
	CYIENT LTD (DEMAT)	290, 900	923. 50	268, 646, 150. 00	
	REDINGTON INDIA LTD	3, 937, 700	179.85	708, 195, 345. 00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	2, 000, 000	213. 80	427, 600, 000. 00	
インド・ルピー	小計	16, 005, 874		3, 646, 089, 563. 40 (5, 943, 125, 988)	
インドネシア・ ルピア	SELAMAT SEMPURNA TBK PT	41, 263, 500	1, 495. 00	61, 688, 932, 500. 00	
インドネシア・ハ		41, 263, 500		61, 688, 932, 500. 00 (549, 031, 499)	
オーストラリア・ドル	MOUNT GIBSON IRON LTD	10, 000, 000	0. 57	5, 750, 000. 00	
	LYCOPODIUM LTD	294, 015	7.60	2, 234, 514. 00	
	CASH CONVERTERS INTL LTD	1, 581, 320	0. 23	363, 703. 60	
I		- 86 -			

	SERVCORP LIMITED	1, 155, 200	3. 40	3, 927, 680. 00	
	INGHAMS GROUP LTD	7, 673, 107	2.74	21, 024, 313. 18	
オーストラリア		20, 703, 642		33, 300, 210. 78	
	7 7			(3, 074, 608, 461)	
カナダ・ドル	LASSONDE INDS INC CL A SUB VTG	24, 198	111. 34	2, 694, 205. 32	
	OPEN TEXT CORPORATION	760, 600	47. 43	36, 075, 258. 00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	1, 053, 700	65. 59	69, 112, 183. 00	
	STELLA JONES INC	458, 100	47. 95	21, 965, 895. 00	
	BIRCHCLIFF ENERGY LTD	1, 317, 300	8. 04	10, 591, 092. 00	
	CI FINANCIAL CORP	350, 000	16. 11	5, 638, 500. 00	
	CENOVUS ENERGY INC	2, 144, 300	24. 51	52, 556, 793. 00	
	BAYTEX ENERGY CORP	2, 307, 200	5. 69	13, 127, 968. 00	
	PEYTO EXPL & DEV CORP NEW	720, 000	11. 45	8, 244, 000. 00	
	NORTH WEST COMPANY INC	655, 000	36. 99	24, 228, 450. 00	
	PARKLAND CORP	615, 800	30. 20	18, 597, 160. 00	
	REAL MATTERS INC	726, 100	5. 87	4, 262, 207. 00	
	WESTERN FOREST PRODUCTS INC	814, 700	1. 26	1, 026, 522. 00	
カナダ・ドル	小計	11, 946, 998		268, 120, 233. 32	
				(26, 718, 181, 250)	
シンガポール・ ドル	HOUR GLASS LTD	609, 900	2. 08	1, 268, 592. 00	
	DELFI LTD	10, 000, 000	0. 90	9, 000, 000. 00	
	BOUSTEAD SINGAPORE LTD	1, 247, 500	0.86	1, 079, 087. 50	
	HRNETGROUP LTD	13, 786, 500	0.83	11, 442, 795. 00	
シンガポール・	ドルー小計	25, 643, 900		22, 790, 474. 50 (2, 291, 582, 211)	
スウェーデン・ クローナ	BOLIDEN AB (SWED)	216, 500	445. 05	96, 353, 325. 00	
	BETSSON AB	1, 550, 000	95. 70	148, 335, 000. 00	
	BEIJER ALMA AB SER B	688, 747	198. 00	136, 371, 906. 00	
	KINDRED GROUP PLC	375, 000	110. 15	41, 306, 250. 00	
	HEXPOL AB B	772, 000	115.00	88, 780, 000. 00	
	BHG GROUP AB	3, 156, 500	14. 08	44, 443, 520. 00	
	DUSTIN GROUP AB	3, 023, 100	35. 78	108, 166, 518. 00	
	AQ GROUP AB	164, 008	379. 50	62, 241, 036. 00	
	ALLIGO AB CL B	95, 400	100.00	9, 540, 000. 00	
	VIVA WINE GROUP AB	663, 300	44. 50	29, 516, 850. 00	
	MOMENTUM GROUP KOMPONENTER &TJ	824, 700	76. 20	62, 842, 140. 00	
スウェーデン・		11, 529, 255		827, 896, 545. 00 (10, 630, 191, 638)	

デンマーク・ク		64,000	123.00	7, 872, 000. 00
ローネ	BANKAKTIELSKAB			
	SCANDINAVIAN	400,000	110.00	47,000,000,00
	TOBACCO GROUP A	400, 000	119. 80	47, 920, 000. 00
デンマーク・クロ	コーネ 小計	464, 000		55, 792, 000. 00 (1, 075, 669, 760)
ニュージーランド・ドル	EBOS GROUP LTD	202, 438	42. 95	8, 694, 712. 10
ニュージーラント	ド・ドル 小計	202, 438		8, 694, 712. 10 (728, 095, 191)
ノルウェー・ク ローネ	ABG SUNDAL COLLIER HOLDING ASA	5, 002, 191	6. 59	32, 964, 438. 69
	SPAREBANK 1 NORD NORGE	427, 700	97. 30	41, 615, 210. 00
	EUROPRIS ASA	2, 947, 200	73.60	216, 913, 920. 00
	SELVAAG BOLIG ASA	684, 200	34. 35	23, 502, 270. 00
	KID ASA	400,000	84. 50	33, 800, 000. 00
ノルウェー・クロ	コーネ 小計	9, 461, 291		348, 795, 838. 69 (4, 548, 297, 736)
ブラジル・レア ル	YDUQS PARTICIPACOES SA	3, 324, 900	8. 12	26, 998, 188. 00
	HYPERA SA	1, 409, 300	44.06	62, 093, 758. 00
	CIELO SA	7, 750, 000	5. 20	40, 300, 000. 00
ブラジル・レアル	▶ 小計	12, 484, 200		129, 391, 946. 00 (3, 366, 157, 353)
メキシコ・ペソ	GENOMMA LAB INTERNACIONAL SA	61, 500	17. 40	1, 070, 100. 00
	BOLSA MEXICANA DE VALORES SA	6, 908, 800	38. 99	269, 374, 112. 00
	QUALITAS CONTROLADO SAB DE CV	1, 954, 700	114. 86	224, 516, 842. 00
	GCC SAB DE CV	1, 984, 800	154. 22	306, 095, 856. 00
	MEDICA SUR SA DE CV	964, 879	38. 70	37, 340, 817. 30
	GRUMA SAB CL B	508, 600	254. 21	129, 291, 206. 00
メキシコ・ペソ	小計	12, 383, 279		967, 688, 933. 30 (7, 081, 547, 613)
ユーロ	AKWEL	32, 986	16. 20	534, 373. 20
	MAYR MELNHOF KARTON AG	88, 500	157. 00	13, 894, 500. 00
	WIENERBERGER AG	705, 900	28. 28	19, 962, 852. 00
	MIQUEL Y COSTAS MIQUEL	104, 764	12. 26	1, 284, 406. 64
	GRUPO CATALANA OCCIDENTE SA	611, 049	29. 25	17, 873, 183. 25
	FAES FARMA SA	149, 473	3. 58	535, 860. 70
	BIC	25, 000	62.60	1, 565, 000. 00
	SYNERGIE SA	74, 013	33. 10	2, 449, 830. 30
	BREMBO SPA	806, 900	13. 34	10, 764, 046. 00
	DICEMBO SI II	000, 500	10.01	10, .01, 010.00

	SA	I			
	INDRA SISTEMAS SA	629, 783	11. 63	7, 324, 376. 29	
	TAKKT AG	1, 201, 263	14. 30	17, 178, 060. 90	
	TKH GROUP NV DUTCH CERTIFICATE	273, 500	42. 96	11, 749, 560. 00	
	SARANTIS SA (REG)	204, 888	7. 50	1, 536, 660. 00	
	MARR SPA	477, 828	11. 36	5, 428, 126. 08	
	DIC ASSET AG	1, 225, 185	8. 70	10, 659, 109. 50	
	MYTILINEOS SA	508, 652	25. 08	12, 756, 992. 16	
	BANCA GENERALI SPA	458, 100	34. 00	15, 575, 400. 00	
	CIE AUTOMOTIVE SA	613, 800	27. 04	16, 597, 152. 00	
	STEF TFE	151, 800	106.80	16, 212, 240. 00	
	HARTMANN (PAUL) AG	5, 028	225. 00	1, 131, 300. 00	
	(REG)	271 040	9E 94	0 494 050 60	
	NORMA GROUP SE	371, 940	25. 34	9, 424, 959. 60	
	TALANX AKTIENGESELLSCHAFT	829, 436	45. 06	37, 374, 386. 16	
	CIA DE DIS INT LOGISTA HLDG SA	831, 800	24. 84	20, 661, 912. 00	
	NN GROUP NV	375, 000	40. 61	15, 228, 750. 00	
	STABILUS SE	125, 958	61. 20	7, 708, 629. 60	
	MAISONS DU MONDE SA	1, 179, 700	11. 39	13, 436, 783. 00	
	ASR NEDERLAND NV	275, 000	43. 01	11, 827, 750. 00	
	BFF BANK SPA	550, 000	9.71	5, 343, 250. 00	
	DWS GROUP GMBH & CO KGAA	117, 387	31. 04	3, 643, 692. 48	
	ECONOCOM GROUP	2, 325, 435	3. 02	7, 022, 813. 70	
	ACOMO NV	531, 431	20. 10	10, 681, 763. 10	
	INNOTEC TSS AG	140, 240	9. 04	1, 267, 769. 60	
	NEURONES	112,000	41. 35	4, 631, 200. 00	
	GROUPE GUILLIN SA	85, 680	24. 40	2, 090, 592. 00	
	PROSEGUR COMP SEGURIDAD (REG)	3, 548, 800	2. 15	7, 651, 212. 80	
	SOPRA STERIA GROUP	106, 200	164.60	17, 480, 520. 00	
	SANOFI	387, 700	89. 10	34, 544, 070. 00	
	AUTOHELLAS SA	171, 860	11. 60	1, 993, 576. 00	
	LINEDATA SERVICES	16, 688	47. 00	784, 336. 00	
	MINCON GROUP PLC	59, 500	1. 15	68, 425. 00	
	RECORDATI SPA	58, 400	41. 10	2, 400, 240. 00	
	JUMBO SA	399, 540	18.68	7, 463, 407. 20	
	JOST WERKE AG	301, 452	53. 30	16, 067, 391. 60	
ユーロ 小計	-	21, 452, 267		425, 754, 428. 58	
				(61, 108, 533, 134)	
合計		528, 525, 288		763, 497, 850, 128 (703, 672, 877, 834)	
				(100, 012, 011, 001)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	シンガポール・ ドル	MAPLETREE INDUSTRIAL REIT	4, 108, 412. 00	9, 613, 684. 08	
	シンガポール・ト	ジル 小計	4, 108, 412. 00	9, 613, 684. 08 (966, 655, 934)	
	ユーロ	IRISH RESIDENTIA PTYS REIT PLC	8, 160, 891. 00	9, 466, 633. 56	
	ユーロ 小計		8, 160, 891. 00	9, 466, 633. 56 (1, 358, 745, 915)	
投資証券 合計				2, 325, 401, 849 (2, 325, 401, 849)	
合計				2, 325, 401, 849 (2, 325, 401, 849)	

⁽注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の() 内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	並	名柄数	組入株式時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式	15銘柄	100%	-%	1.91%
香港・ドル	株式	16銘柄	100%	-%	2.80%
台湾・ドル	株式	13銘柄	100%	-%	2.32%
アメリカ・ドル	株式	143銘柄	100%	-%	67. 30%
イギリス・ポンド	株式	26銘柄	100%	-%	7. 33%
インド・ルピー	株式	5銘柄	100%	-%	0.84%
インドネシア・ルピア	株式	1銘柄	100%	-%	0.08%
オーストラリア・ドル	株式	5銘柄	100%	-%	0.44%
カナダ・ドル	株式	13銘柄	100%	-%	3.78%
シンガポール・ドル	株式	4銘柄	70. 33%	-%	0.46%
	投資証券	1銘柄	-%	29.67%	0.40%
スウェーデン・クローナ	株式	11銘柄	100%	-%	1.51%
デンマーク・クローネ	株式	2銘柄	100%	-%	0.15%
ニュージーランド・ドル	株式	1銘柄	100%	-%	0.10%
ノルウェー・クローネ	株式	5銘柄	100%	-%	0.64%
ブラジル・レアル	株式	3銘柄	100%	-%	0.48%
メキシコ・ペソ	株式	6銘柄	100%	-%	1.00%
ユーロ	株式	44銘柄	97. 82%	-%	8. 85%
	投資証券	1銘柄	-%	2. 18%	0.85%

- ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Aコース (為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	単 位
I	資産総額	182, 427, 176, 052	円
П	負債総額	4, 729, 509, 261	円
Ш	純資産総額 (I – II)	177, 697, 666, 791	円
IV	発行済数量	93, 215, 841, 315	П
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 9063	円

Bコース (為替ヘッジなし)

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	単 位
I	資産総額	435, 627, 151, 710	円
П	負債総額	1, 372, 910, 318	円
Ш	純資産総額 (I – II)	434, 254, 241, 392	円
IV	発行済数量	186, 949, 247, 865	П
V	1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 3228	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	単 位
I	資産総額	783, 461, 081, 236	円
П	負債総額	5, 020, 012, 221	円
Ш	純資産総額(I − II)	778, 441, 069, 015	円
IV	発行済数量	319, 375, 483, 957	П
V	1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 4374	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿作成しません。
- (3) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容 ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。
 - (注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしま す
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日 以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設 定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権 については原則として取得申込者とします。)に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等(2023年3月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営 の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

- 1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、 投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の 判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期し ます。
- 3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2023年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託180本、単位型 株式投資信託4本、親投資信託47本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額 4,351,120,018,308円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。 具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開 情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月10日

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているフィデリティ投信株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すな わち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(単位:千円)

			(単位:千円)
		第36期	第37期
Mr. In		(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
資産の部			
流動資産		0.000.000	0.000.070
現金及び預金		2, 332, 260	3, 022, 979
立替金		10, 825	62, 774
前払費用		391, 344	355, 433
未収委託者報酬		5, 945, 170	7, 302, 518
未収運用受託報酬		1, 090, 786	1, 270, 509
未収収益		7, 554	6, 568
未収入金	*1	230, 819	279, 442
流動資産計		10, 008, 763	12, 300, 226
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7, 487	7, 487
無形固定資産合計		7, 487	7, 487
投資その他の資産			·
長期貸付金	*1	3, 719, 377	5, 754, 864
長期差入保証金		13, 505	11, 755
繰延税金資産		218, 947	371, 268
その他		230	230
投資その他の資産合計		3, 952, 060	6, 138, 118
固定資産計	-	3, 959, 547	6, 145, 605
資産合計		13, 968, 310	18, 445, 832
負債の部			
流動負債			
預り金		325	158
未払金			
未払手数料		2, 709, 755	3, 386, 058
その他未払金	*1	2, 414, 060	3, 949, 135
未払費用		288, 865	1, 205, 608
未払法人税等		15, 600	256, 966
未払消費税等		633, 070	678, 471
賞与引当金		1, 037, 307	755, 779
その他流動負債		355	-
流動負債合計		7, 099, 341	10, 232, 176
固定負債		1, 000, 011	10, 202, 110
長期賞与引当金		389, 323	8, 295
退職給付引当金		1, 998, 303	1, 907, 940
固定負債合計		2, 387, 627	1, 916, 235
負債合計		9, 486, 968	12, 148, 412
純資産の部		, ,	, ,
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金		1, 000, 000	1,000,000
利益準備金		250, 000	250,000
その他利益剰余金		200, 000	250, 000
繰越利益剰余金		3, 231, 341	5, 047, 420
利益剰余金合計		3, 481, 341	5, 297, 420
株主資本合計		4, 481, 341	6, 297, 420
純資産合計		4, 481, 341	6, 297, 420
負債・純資産合計		13, 968, 310	18, 445, 832
2 1 0 7 1 0 2 7 1 1 H H I	-	10, 000, 010	10, 410, 002

(2) 【損益計算書】

(単位:千円) 第36期 第37期 (自 2021年4月1日 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 至 2021年12月31日) 営業収益 委託者報酬 33, 458, 146 48, 219, 377 2, 247, 705 運用受託報酬 7, 978, 913 その他営業収益 123, 584 196,056 営業収益計 35, 829, 436 56, 394, 346 営業費用 *****1 支払手数料 15, 249, 826 21, 912, 619 広告宣伝費 221, 226 270, 363 調査費 調査費 415, 452 563, 944 6, 177, 490 13, 400, 947 委託調査費 営業雑経費 通信費 78, 488 45,710 印刷費 42,662 55,842 協会費 19,694 22, 224 その他 216 1,512 営業費用計 22, 172, 280 36, 305, 942 一般管理費 給料 給料·手当 1,881,393 2,641,460 賞与 1,831,999 1,673,842 福利厚生費 421,801 525,602 13,087 交際費 4, 232 旅費交通費 5,368 70, 519 租税公課 100,646 162,863 弁護士報酬 2, 224 2,415 不動産賃貸料·共益費 308, 067 412, 937 退職給付費用 194, 768 208, 922 消耗器具備品費 5,503 3, 219 事務委託費 3, 898, 698 6, 759, 389 諸経費 224, 902 303, 872 一般管理費計 8, 879, 607 12, 778, 130 営業利益 4, 777, 549 7, 310, 273 営業外収益 受取利息 *1 18,850 16, 144 保険配当金 8,869 9,662 雑益 2, 451 3,309 営業外収益計 30, 171 29, 116 営業外費用 寄付金 2,790 2,930 為替差損 59,075 233, 624 雑損 109 営業外費用計 61,865 236, 664 経常利益 4, 745, 855 7, 102, 725 特別利益 特別退職金戻入額 17, 315 特別利益計 17, 315 特別損失 特別退職金 59, 274 4, 125 事務過誤損失 2,386 105 特別損失計 61,661 4,230 税引前当期純利益 4, 684, 194 7, 115, 810 法人税、住民税及び事業税 1, 368, 735 2, 220, 713 法人税等調整額 (152, 321)159, 943 法人税等合計 2, 068, 392 1, 528, 678 5, 047, <u>41</u>8 当期純利益 3, 155, 515

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本			
			利益剰余金			/+*/かず ∧ ≥1
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	1,000,000	250,000	7, 875, 826	8, 125, 826	9, 125, 826	9, 125, 826
当期変動額						
剰余金の配当	_	_	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)
当期純利益	-	-	3, 155, 515	3, 155, 515	3, 155, 515	3, 155, 515
当期変動額合計	-	-	(4, 644, 485)	(4, 644, 485)	(4, 644, 485)	(4, 644, 485)
当期末残高	1, 000, 000	250, 000	3, 231, 341	3, 481, 341	4, 481, 341	4, 481, 341

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
			利益剰余金			純資産合計
	資本金	41.44.24.14.7	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純質性百 計
		利益準備金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	250, 000	3, 231, 341	3, 481, 341	4, 481, 341	4, 481, 341
当期変動額						
剰余金の配当	-	=	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)
当期純利益	-	-	5, 047, 418	5, 047, 418	5, 047, 418	5, 047, 418
当期変動額合計	-	-	1, 816, 078	1, 816, 078	1, 816, 078	1, 816, 078
当期末残高	1,000,000	250, 000	5, 047, 420	5, 297, 420	6, 297, 420	6, 297, 420

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、 履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

- 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

決算期の変更

当社は、2021年6月28日開催の定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を、1月1日から12月31日までに変更いたしました。その経過措置として、前事業年度は2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
未収入金	1,846 千円	2,693 千円
その他未払金	2, 192, 392 千円	3,683,257 千円
長期貸付金	3,345,000 千円	5,553,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

第36期 第37期 (自 2021年4月1日 (自 2022年1月1日 至 2021年12月31日) 至 2022年12月31日) 8,358,672 千円 17, 246, 408 千円

営業費用 受取利息 11,307 千円

8,825 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	I	I	20,000 株
合計	20,000 株	I	I	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2021年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類 長期貸付金 7,800,000 千円 (2) 配当財産の帳簿価格 390 千円 (3) 1株当たりの配当額 (4) 基準日 2021年12月13日 (5) 効力発生日 2021年12月13日

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	_	_	20,000 株
合計	20,000 株	_	_	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2022年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類 長期貸付金 (2) 配当財産の帳簿価格 3,231,340 千円 161 千円 (3) 1株当たりの配当額 (4) 基準日 2022年12月13日 (5) 効力発生日 2022年12月13日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を 図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それら の源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分 別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに 晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じ た外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性 (最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日 (前期の決算日) における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第36期 (2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	3, 719, 377	3, 719, 377	-
資産計	3, 719, 377	3, 719, 377	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

台信

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2022年12月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5, 754, 864	5, 754, 864	-
資産計	5, 754, 864	5, 754, 864	-

(注2) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(2021年12月31日)

金銭債権のうち長期貸付金(3,719,377千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

第37期(2022年12月31日)

金銭債権のうち長期貸付金(5,754,864千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第36期 (2021年12月31日)

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	_	3, 719, 377	-	3, 719, 377
資産計	-	3, 719, 377	-	3, 719, 377

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第37期 (2022年12月31日)

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	=	5, 754, 864	-	5, 754, 864
資産計	_	5, 754, 864		5, 754, 864

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 938, 692
勤務費用	132, 302
利息費用	10, 621
数理計算上の差異の発生額	1,689
退職給付の支払額	△87, 714
退職給付債務の期末残高	1, 995, 588

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1, 995, 588
未認識過去勤務費用	2, 715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 998, 303
	_
退職給付引当金	1, 998, 303
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 998, 303
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
(3) 区概和自負用及0°°C*27的农自*2°立镇	(千円)
勤務費用	116, 263
利息費用	9, 334
数理計算上の差異の費用処理額	1,689
過去勤務債務の費用処理額	$\triangle 1,406$
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	125, 879

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は68,889千円であります。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 995, 588
勤務費用	174, 611
利息費用	10, 753
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 45,265$
退職給付の支払額	△228 , 588
退職給付債務の期末残高	1, 907, 099

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	(千円) 1,907,099
未認識過去勤務費用	841
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 907, 940
退職給付引当金	1, 907, 940
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 907, 940

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150, 582
利息費用	9, 273
数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle 45,265$
過去勤務債務の費用処理額	$\triangle 1,874$
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	112, 715

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 1.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は96,206千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	100, 529	91, 806
賞与引当金	317, 623	231, 419
退職給付引当金	611,880	584, 211
資産除去債務	2,685	1,644
その他	186, 073	87, 153
繰延税金資産小計	1, 218, 790	996, 233
評価性引当額	$\triangle 763, 405$	△624, 965
繰延税金資産合計	455, 385	371, 268
繰延税金負債		
未払金	236, 438	-
繰延税金負債合計	236, 438	_
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	218, 947	371, 268

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
法定実効税率	30. 62%	30. 62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	0.38%
評価性引当額	1. 56%	△2. 19%
過年度法人税等	0.04%	0. 23%
その他	0.02%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.63%	29.07%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	33, 458, 146	ı	33, 458, 146
運用受託報酬	2, 247, 705	ı	2, 247, 705
その他営業収益	123, 584	ı	123, 584
合計	35, 829, 436	-	35, 829, 436

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	48, 219, 377	-	48, 219, 377
運用受託報酬	3, 116, 449	4, 862, 463	7, 978, 913
その他営業収益	196, 056	-	196, 056
合計	51, 531, 882	4, 862, 463	56, 394, 346

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)及び 第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高		
顧客との契約から生じた債権	16, 225, 991	7, 035, 957		

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7, 035, 957	8, 573, 027

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)及び 第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	6, 361, 705	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5, 608, 242	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5, 264, 940	資産運用業

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への売上高	48, 219, 377	7, 978, 913		56, 394, 346	

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

(-) Stell MA		(11=== 1147
投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	9, 173, 768	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	7, 286, 922	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6, 452, 328	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被有) 有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 ミ ダ ブ 市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約 委任 乗 員 の 兼任	委託調査等報酬(注3) 共通発生経費 負担額(注4)	千円 - 5,640,534	未収入金未払金	千円 620 686, 919
親会社	フィイテン・ ディイヤホイン ジ・ボーン式 会社	東京都港区	千円	グループ	被所有直 接100 %	当社事業 活動の発 理等役員 の兼任	貸付金の回収 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額(注4) 連結法人税の 個別帰属額 剰余金の配当	千円 335,000 11,307 234,202 - 7,800,000	未払金	千円 3,345,000 1,226 50,325 1,098,134
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	千米ドル 189, 735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額(注4)	千円 2, 483, 934	未払金	千円 357, 012

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 のでである。 有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親	フィデリ	+-+n\#				当社設定 投資信託	共通発生経費 負担額(注4)	452, 000	未収入金	56, 159
会社をもつ会社	ティ証券 株式会社	東京都港区	10, 857, 500	証券業	なし	の募集・販売	投資信託販売 に係る代行手 数料(注5)	656, 658	未払金	88, 138

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の (被 有)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千米ドル		割合			千円		千円
		英領バ				投資顧問	委託調査等報酬(注3)	_	未収入金	2, 693
親会社	FIL Limited	央ミダ、ローン ブローン 市		投資顧問業	被所有間 接100 %	契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額(注4)	12, 450, 274	未払金	767, 387
			千円					千円		千円
							金銭の貸付 (注1)	2, 208, 660	長期貸付金	5, 553, 660
	フィデリティ・パ	東京都港		グループ	被所有直	当社事業 活動の管	利息の受取 (注1)	8, 825	未収入金	-
親会社	ン・ホー	区 区	4, 510, 000	会社経営 管理	接100 %	理等役員	共通発生経費 負担額(注4)	256, 643	未払金	46, 250
	ルディン グス株式 会社	株式	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日生		の兼任	連結法人税の 個別帰属額	_	未払金	1, 788, 272
							剰余金の配当	3, 231, 340	未払金	_
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	千米ドル 189, 735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額(注4)	千円 4,539,490	未払金	千円 1,081,346

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被有) 割合		取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親	フィデリ	東京都港				当社設定 投資信託	共通発生経費 負担額(注4)	391, 995	未収入金	52, 615
会社をもつ会社	ティ証券 株式会社	区	11, 757, 500	証券業	なし	の募集・販売	投資信託販売 に係る代行手 数料(注5)	800, 707	未払金	67, 683

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- •FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第36期	第37期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年1月1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	224,067円09銭	314,871円00銭
1株当たり当期純利益	157,775円76銭	252, 370円92銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期	第37期
項目	(自 2021年4月1日	(自 2022年1月1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
当期純利益(千円)	3, 155, 515	5, 047, 418
普通株式に係る当期純利益(千円)	3, 155, 515	5, 047, 418
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡または事業譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。
- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)

投資信託約款

フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)

- 運用の基本方針 -

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

- (1) 投資対象
 - フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券 への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを 含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用 を行ないます。
 - ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
 - ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならび に投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則毎年2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき 分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)」 投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社 を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし) 投資信託約款に規定する信託の合計で金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為 替ヘッジなし)投資信託約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50 条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)投資信託約款に規定する信託の合計で1,500億口を上限とし、追加信託に よって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分 割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の 仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うこ とについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」 といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」 をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されるこ とにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託 を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。
 - ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
 - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止 日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ 約束手形
 - 二 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券 (金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に 流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時 価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属す るとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指 図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託 者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三 者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をい います。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先お よびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資 産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これら に類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法 第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法 施行前の旧商法第 341 条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め 「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得 可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間 に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反 対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)の

スワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた 有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの 一部を決済するための指図をするものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な 行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの 指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的と して、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受 けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないもの とします。
 - ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。 (損益の帰属)
- 第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から2021年2月22日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第39条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金 の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も 含みます。)
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の 解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の150.0の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁しま

す。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

- 第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第42条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間 の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に 係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融 機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日ま

でに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第45条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 54 条 (削 除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.fidelity.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020年3月23日

委託者 東京都港区六本木七丁目7番7号 フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)

投資信託約款

フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)

- 運用の基本方針 -

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

- (1) 投資対象
 - フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券 への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを 含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用 を行ないます。
 - ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
 - ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならび に投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則毎年2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき 分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)」 投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社 を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)投資信託約款に規定する信託の合計で金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替へッジあり)投資信託約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50 条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)投資信託約款に規定する信託の合計で1,500億口を上限とし、追加信託に よって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分 割1ます
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の 仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うこ とについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」 といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」 をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されるこ とにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託 を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。
 - ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
 - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止 日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ 約束手形
 - 二 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券 (金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に 流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時 価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属す るとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指 図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出 した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託 者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三 者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をい います。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先お よびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資 産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これら に類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法 第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法 施行前の旧商法第 341 条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間 に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反 対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)の

スワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた 有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの 一部を決済するための指図をするものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な 行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的と して、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受 けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないもの とします。
 - ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。 (損益の帰属)
- 第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から2021年2月22日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第39条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金 の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も 含みます。)
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の 解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の150.0の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁しま

す。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

- 第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第42条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間 の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に 係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融 機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日ま

でに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第45条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 54 条 (削 除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.fidelity.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020年3月23日

委託者 東京都港区六本木七丁目7番7号 フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社



フィデリティ・ 世界割安成長株投信

Cコース

(毎月決算·予想分配金提示型·為替ヘッジあり)

Dコース

(毎月決算·予想分配金提示型·為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式 2023.05.18

設定·運用は

フィデリティ投信株式会社



- 1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行なうフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)及びフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月17日に関東財務局長に提出し、2022年11月18日にその届出の効力が生じております。
- 2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
- 3. お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。
- 4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名

フィデリティ投信株式会社

代表者の役職氏名

代表取締役社長 デレック・ヤング

本店の所在の場所

東京都港区六本木七丁目7番7号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 該当事項はありません。

目 次

第一部	証券恤	青報·		1
第二部	ファニ	ンドヤ	青報·····	4
	第 1	ファ	ァンドの状況	4
		1	ファンドの性格	4
		2	投資方針······	12
		3	投資リスク	22
		4	手数料等及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
		5	運用状況·····	30
	第 2	管理	里及び運営	44
		1	申込(販売)手続等······	44
		2	換金(解約)手続等······	46
		3	資産管理等の概要	48
		4	受益者の権利等	52
	第3	ファ	ァンドの経理状況	54
		1	財務諸表⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	57
		2	ファンドの現況	95
	第 4	内国	国投資信託受益証券事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
第三部	委託会	会社等	等の情報	97
	第 1	委討	€会社等の概況⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	97
		1	委託会社等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
		2	事業の内容及び営業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
		3	委託会社等の経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
		4	利害関係人との取引制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
		5	その他	118
<添付)	> 投資	資信言		

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

(ファンドの愛称を「テンバガー・ハンター」とする場合があります。)

(以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)」を「Cコース」、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)」を「Dコース」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」 といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の 規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の 振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機 関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または 記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定ま る受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除 き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記 名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*1とします。

- *1 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日*²における受益権総口数で除して得た受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。
- *2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。 基準価額については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にCコースは「テンバガーC」、Dコースは「テンバガーD」としてそれぞれ略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*(税抜3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
 - * 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」ということがあります。)が含まれております。
 - ※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、各コース間の乗り換え(以下「スイッチング」といいます。)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

- ※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。 ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍とします。
- ② 販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間:2022年11月18日から2023年11月16日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)) までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。 ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込み に係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する ファンド口座に払込まれます。

* 「申込代金」とは、お申込み金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数)に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)) までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的 この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
 - ② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、CコースおよびDコースの合計で1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類 方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Cコース」、「Dコース」共通

	/ 1 / N.	
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

- **追加型投信**…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産ととも に運用されるファンドをいいます。
- **外**…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Cコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一公債 社債 で の し で し で り し し し し し し し し し し し り し り し	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎 月)	グローバル (含む日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信 その他資産 【投資信託証券(株式(一般))) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Dコース」

- (注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- ※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表 (網掛け表示部分) の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託 証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて 主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるも のをいいます。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン ズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

あり(フルヘッジ)…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部 の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団 法人投資信託協会のホームページ (アドレス: https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④ ファンドの特色

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を 目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や 直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な 投資機会の発掘に注力します。
 - * ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Cコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Dコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合が あります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資 対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

(参考) 運用プロセス



対象企業 (世界の上場企業の内、 流動性等を考慮して選別)

● フィデリティのグローバル 調査体制を活用し、幅広く 銘柄を調査



投資機会の発掘

投資先企業との面談、 訪問調査を実施



ポートフォリオ 構築 事業の持続的な成長性・ 競争優位性・収益性と株価の 割安度に注目して構築



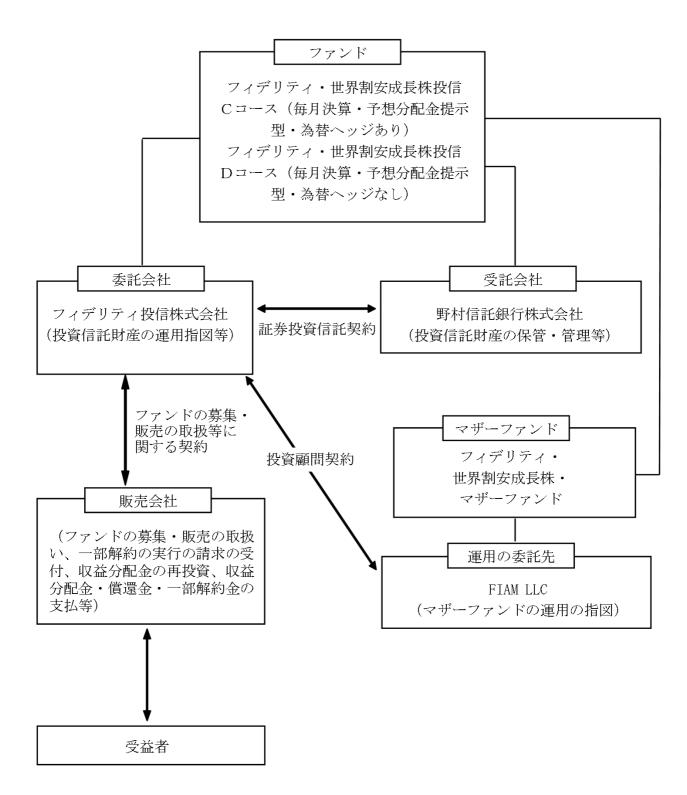
ファンド

中小型銘柄も含めて幅広い 銘柄に分散投資

(2) 【ファンドの沿革】

2021年11月29日 ファンドの募集開始 2021年11月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

- (3) 【ファンドの仕組み】
 - ファンドの仕組み
 ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



- ② 委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。
 - (a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社と の信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議 決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。 (b) 受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、 投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金 融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の 交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の 支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引 報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先: FIAM LLC (所在地:米国)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託 財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の 委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

- ・FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。
- ※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。
- ③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要
 - (a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

- ④ 委託会社の概況 (2023年3月末日現在)
 - (a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務

を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパ ン・ホールディングス 株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000株	100%

2【投資方針】

- (1) 【投資方針】
 - ① 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- ② 運用方法
 - (a) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

- (b) 投資熊度
- 1. フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3. Cコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用 し、為替変動リスクの低減を図ります。Dコースは、実質組入外貨建資産については、 原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- 4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ ファンドのベンチマーク ファンドはベンチマークを設けておりません。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲「(5)投資制限 ⑦から⑨」に定めるものに限ります。)
 - 3. 約束手形
 - 4. 金銭債権
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

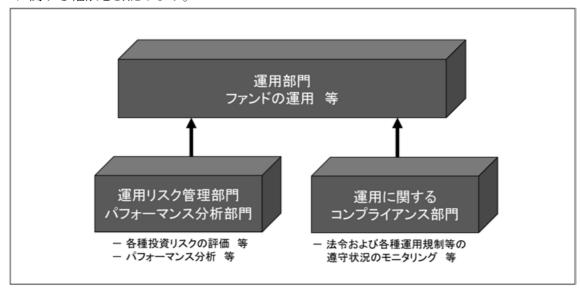
- ② 運用の指図範囲等
 - (a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券

- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. の証券または 証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものならびに14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (b) 上記(a) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら 行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部 門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティン グ等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵 守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要 に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバック しています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、 モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜 関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部 統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっていま す。

- ※上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。
- ※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時(原則毎月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 毎計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上	400円

- ※ 毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、 基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額とな る場合や分配金が支払われない場合があります。
- ※ 基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ※ 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ※ 上記表に記載された基準価額および分配金額は将来の運用の成果を保証または示唆 するものではありません。
- (b) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (c) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (d) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一 の運用を行ないます。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期 決算日と比べて下落します。

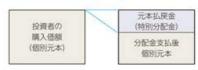
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での掲益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合

普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 購入価額 (個別元本) (個別元本) 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合



- ●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(債選)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- ●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、後配「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配 金の支払いは純資産から行なわれますので、 分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で 分配金が支払われる イメージ



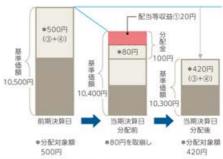
3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配する ことができます。

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合

- 期中収益(①+②)50円 *50円 100F *500円 (3+4) *450円 (3)+(4) 10.550F 10.500F 10,450F 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配的 分配後 *分配对象额 *50円を取消し *分配对象器 500円 450円

前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



- **分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。) は、支出金を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除 きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者 とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものと します。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資され ますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<ファンドの投資信託約款に基づく投資制限>

- ① 株式への実質投資割合※には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質 投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する 目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しませ
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑥ 信用取引の指図範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a) の信用取引の指図は、下記1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ下記1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券

- 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予 約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の 行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新 株予約権(上記5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑦ 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に 属する株式および公社債を下記1.から2.の範囲内で貸付の指図をすることができま す。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記(a) 1. から2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

① 有価証券の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入 れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提 供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記 (a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

② 有価証券の空売りの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記⑪の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ③ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪ 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記 (a) の資金借入額は、下記 1. から 3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当の ために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受 取りの確定している資金の額の範囲内

- 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資 信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産 の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味し ます。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に 属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総 額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべ ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数 が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合にお いては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなり ません。
- (b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項 第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商 品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超える こととなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券また はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。) を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図して はなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1 項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ないます。
- ② 株式への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り 込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。した がって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損 失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経 営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<為替変動リスク>

Cコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Dコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<エマージング市場に関わるリスク>

エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

■その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、 債務が履行されない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<デリバティブ(派生商品)に関する留意点>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を 用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額 の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が 履行されず損失を被る可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守 して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応 じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしてい ます。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を 定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアン ス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタ リングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応 策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

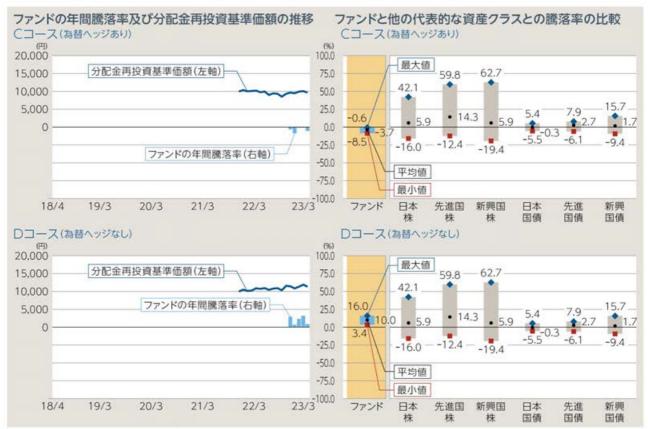
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも 委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社(販売会社が選任する取次会社を含みます。)とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(お申込み金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2021年11月30日に設定されたため、2022年11月~2023年3月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※ファンドは2021年11月30日に設定されたため2022年11月~2023年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2018年4月~2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同 指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローパル・ ダイパーシファイド (円ペース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または 正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

[※]海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*(税抜3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。
 - * 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
 - ※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

- ※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65%(税抜1.50%)の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率/税抜)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0. 7375%	0. 7375%	0. 025%	1.50%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管
	理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 借入有価証券に係る品借料
- ④ 外貨建資産の保管費用
- ⑤ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑥ 投資信託財産に関する租税
- ⑦ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑧ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑨ その他、以下の諸費用
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
 - 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託 契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑨の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑨の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年2月および8月に到来する計算期(以下「特定期間」といいます。)末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①~⑧の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります ので表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような 取扱いとなります。

① 個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については「3.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の 区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその 個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別 元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記「(5) 課税上の取扱い」の記載は、2023年3月末日現在のものですので、税法が 改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ※ 上記「(5) 課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものでは ありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもた らす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7, 280, 924, 126	102. 30
預金・その他の資産(負債控除後)	_	$\triangle 163, 732, 558$	△2.30
合計(純資産総額)		7, 117, 191, 568	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	日本	6, 634, 571, 575	△93. 22

⁽注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	62, 456, 566, 339	100.05
預金・その他の資産(負債控除後)	_	△30, 170, 161	△0.05
合計 (純資産総額)		62, 426, 396, 178	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計	投資比率
		(円)	(%)
株式	アメリカ	362, 217, 901, 033	46. 53
	日本	60, 662, 976, 481	7. 79
	イギリス	50, 484, 303, 509	6. 49
	カナダ	34, 066, 683, 959	4. 38
	アイルランド	23, 744, 903, 630	3. 05
	フランス	23, 510, 160, 374	3. 02
	バミューダ	17, 658, 417, 455	2. 27
	オランダ	15, 413, 434, 690	1. 98
	ドイツ	14, 441, 842, 416	1. 86
	韓国	13, 631, 990, 099	1. 75
	中国	13, 506, 864, 997	1. 74
	台湾	13, 304, 310, 611	1.71
	スウェーデン	10, 316, 916, 727	1. 33
	スペイン	10, 117, 179, 486	1. 30
	ケイマン諸島	9, 099, 969, 256	1. 17
	メキシコ	7, 151, 274, 426	0. 92
	イタリア	6, 744, 235, 568	0.87
	シンガポール	6, 238, 992, 083	0.80
	インド	5, 791, 619, 807	0.74
	ガーンジィ	4, 754, 969, 650	0.61
	オーストリア	4, 685, 592, 793	0.60
	イギリス領バー ジン諸島	4, 643, 714, 057	0.60
	ノルウェー	4, 426, 106, 028	0. 57
	ギリシャ	4, 290, 419, 097	0. 55
	ルクセンブルグ	3, 210, 165, 934	0. 41
	オーストラリア	3, 063, 046, 519	0.39
	ジャージィー	2, 469, 198, 303	0.32
	ブラジル	2, 325, 163, 777	0.30
	イスラエル	2, 130, 304, 238	0. 27
	バージン諸島	2, 101, 498, 078	0. 27
	パナマ	1, 697, 305, 015	0. 22
	プエルトリコ	1, 163, 687, 778	0. 15

	デンマーク	1, 052, 328, 000	0. 14
	ベルギー	1, 018, 281, 476	0. 13
	インドネシア	572, 902, 434	0.07
	マルタ	561, 633, 750	0.07
	ポルトガル	481, 912, 909	0.06
	ニュージーランド	422, 100, 110	0.05
	香港	138, 628, 098	0.02
	小計	743, 312, 934, 651	95. 49
投資証券	アイルランド	1, 117, 852, 734	0. 14
	シンガポール	971, 871, 128	0. 12
	小計	2, 089, 723, 862	0. 27
預金・その他の資産(負債控除後)		33, 038, 410, 502	4. 24
合計 (純資産総額)		778, 441, 069, 015	100.00

⁽注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	5, 602, 381, 789	0.72
為替予約取引(売建)	日本	1, 045, 638, 655	△0. 13

⁽注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・地域	<i>本</i> 好 □	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受 益証券	フィデリティ・世界 割安成長株・マザー ファンド	日本	2, 987, 168, 346	2. 3377	6, 983, 212, 623	2. 4374	7, 280, 924, 126	102. 30

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

(2023年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		フィデリティ・世界 割安成長株・マザー ファンド	日本	25, 624, 257, 955	2. 3368	59, 879, 296, 588	2. 4374	62, 456, 566, 339	100. 05

種類別投資比率

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	102. 30

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

					•	023年3月31日	/ - 1/
順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類 業 種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	UNIVAR SOLUTIONS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式資本財	2, 507, 000	4, 632. 15 11, 612, 814, 339	4, 661. 53 11, 686, 461, 476	1. 50
2	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	4, 677, 000	2, 079. 06 9, 723, 773, 441	2, 121. 79 9, 923, 619, 780	1. 27
3	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	1, 112, 500	9, 381. 81 10, 437, 272, 302	8, 676. 78 9, 652, 917, 082	1. 24
4	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式銀行	1, 925, 000	6, 064. 45 11, 674, 074, 603	4, 991. 35 9, 608, 351, 445	1. 23
5	TOTALENERGIES SE ADR	アメリカ・ドル フランス	株式 エネルギー	1, 165, 000	8, 286. 30 9, 653, 543, 072	7, 896. 96 9, 199, 963, 293	1. 18
6	SINOPHARM GROUP CO LTD H	香港・ドル 中国	株式 ヘルスケア機器・ サービス	22, 268, 184	367. 41 8, 181, 687, 092	393. 78 8, 768, 798, 897	1. 13
7	GENPACT LTD	アメリカ・ドル バミューダ	株式 商業・専門サービ ス	1, 177, 300	6, 350. 68 7, 476, 663, 569	6, 078. 29 7, 155, 965, 636	0. 92
8	CONCENTRIX CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 商業・専門サービ ス	444, 737	18, 760. 89 8, 343, 665, 700	16, 023. 60 7, 126, 287, 793	0.92
9	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	カナダ・ドル カナダ	株式 生活必需品流通・ 小売り	1, 053, 700	6, 477. 01 6, 824, 828, 071	6, 673. 52 7, 031, 893, 292	0.90
10	ANTERO RES CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	2, 225, 000	3, 334. 45 7, 419, 171, 930	3, 012. 44 6, 702, 671, 880	0.86
11	伊藤忠商事	日本・円日本	株式 卸売業	1, 547, 000	4, 108. 00 6, 355, 076, 000	4, 301. 00 6, 653, 647, 000	0.85
12	CRANE HOLDINGS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式資本財	444, 200	16, 075. 67 7, 140, 815, 590	14, 966. 04 6, 647, 916, 034	0.85
13	NEXT PLC	イギリス・ポン ド イギリス	株式 一般消費財・サー ビス流通・小売り	574, 500	11, 407. 08 6, 553, 369, 758	10, 827. 62 6, 220, 469, 988	0.80
14	DISCOVER FINANCIAL SERVICE	アメリカ・ドルアメリカ	株式金融サービス	465, 800	14, 845. 86 6, 915, 204, 103	13, 101. 96 6, 102, 894, 644	0.78
15	OVINTIV INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1, 231, 200	5, 595. 93 6, 889, 718, 080	4, 698. 92 5, 785, 311, 165	0. 74
16	BUILDERS FIRSTSOURCE	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	494, 600	10, 889. 72 5, 386, 057, 496	11, 516. 96 5, 696, 289, 652	0. 73
17	KBR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式	782, 800	7, 414. 92 5, 804, 400, 080	7, 261. 36 5, 684, 193, 703	0.73
			- 3 <i>4</i> -		I	I	

			商業・専門サービス				
18	SANOFI	ユーロ フランス	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	387, 700	12, 983. 65 5, 033, 761, 880	14, 488. 94 5, 617, 361, 882	0.72
19	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	86, 200	66, 642. 15 5, 744, 553, 536	62, 767. 11 5, 410, 525, 037	0.70
20	THE CIGNA GROUP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	159, 000	40, 200. 54 6, 391, 886, 146	33, 928. 64 5, 394, 653, 394	0. 69
21	SPROUTS FMRS MKT	アメリカ・ドル アメリカ	株式 生活必需品流通・ 小売り	1, 155, 600	4, 411. 83 5, 098, 312, 134	4, 605. 45 5, 322, 057, 673	0.68
22	ELEVANCE HEALTH INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	86, 200	66, 102. 69 5, 698, 051, 981	61, 279. 59 5, 282, 300, 451	0.68
23	CDW CORPORATION	アメリカ・ドルアメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	203, 900	28, 566. 07 5, 824, 622, 264	25, 380. 05 5, 174, 991, 603	0.66
24	ADIENT PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 自動車・自動車部 品	960, 200	5, 955. 43 5, 718, 411, 567	5, 387. 94 5, 173, 495, 667	0.66
25	TALANX AKTIENGESELLS CHAFT	ユーロドイツ	株式保険	829, 436	6, 566. 14 5, 446, 195, 551	6, 228. 07 5, 165, 787, 790	0.66
26	CENOVUS ENERGY INC	カナダ・ドル カナダ	株式 エネルギー	2, 144, 300	2, 420. 36 5, 189, 983, 308	2, 315. 69 4, 965, 528, 706	0. 64
27	DICKS SPORTING GOODS INC	アメリカ・ドルアメリカ	株式 一般消費財・サー ビス流通・小売り	266, 900	17, 378. 92 4, 638, 436, 283	18, 308. 30 4, 886, 484, 816	0. 63
28	AMGEN INC	アメリカ・ドルアメリカ	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	147, 600	32, 117. 97 4, 740, 612, 504	32, 247. 50 4, 759, 730, 262	0. 61
29	AMDOCS LTD	アメリカ・ドル ガーンジィ	株式 ソフトウェア・ サービス	374, 800	12, 599. 20 4, 722, 180, 979	12, 686. 69 4, 754, 969, 650	0. 61
30	TEMPUR SEALY INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 耐久消費財・アパ レル	910, 300	5, 701. 73 5, 190, 285, 729	5, 179. 63 4, 715, 016, 005	0.61

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	 国内	建設業	0. 36
		食料品	0. 12
		化学	0. 43
		医薬品	0. 01
		ガラス・土石製品	0. 26
		金属製品	0. 21
		機械	0. 25
		電気機器	0.74
		輸送用機器	0. 21
		精密機器	0.08
		その他製品	0.04
		陸運業	0.07
		倉庫・運輸関連業	0.07
		情報・通信業	0. 78
		卸売業	2. 16
		小売業	1.00
		その他金融業	0.18
		不動産業	0. 22
		サービス業	0.60
	小計		7. 79
	外国	エネルギー	6. 97
		素材	6. 56
		資本財	10. 31
		商業・専門サービス	4. 79
		運輸	1. 01
		自動車・自動車部品	2. 42
		耐久消費財・アパレル	4. 70
		消費者サービス	1. 69
		一般消費財・サービス流通・小売り	5. 35
		生活必需品流通・小売り	3. 38
		食品・飲料・タバコ	1. 91
		家庭用品・パーソナル用品	0.07
		ヘルスケア機器・サービス	5. 99
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	2.26
		サイエンス	3. 36
		銀行	4. 72
		金融サービス	3. 92
		保険	4. 70
		ソフトウェア・サービス	2.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機	6. 68

		器	
		公益事業	1. 37
		半導体・半導体製造装置	2.01
		メディア・娯楽	1. 68
		不動産管理・開発	1. 29
	小計		87. 69
投資証券	外国	_	0. 27
	小計		0. 27
合計 (対純資産総額比)			95. 76

②【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

	_				(2023年3月3	1 1 5011
種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ニュージーランド・ドル	売建	45, 500	3, 683, 252	3, 794, 245	△0.05
	デンマーク・ク ローネ	売建	465, 300	8, 799, 754	9, 082, 656	△0. 13
	オーストラリア・ ドル	売建	319, 900	27, 753, 286	28, 608, 657	△0. 40
	シンガポール・ドル	売建	309, 900	30, 329, 541	31, 067, 475	△0. 44
	ノルウェー・ク ローネ	売建	3, 014, 900	37, 646, 001	38, 620, 869	△0. 54
	メキシコ・ペソ	売建	9, 043, 800	62, 736, 298	65, 906, 692	△0.93
	スウェーデン・ク ローナ	売建	7, 887, 400	99, 335, 441	101, 510, 838	△1.43
	香港・ドル	売建	10, 810, 500	179, 121, 985	183, 454, 185	△2. 58
	カナダ・ドル	売建	2, 983, 600	283, 676, 851	293, 556, 404	△4. 12
	イギリス・ポンド	売建	3, 061, 200	489, 080, 305	505, 006, 164	△7. 10
	ユーロ	売建	3, 974, 400	559, 918, 639	577, 679, 040	△8. 12
	アメリカ・ドル	売建	36, 065, 000	4, 691, 435, 201	4, 796, 284, 350	△67. 39

- Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし) 該当事項はありません。
- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なものフィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2023年3月31日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	34, 729, 435	4, 614, 945, 863	4, 634, 827, 676	0.60
	カナダ・ドル	買建	9, 629, 467	944, 100, 362	950, 538, 225	0. 12
	ユーロ	買建	116, 802	16, 879, 436	17, 015, 888	0.00
	スウェーデン・ク ローナ	売建	6, 046, 487	76, 971, 783	77, 973, 686	△0.01
	アメリカ・ドル	売建	7, 249, 941	960, 979, 798	967, 664, 969	△0. 12

⁽注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

⁽注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為 替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

	純資産総額	純資産総額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
年月日	(百万円)	(百万円)	(円)	(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2022年2月21日	1, 962	1, 962	1. 0172	1. 0172
(第1特定期間)	1, 902	1, 902	1.0172	1.0172
2022年8月22日	4, 738	4, 738	0. 9704	0. 9704
(第2特定期間)	1, 100	1, 100	0.3101	0.5101
2023年2月20日	7, 579	7, 579	1. 0117	1. 0117
(第3特定期間)	1,010	1,013	1. 0111	1. 0111
2022年3月末日	2, 755	_	1. 0223	_
2022年4月末日	3, 018		0. 9763	_
2022年5月末日	3, 497	_	0. 9959	_
2022年6月末日	3, 894	_	0. 9008	_
2022年7月末日	4, 401	_	0. 9448	-
2022年8月末日	4, 690	_	0. 9330	_
2022年9月末日	4, 712	_	0.8539	_
2022年10月末日	5, 391	_	0. 9314	_
2022年11月末日	6, 154	_	0. 9663	_
2022年12月末日	6, 617	_	0. 9478	_
2023年1月末日	7, 288	_	0. 9946	_
2023年2月末日	7, 494	_	1. 0061	_
2023年3月末日	7, 117	_	0. 9679	

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

ロー ハ (母月仏弁	1 心刀 配並 爬 1 主			
	純資産総額	純資産総額	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
年月日	(百万円)	(百万円)	(円)	(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2022年2月21日	8, 488	8, 488	1. 0298	1. 0298
(第1特定期間)	0, 400	0, 400	1.0230	1.0230
2022年8月22日	32, 018	32, 608	1. 0853	1. 1053
(第2特定期間)	52, 016	32, 000	1.0033	1. 1055
2023年2月20日	58, 304	59, 376	1. 0877	1. 1077
(第3特定期間)	50, 504	55, 510	1.0077	1. 1011
2022年3月末日	14, 375	_	1. 0873	_
2022年4月末日	17, 684	-	1. 0533	_
2022年5月末日	22, 379	_	1. 0737	_
2022年6月末日	27, 236	_	1. 0252	_
2022年7月末日	29, 705	_	1.0608	_
2022年8月末日	32, 685	_	1. 0526	_
2022年9月末日	34, 320	_	0. 9866	_
2022年10月末日	40, 972	_	1. 0945	_
2022年11月末日	46, 499		1. 0726	
2022年12月末日	51, 273	-	1. 0172	_
2023年1月末日	55, 264	_	1. 0620	_
2023年2月末日	60, 273	_	1. 0954	_
2023年3月末日	62, 426		1. 0436	_

②【分配の推移】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間(第1期~第3期計算期間合計)	0.0000
第2特定期間(第4期~第9期計算期間合計)	0.0000
第3特定期間(第10期~第15期計算期間合計)	0.0000

Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間(第1期~第3期計算期間合計)	0.0000
第2特定期間(第4期~第9期計算期間合計)	0.0400
第3特定期間(第10期~第15期計算期間合計)	0.0500

③【収益率の推移】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

期	収益率(%)
第1特定期間(第1期~第3期計算期間合計)	1.7
第2特定期間(第4期~第9期計算期間合計)	△4. 6
第3特定期間(第10期~第15期計算期間合計)	4.3

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

期	収益率(%)
第1特定期間(第1期~第3期計算期間合計)	3. 0
第2特定期間(第4期~第9期計算期間合計)	9. 3
第3特定期間(第10期~第15期計算期間合計)	4.8

(注)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配付)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

期	設定数量	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2021年11月30日~2022年2月21日)	1, 931, 637, 375	2, 244, 608	1, 929, 392, 767
第2特定期間 (2022年2月22日~2022年8月22日)	3, 005, 164, 707	51, 985, 922	4, 882, 571, 552
第3特定期間 (2022年8月23日~2023年2月20日)	3, 046, 414, 400	437, 151, 842	7, 491, 834, 110

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2021年11月30日~2022年2月21日)	8, 257, 273, 220	14, 257, 703	8, 243, 015, 517
第2特定期間 (2022年2月22日~2022年8月22日)	22, 227, 699, 745	968, 590, 073	29, 502, 125, 189
第3特定期間 (2022年8月23日~2023年2月20日)	27, 446, 133, 960	3, 344, 781, 128	53, 603, 478, 021

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

※連用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。 ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。



基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	Cコース (為替ヘッジあり)	Dコース (為替ヘッジなし)
基準価額	9,679円	10,436円
純資産総額	71.2億円	624.3億円



分配の推移

(1万口当たり/税引前)

	分配金		
決算期	Cコース (為替ヘッジあり)	Dコース (為替ヘッジなし)	
2022年11月	0円	100円	
2022年12月	0円	0円	
2023年1月	0円	0円	
2023年2月	0円	200円	
2023年3月	0円	0円	
直近1年間累計	0円	900円	
設定来累計	0円	900円	

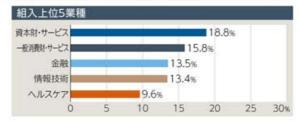


主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	95.5%
投資証券	0.3%
現金・その他	4.2%

組	入上位10銘柄		A1 0777775	
	銘柄	国·地域	業種	比率
1	ユニバー・ソリューションズ	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
	PG&E	アメリカ	公益事業	1.3%
3	シーゲート・テクノロジー・ホールディングス	アイルランド	情報技術	1.2%
4	ウェルズ・ファーゴ	アメリカ	金融	1.2%
5	トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	1.2%
6	国薬控股(シノファーム・グループ)	中国	ヘルスケア	1.1%
7	ジェンパクト	バミューダ(英領)	資本財・サービス	0.9%
8	コンセントリクス	アメリカ	資本財・サービス	0.9%
	アリマンタシォン・クシュタール	カナダ	生活必需品	0.9%
10	アンテロ・リソーシズ	アメリカ	エネルギー	0.9%





- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
 ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
 ※国・地域は発行国・地域を表示しています。
 ※業権はMSCI/S&P GICS・のセクターに挙じて表示しています。
 *MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。



年間収益率の推移



- ※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。 ※2021年は当初設定日(2021年11月30日)以降2021年末までの実績、2023年は年初以降3月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。)において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資 約款に従い収益分配金再投資に関する契約(以下「累積投資契約」といいます。)を締結するも のとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権 利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規 定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。 ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- ⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ (アドレス: https://www.fidelity.co.jp/) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)) または販売会社までお問い合わせください。
- ⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- ⑧ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ⑨ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- ※ ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日(ただし、ニューヨーク証券取引 所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。)において一部解約の実行の 請求を行なうことができます。
 - 一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
- ③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部 解約にあたり手数料はかかりません。
- ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、一部解約時の差益(譲渡益)に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる 税金を差し引いた金額となります。

- ※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売 会社の営業所等においてお支払するものとします。
- ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
- ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

株式:原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120 -00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にCコースは「テンバガーC」、Dコースは「テンバガーD」としてそれぞれ略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、 信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a)信託の終了」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) 信託の終了

<信託契約の解約>

① 委託会社は、信託の期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この本(a) <信託契約の解約>③において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信 託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、 下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

<委託会社の登録取消等に伴う取扱い>

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資 信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変 更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間にお いて存続します。

<受託会社の辞任および解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事 由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることがで きます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社 は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、 受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし ます。

(b) 投資信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、上記①の事項(上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(b)③において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ① 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容 および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投 資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、これを販売会社を通じて知 れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版) (投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書(全体版)を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求が あった場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (f) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ (https://www.fidelity.co.jp/) に掲載します。

- (g) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終 了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した 受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3特定期間(2022年8月23日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり) の2022年8月23日から2023年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり) の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあ り)]

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 2 特定期間 2022年 8 月22日現在	第3特定期間 2023年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	138	136
金銭信託	_	1, 486, 437
親投資信託受益証券	4, 668, 814, 006	7, 443, 639, 762
派生商品評価勘定	7, 833, 843	13, 499, 200
未収入金	79, 998, 027	441, 745, 198
流動資産合計	4, 756, 646, 014	7, 900, 370, 733
資産合計	4, 756, 646, 014	7, 900, 370, 733
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	471, 981	25, 009, 299
未払金	10, 814, 229	272, 439, 690
未払解約金	-	12, 200, 095
未払受託者報酬	111, 342	171, 206
未払委託者報酬	6, 569, 599	10, 101, 548
その他未払費用	617, 986	717, 543
流動負債合計	18, 585, 137	320, 639, 381
負債合計	18, 585, 137	320, 639, 381
純資産の部		
元本等		
元本	4, 882, 571, 552	7, 491, 834, 110
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 144, 510, 675$	87, 897, 242
(分配準備積立金)	56, 294, 130	294, 141, 658
元本等合計	4, 738, 060, 877	7, 579, 731, 352
純資産合計	4, 738, 060, 877	7, 579, 731, 352
負債純資産合計	4, 756, 646, 014	7, 900, 370, 733

(単位:円)

		(半世. 户)
	第2特定期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月22日	第3特定期間 自2022年8月23日 至2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	356, 700, 668	423, 277, 600
派生商品取引等損益	17, 533, 118	2, 556, 584
為替差損益	$\triangle 427, 479, 949$	△6, 903, 896
営業収益合計	△53, 246, 163	418, 930, 288
営業費用		
受託者報酬	455, 349	809, 709
委託者報酬	26, 867, 349	47, 775, 312
その他費用	627, 458	737, 287
営業費用合計	27, 950, 156	49, 322, 308
営業利益又は営業損失 (△)	△81, 196, 319	369, 607, 980
― 経常利益又は経常損失 (△)	△81, 196, 319	369, 607, 980
当期純利益又は当期純損失(△)	△81, 196, 319	369, 607, 980
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	500, 566	8, 283, 096
期首剰余金又は期首欠損金(△)	33, 270, 210	$\triangle 144, 510, 675$
剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 313, 191	26, 286, 398
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4, 313, 191	26, 286, 398
剰余金減少額又は欠損金増加額	100, 397, 191	155, 203, 365
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	100, 397, 191	155, 203, 365
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 144, 510, 675$	87, 897, 242

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基	(1) 為替予約取引
準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対
	顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
	(2) 直物為替先渡取引
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に
	あたっては、価格情報会社の提供する価格等で評価しております。
3. その他財務諸表作成の	(1) 外貨建取引等の処理基準
ための基本となる重要	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平
な事項	成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額
	をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づ
	き、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産
	等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対
	する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為
	替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基
	金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨
	基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しており
	ます。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末日および翌日が休日のため、2022年8
	月23日から2023年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2特定期間	第3特定期間	
境 · 口	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在	
1. 元本の推移			
期首元本額	1, 929, 392, 767 円	4,882,571,552 円	
期中追加設定元本額	3,005,164,707 円	3,046,414,400 円	
期中一部解約元本額	51, 985, 922 円	437, 151, 842 円	
2. 受益権の総数	4, 882, 571, 552 □	7, 491, 834, 110 🖂	
3. 元本の欠損			
純資産額が元本総額を下回っている場合に	144, 510, 675 円	- 円	
おけるその差額			
4. 1口当たり純資産額	0.9704 円	1.0117 円	

第2特定期間

自 2022年2月22日 至 2022年8月22日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要する費用として、委託者 報酬の中から支弁している額

純資産総額に対して年率0.41%以内の額

2. 分配金の計算過程

(自2022年2月22日 至2022年3月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(2,040,694円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (36,739,510円)及び分配準備積立金

(19,207,033円)より分配対象収益は57,987,237円(1口当たり0.024987円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年3月23日 至2022年4月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額 (5,281,293円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (46,501,808円)及び分配準備積立金

(21,247,727円) より分配対象収益は73,030,828円(1口当たり0.025258円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年4月21日 至2022年5月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(6,798,731円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金

(38,790,769円) 及び分配準備積立金

(26,471,846円) より分配対象収益は72,061,346円(1口当たり0.021730円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年5月21日 至2022年6月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(8,298,296円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 第3特定期間 自 2022年8月23日 至 2023年2月20日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要する費用として、委託者 報酬の中から支弁している額

同左

2. 分配金の計算過程

(自2022年8月23日 至2022年9月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(5,427,380円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (92,585,473円)及び分配準備積立金 (56,024,481円)より分配対象収益は 154,037,334円(1口当たり0.028706円)であり ますが、分配は行っておりません。

(自2022年9月21日 至2022年10月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(1,435,467円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (101,110,114円)及び分配準備積立金 (61,096,534円)より分配対象収益は 163,642,115円(1口当たり0.029002円)であり ますが、分配は行っておりません。

(自2022年10月21日 至2022年11月21日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(6,320,274円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (118,796,566円)及び分配準備積立金 (61,452,328円)より分配対象収益は 186,569,168円(1口当たり0.030100円)であり ますが、分配は行っておりません。

(自2022年11月22日 至2022年12月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(2,169,220円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (57,255,880円)及び分配準備積立金 (33,257,410円)より分配対象収益は98,811,586 円(1口当たり0.024176円)でありますが、分配 は行っておりません。

(自2022年6月21日 至2022年7月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,058,540円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,280,783円)及び分配準備積立金(41,295,999円)より分配対象収益は118,635,322円(1口当たり0.026048円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年7月21日 至2022年8月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(7,109,946円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(78,322,275円)及び分配準備積立金(49,184,184円)より分配対象収益は134,616,405円(1口当たり0.027571円)でありますが、分配は行っておりません。

額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (138,303,129円)及び分配準備積立金 (67,188,481円)より分配対象収益は 207,660,830円 (1口当たり0.030472円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年12月21日 至2023年1月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額 (6,655,745円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (147,556,921円)及び分配準備積立金 (68,403,742円)より分配対象収益は 222,616,408円(1口当たり0.031437円)であり ますが、分配は行っておりません。

(自2023年1月21日 至2023年2月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,228,232円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(212,128,964円)、信託約款に規定される収益調整金(162,006,824円)及び分配準備積立金(73,784,462円)より分配対象収益は456,148,482円(1口当たり0.060886円)でありますが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の
組方針	金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
	おります。
2. 金融商品の内容及び	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品に係る	金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表に記載しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ
	取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引
	のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第2特定期間	第3特定期間		
種類	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在		
性知	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
親投資信託受益証券	189, 635, 425	543, 825, 470		
合 計	189, 635, 425	543, 825, 470		

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	第2特定期間					第3特定期間				
	2022年8月22日 現在			在		2023年2月20日 現在				
	契約額等		時価	評価損益		契約額等		時価	評価損益	
在	(円)	う	(円)	(円)		(円)	う	(円)	(円)	
種類	· · · · ·	Ĺ	(1.17)	\ \ \		(, ,,	É	(, , ,	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		1					1			
	2	年					年			
		超					-超			
市場取引以外の取引										
為替予約取引										
売建	4, 183, 895, 891	_	4, 178, 206, 732	5, 689, 159	(6, 778, 998, 482	_	6, 798, 861, 984	△19, 863, 502	
香港・ドル	131, 844, 387	_	131, 674, 838	169, 549		183, 500, 080	_	184, 224, 521	△724, 441	
アメリカ・ドル	3, 179, 413, 510	_	3, 175, 069, 239	,		5, 016, 936, 841	_	5, 034, 392, 698	· ·	
イギリス・ポンド	226, 725, 850	_	226, 447, 274	278, 576		471, 770, 544	_	473, 024, 916		
オーストラリア・ ドル	31, 103, 365	_	31, 047, 273	56, 092		29, 582, 019	_	29, 561, 925	20, 094	
カナダ・ドル	185, 066, 048	_	184, 692, 788	373, 260		251, 503, 971	_	250, 538, 151	965, 820	
シンガポール・ドル	21, 932, 280	_	21, 917, 587	14, 693		30, 970, 693	_	31, 015, 504	△44, 811	
スウェーデン・ク ローナ	39, 413, 922	_	39, 387, 608	26, 314		100, 861, 763	_	100, 702, 946	158, 817	
デンマーク・ク ローネ	8, 376, 052	_	8, 365, 729	10, 323		10, 297, 878	_	10, 318, 486	△20, 608	
ニュージーラン ド・ドル	_	_	_	_		6, 764, 542	_	6, 730, 825	33, 717	
ノルウェー・ク ローネ	30, 177, 421	_	30, 123, 902	53, 519		43, 484, 835	_	43, 157, 752	327, 083	
メキシコ・ペソ	30, 092, 779	-	30, 033, 274	59, 505		64, 358, 439	_	65, 249, 208	△890, 769	
ユーロ	299, 750, 277	-	299, 447, 220	303, 057		568, 966, 877	_	569, 945, 052	△978, 175	
合計	4, 183, 895, 891	=	4, 178, 206, 732	5, 689, 159	(6, 778, 998, 482	_	6, 798, 861, 984	$\triangle 19, 863, 502$	

(注1) 時価の算定方法

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客 先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出し たレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

	第	2 特定期間			第	3 特定期間	
	2022年	2023年2月20日 現在					
	契約額等	時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円) う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
性無	ち			,	5		
	1				1		
	年				年		
	超			į	超		
市場取引以外の取引							
直物為替先渡取引							
売建	393, 036, 239 —	391, 438, 449	1, 597, 784	734, 961, 640	_	724, 412, 900	10, 548, 737
台湾・ドル	123, 371, 550 —	123, 202, 089	169, 459	290, 595, 528		288, 518, 571	2, 076, 955
韓国・ウォン	191, 985, 535	190, 290, 231	1, 695, 303	270, 027, 599		261, 682, 867	8, 344, 731
インド・ルピー	77, 679, 154	77, 946, 129	$\triangle 266,978$	108, 149, 606	_	107, 165, 912	983, 694
ブラジル・レアル		-		66, 188, 907	_	67, 045, 550	$\triangle 856, 643$
				, ,		,,	,
買建	195, 601, 519 —	195, 676, 433	74, 912	364, 225, 651	_	362, 030, 316	△2, 195, 335
台湾・ドル	61, 449, 607	61, 560, 361	110, 753	144, 897, 797	_	144, 000, 466	△897, 331
韓国・ウォン	95, 185, 785	95, 119, 657	$\triangle 66, 129$	132, 537, 567	_	130, 748, 057	$\triangle 1,789,509$
インド・ルピー	38, 966, 127 —	38, 996, 415	30, 288	53, 712, 823	_	53, 638, 455	$\triangle 74,368$
ブラジル・レアル	_ _	_	_	33, 077, 464	_	33, 643, 338	565, 875
A =1							
合計	588, 637, 758 —	587, 114, 882	1, 672, 696	1, 099, 187, 291	-	1, 086, 443, 216	8, 353, 403

(注1) 時価の算定方法

- 1. 価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。
- 2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- (注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
 - (ア)株式該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	2, 932, 645, 088	7, 443, 639, 762	
親投資信託受益証	E券 合計	2, 932, 645, 088	7, 443, 639, 762	
合計		2, 932, 645, 088	7, 443, 639, 762	

- (注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
 - ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)の2022年8月23日から2023年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替へッジなし) の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジな

し)]

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四:11)
	第 2 特定期間 2022年 8 月22日現在	第3特定期間 2023年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	37, 010, 933	84, 969, 185
親投資信託受益証券	32, 016, 615, 724	58, 299, 958, 408
未収入金	639, 254, 616	1, 158, 330, 936
流動資産合計	32, 692, 881, 273	59, 543, 258, 529
資産合計	32, 692, 881, 273	59, 543, 258, 529
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	590, 042, 503	1, 072, 069, 560
未払解約金	37, 010, 933	84, 969, 185
未払受託者報酬	755, 478	1, 311, 645
未払委託者報酬	44, 573, 993	77, 387, 676
その他未払費用	1, 639, 607	3, 264, 321
流動負債合計	674, 022, 514	1, 239, 002, 387
負債合計	674, 022, 514	1, 239, 002, 387
純資産の部		
元本等		
元本	29, 502, 125, 189	53, 603, 478, 021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 516, 733, 570	4, 700, 778, 121
(分配準備積立金)	1, 170, 402, 807	1, 894, 395, 206
元本等合計	32, 018, 858, 759	58, 304, 256, 142
純資産合計	32, 018, 858, 759	58, 304, 256, 142
負債純資産合計	32, 692, 881, 273	59, 543, 258, 529

(単位:円)

	(半位.口)
第2特定期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月22日	第3特定期間 自 2022年8月23日 至 2023年2月20日
2, 247, 646, 185	3, 332, 700, 971
2, 247, 646, 185	3, 332, 700, 971
2, 846, 386	6, 093, 490
167, 939, 805	359, 519, 113
1, 648, 386	3, 289, 499
172, 434, 577	368, 902, 102
2, 075, 211, 608	2, 963, 798, 869
2, 075, 211, 608	2, 963, 798, 869
2, 075, 211, 608	2, 963, 798, 869
$\triangle 2,565,802$	69, 666, 824
245, 983, 444	2, 516, 733, 570
1, 145, 654, 333	1, 627, 169, 796
1, 145, 654, 333	1, 627, 169, 796
61, 126, 590	154, 657, 551
61, 126, 590	154, 657, 551
891, 555, 027	2, 182, 599, 739
2, 516, 733, 570	4, 700, 778, 121
	自 2022年 2 月22日 至 2022年 8 月22日 2, 247, 646, 185 2, 247, 646, 185 2, 846, 386 167, 939, 805 1, 648, 386 172, 434, 577 2, 075, 211, 608 2, 075, 211, 608 2, 075, 211, 608 2, 075, 211, 608 42, 565, 802 245, 983, 444 1, 145, 654, 333 1, 145, 654, 333 61, 126, 590 61, 126, 590 891, 555, 027

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の	特定期間の取扱い
ための基本となる重要	ファンドの特定期間は前期末日および翌日が休日のため、2022年8
な事項	月23日から2023年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2特定期間	第3特定期間
模 F	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	8, 243, 015, 517 円	29, 502, 125, 189 円
期中追加設定元本額	22, 227, 699, 745 円	27, 446, 133, 960 円
期中一部解約元本額	968, 590, 073 円	3,344,781,128 円
2. 受益権の総数	29, 502, 125, 189 🏻	53, 603, 478, 021 🏻
3. 1口当たり純資産額	1.0853 円	1.0877 円

第2特定期間 自 2022年2月22日

至 2022年8月22日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要する費用として、委託者 報酬の中から支弁している額

純資産総額に対して年率0.41%以内の額

2. 分配金の計算過程

(自2022年2月22日 至2022年3月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(21,506,837円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(316,960,208円)、信託約款に規定される収益調整金(293,626,099円)及び分配準備積立金(62,228,164円)より分配対象収益は694,321,308円(1口当たり0.059050円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年3月23日 至2022年4月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(34,215,724円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(972,302,840円)、信託約款に規定される収益調整金(587,317,812円)及び分配準備積立金(399,025,515円)より分配対象収益は1,992,861,891円(1口当たり0.132191円)であり、うち301,512,524円(1口当たり0.020000円)を分配金額としております。

(自2022年4月21日 至2022年5月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(40,278,509円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (593,892,341円)及び分配準備積立金 (1,091,589,101円)より分配対象収益は 1,725,759,951円(1口当たり0.092173円)であ りますが、分配は行っておりません。

(自2022年5月21日 至2022年6月20日)

第3特定期間 自 2022年8月23日 至 2023年2月20日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要する費用として、委託者 報酬の中から支弁している額

同左

2. 分配金の計算過程

(自2022年8月23日 至2022年9月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(36,249,755円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,051,531,595円)及び分配準備積立金(1,149,659,277円)より分配対象収益は3,237,440,627円(1口当たり0.097006円)であり、うち333,735,129円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。

(自2022年9月21日 至2022年10月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額(54,025,231円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,281,648,250円)及び分配準備積立金 (846,426,436円)より分配対象収益は 3,182,099,917円(1口当たり0.088578円)であ り、うち359,243,718円(1口当たり0.010000 円)を分配金額としております。

(自2022年10月21日 至2022年11月21日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(47,561,292円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(635,162,902円)、信託約款に規定される収益調整金(2,753,146,896円)及び分配準備積立金(533,146,136円)より分配対象収益は3,969,017,226円(1口当たり0.095055円)であり、うち417,551,332円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。

(自2022年11月22日 至2022年12月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(52,848,230円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,157,728,278円)及び分配準備積立金(1,129,254,848円)より分配対象収益は2,339,831,356円(1口当たり0.094832円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年6月21日 至2022年7月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除 した額 (55,813,973円、本ファンドに帰属すべき 親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買 等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,445,441,267円)及び分配準備積立金 (1,178,834,698円)より分配対象収益は 2,680,089,938円(1口当たり0.096968円)であ りますが、分配は行っておりません。

(自2022年7月21日 至2022年8月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(48,680,385円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(502,483,213円)、信託約款に規定される収益調整金(1,654,143,348円)及び分配準備積立金(1,209,281,712円)より分配対象収益は3,414,588,658円(1口当たり0.115740円)であり、うち590,042,503円(1口当たり0.020000円)を分配金額としております。

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(18,972,893円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,336,565,607円)及び分配準備積立金(790,635,561円)より分配対象収益は4,146,174,061円(1口当たり0.085536円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2022年12月21日 至2023年1月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(48,717,441円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,585,308,907円)及び分配準備積立金(801,525,371円)より分配対象収益は4,435,551,719円(1口当たり0.086522円)でありますが、分配は行っておりません。

(自2023年1月21日 至2023年2月20日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(65,521,047円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(2,067,457,112円)、信託約款に規定される収益調整金(3,807,311,597円)及び分配準備積立金(833,486,607円)より分配対象収益は6,773,776,363円(1口当たり0.126368円)であり、うち1,072,069,560円(1口当たり0.020000円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対	すする取 当ファンド	は証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信
組方針	託約款に定め	る「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内	羽容及び 当ファンド	および主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品	品に係る 金融商品の種	類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭
リスク	債務であり、	その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対
	照表、有価証	券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附
	属明細表に記	載しております。
	デリバティ	ブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属	する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。	
	当該金融商	品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金	利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係	えるリス 投資リスク	の管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法	と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理	部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第2特定期間	第3特定期間	
在 柘	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在	
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	1, 299, 054, 528	4, 368, 929, 939	
合 計	1, 299, 054, 528	4, 368, 929, 939	

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
 - (ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	22, 969, 016, 787	58, 299, 958, 408	
親投資信託受益証	」 券 合計	22, 969, 016, 787	58, 299, 958, 408	
合計		22, 969, 016, 787	58, 299, 958, 408	

- (注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
 - ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

E A	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22, 278, 319, 820	38, 675, 515, 474
金銭信託	3, 411, 779, 203	1, 441, 280, 197
株式	623, 913, 128, 205	763, 497, 850, 128
投資証券	1, 632, 623, 205	2, 325, 401, 849
派生商品評価勘定	25, 021, 368	12, 887, 568
未収入金	376, 818, 905	4, 265, 529, 618
未収配当金	1, 366, 666, 725	811, 997, 593
流動資産合計	653, 004, 357, 431	811, 030, 462, 427
資産合計	653, 004, 357, 431	811, 030, 462, 427
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	67, 523, 333	140, 108, 614
未払金	1, 776, 769, 731	5, 284, 155, 771
未払解約金	4, 744, 017, 743	15, 391, 136, 625
その他未払費用	80, 678	98, 881
流動負債合計	6, 588, 391, 485	20, 815, 499, 891
負債合計	6, 588, 391, 485	20, 815, 499, 891
純資産の部		
元本等		
元本	269, 427, 670, 682	311, 324, 111, 245
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	376, 988, 295, 264	478, 890, 851, 291
元本等合計	646, 415, 965, 946	790, 214, 962, 536
純資産合計	646, 415, 965, 946	790, 214, 962, 536
負債純資産合計	653, 004, 357, 431	811, 030, 462, 427

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及 び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	232, 898, 633, 122 円	269, 427, 670, 682 円
期中追加設定元本額	57, 051, 235, 362 円	62, 229, 696, 265 円
期中一部解約元本額	20, 522, 197, 802 円	20, 333, 255, 702 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)	71, 198, 586, 340 円	73,897,671,652 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)	150, 216, 921, 477 円	173, 774, 444, 214 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)(野村SMA・EW向け)	11, 926, 587, 721 円	14, 233, 758, 162 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)(野村SMA・EW向け)	20, 370, 381, 991 円	22, 620, 503, 563 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 (確定拠出 年金向け)	424, 500, 534 円	891, 331, 394 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあ り)	1, 945, 987, 832 円	2, 932, 645, 088 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジな し)	13, 344, 704, 787 円	22, 969, 016, 787 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 (適格機関 投資家専用)	- 円	4,740,385 円
計	269, 427, 670, 682 円	311, 324, 111, 245 円
3. 受益権の総数	269, 427, 670, 682 🏻	311, 324, 111, 245 🏻
4. 1口当たり純資産額	2. 3992 円	2.5382 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	_
1. 金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の
組方針	金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って
	おります。
2. 金融商品の内容及び	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取
当該金融商品に係る	引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券
リスク	に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載
	しております。
	デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および
	信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としておりま
	す。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2) デリバティブ取引
	「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ
	取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引
	のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年8月22日現在	2023年2月20日現在		
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
Letta — Da	A 00 000 405 100	00 004 140 071		
株式	$\triangle 20, 602, 465, 188$	28, 694, 140, 971		
投資証券	$\triangle 20,602,465,188$ $20,091,366$	28, 694, 140, 971 △164, 177, 019		

(注) 2023年2月20日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年2月22日から2023年2月20日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	2022年8月22日 現在 2023年2月20日 現在					在		
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	う	(円)	(円)	(円)	う	(円)	(円)
種類		ち				ち		
,,,		1				1		
		年				年		
		一超				上超		
市場取引以外の取		Œ				Æ		
引								
為替予約取引								
売建	4, 068, 975, 964		4, 135, 954, 487	△66, 978, 523	17, 161, 748, 930	_	17, 289, 436, 459	△127, 687, 529
香港・ドル	2, 009, 346		2, 020, 688	△11, 342				
アメリカ・ドル	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, ,					_ ∧127_657_161
イギリス・ポン	4, 050, 050, 704		4, 123, 013, 010	△00, 930, 900	17, 133, 303, 130		17, 200, 302, 237	$\triangle 127,037,101$
ド	418, 714	_	417, 866	848	_	-	_	_
オーストラリ	_	_	_	_	852, 898	_	854, 476	△1, 578
ア・ドル シンガポール・								
ドル	3, 065, 732	_	3, 069, 343	$\triangle 3,611$	_	_	_	_
ユーロ	7, 423, 468	_	7, 430, 980	$\triangle 7,512$	27, 590, 896	_	27, 619, 686	△28, 790
買建	2, 769, 995, 911		2, 794, 472, 469	24, 476, 558	3, 205, 231, 335	_	3, 205, 697, 818	466, 483
韓国・ウォン	10, 534, 239	_	10, 589, 897	55, 658	79, 821, 782	_	79, 900, 906	79, 124
台湾・ドル	_	_	_	_	1, 614, 081, 283	_	1, 611, 885, 085	$\triangle 2, 196, 198$
アメリカ・ドル	2, 759, 461, 672	_	2, 783, 882, 572	24, 420, 900	689, 967, 502	_	692, 297, 568	2, 330, 066
イギリス・ポン ド	_	_	_	_	417, 553, 821	_	417, 492, 683	△61, 138
インドネシア・	_		_	_	79, 730, 203		80, 067, 983	337, 780
ルピア			_	_				331, 180
カナダ・ドル	_	_	_	_	20, 166, 962	_	20, 185, 466	18, 504
スウェーデン・ クローナ	_	_	_	_	4, 542, 691	_	4, 538, 383	△4, 308
ユーロ	_	_	_	_	299, 367, 091	_	299, 329, 744	△37, 347
合計	6, 838, 971, 875	_	6, 930, 426, 956	\triangle 42, 501, 965	20, 366, 980, 265	_	20, 495, 134, 277	\triangle 127, 221, 046

(注1) 時価の算定方法

- 1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客 先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出し たレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘 柄	株式数	- F	備考	
	海山 J.L.1	7/N	単 価	金額	NHI 42
日本円	ミライト・ワン	471,800	1, 504. 00	709, 587, 200	
	日本電技	99, 950	3, 445. 00	344, 327, 750	
	三井住建道路	40,600	901.00	36, 580, 600	
	佐藤渡辺	48, 700	2, 278. 00	110, 938, 600	
	東鉄工業	276, 800	2, 761. 00	764, 244, 800	
	新日本建設	400, 000	871.00	348, 400, 000	
	世紀東急工業	200, 000	800.00	160, 000, 000	
	住友電設	113, 800	2, 394. 00	272, 437, 200	
	アルトナー	75, 000	1, 084. 00	81, 300, 000	
	パーソルホールディ ングス	443, 500	2, 793. 00	1, 238, 695, 500	
	SFoods	193, 816	2, 750. 00	532, 994, 000	
	セントケア・ホール ディング	231, 800	785. 00	181, 963, 000	
	ファンコミュニケー ションズ	169, 800	410.00	69, 618, 000	
	アスクル	1, 398, 200	1, 733. 00	2, 423, 080, 600	
	エレマテック	50,000	1, 734. 00	86, 700, 000	
	あらた	362, 225	4, 035. 00	1, 461, 577, 875	
	ピックルスホール ディングス	240, 500	1, 243. 00	298, 941, 500	
	ラサ商事	125, 000	1, 386. 00	173, 250, 000	
	三洋貿易	200, 000	1, 139. 00	227, 800, 000	
	プレサンスコーポレーション	952, 100	1, 677. 00	1, 596, 671, 700	
	クリヤマホールディ ングス	106, 600	842. 00	89, 757, 200	
	シップヘルスケア ホールディングス	740, 100	2, 494. 00	1, 845, 809, 400	
	ツルハホールディン グス	305, 000	9, 490. 00	2, 894, 450, 000	
	トーカロ	245, 200	1, 239. 00	303, 802, 800	
	SUMCO	660, 400	1, 873. 00	1, 236, 929, 200	
	TIS	343, 000	3, 435. 00	1, 178, 205, 000	
	ガンホー・オンライ ン・エンターテイメ ント	300, 000	2, 328. 00	698, 400, 000	
	システムリサーチ	106, 400	2, 207. 00	234, 824, 800	
	積水樹脂	410, 300	1, 933. 00	793, 109, 900	
	ダイキョーニシカワ	932, 300	635. 00	592, 010, 500	
	クイック	199, 800	1, 834. 00	366, 433, 200	
	ヒト・コミュニケーションズ・ホール				
	ディングス	180, 200	1, 568. 00	282, 553, 600	
	東和薬品	50, 000	1, 908. 00	95, 400, 000	

アルプス技研	359, 900	2, 398. 00	863, 040, 200	
クレスコ	377, 000	1, 743. 00	657, 111, 000	
テー・オー・ダブ				
リュー	118, 200	306.00	36, 169, 200	
デクセリアルズ	695, 100	2, 708. 00	1, 882, 330, 800	
ベルテクスコーポ レーション	458, 400	1, 287. 00	589, 960, 800	
MARUWA	77, 700	17, 360. 00	1, 348, 872, 000	
キャリアリンク	50,000	2, 530. 00	126, 500, 000	
ウィルグループ	191, 700	1, 123. 00	215, 279, 100	
大和冷機工業	1, 407, 269	1, 233. 00	1, 735, 162, 677	
KVK	41,600	1, 513. 00	62, 940, 800	
寺崎電気産業	16, 101	1, 042. 00	16, 777, 242	
かわでん	8, 700	1, 770. 00	15, 399, 000	
мс ј	1, 904, 800	958. 00	1, 824, 798, 400	
ルネサスエレクトロ ニクス	2, 401, 800	1, 710. 50	4, 108, 278, 900	
全国保証	284, 500	5, 290. 00	1, 505, 005, 000	
いすゞ自動車	1, 055, 900	1, 641. 00	1, 732, 731, 900	
ハリマ共和物産	1, 100	1, 634. 00	1, 797, 400	
SPK	60,000	1, 519. 00	91, 140, 000	
ドウシシャ	578, 800	1, 769. 00	1, 023, 897, 200	
フジ・コーポレー ション	456, 380	1, 251. 00	570, 931, 380	
オーエムツーネット	32, 000	1, 093. 00	34, 976, 000	
ハンズマン	68, 500	1, 135. 00	77, 747, 500	
ダイイチ	175, 500	781. 00	137, 065, 500	
A&Dホロンホール ディングス	450, 000	1, 257. 00	565, 650, 000	
ニホンフラッシュ	315, 100	936. 00	294, 933, 600	
伊藤忠商事	1, 547, 000	4, 108. 00	6, 355, 076, 000	
山善山善	136, 200	1, 044. 00	142, 192, 800	
三谷商事	630, 000	1, 426. 00	898, 380, 000	
中央自動車工業	65, 700	2, 570. 00	168, 849, 000	
ケーズホールディン グス	826, 400	1, 182. 00	976, 804, 800	
PALTAC	414, 900	4, 860. 00	2, 016, 414, 000	
ハマキョウレックス	162, 100	3, 150. 00	510, 615, 000	
エーアイテイー	337, 600	1, 578. 00	532, 732, 800	
ベルパーク	26, 800	1, 645. 00	44, 086, 000	
三協フロンティア	20,000	3, 400. 00	68, 000, 000	
DTS	200, 000	3, 095. 00	619, 000, 000	
カプコン	324, 900	4, 490. 00	1, 458, 801, 000	
ジャステック	194, 300	1, 238. 00	240, 543, 400	
トーカイ	45, 600	1, 904. 00	86, 822, 400	
NSW	253, 000	2, 104. 00	532, 312, 000	
ディーエムエス	79, 800	1, 285. 00	102, 543, 000	
イオンディライト	412, 500	3, 020. 00	1, 245, 750, 000	
アークランズ	50, 400	1, 455. 00	73, 332, 000	

1	日本電計	150, 000	1, 761. 00	264, 150, 000	
	因幡電機産業	391, 200	2, 804. 00	1, 096, 924, 800	
	バローホールディン グス	328, 000	1, 930. 00	633, 040, 000	
	東テク	75, 000	4, 155. 00	311, 625, 000	
	ベルク	27, 359	5, 530. 00	151, 295, 270	
	アオキスーパー	19, 700	2, 355. 00	46, 393, 500	
日本円 小計		28, 977, 400		59, 824, 972, 294	
韓国・ウォン	DB INSURANCE CO LTD	510, 860	68, 100. 00	34, 789, 566, 000. 00	
	HYUNDAI FIRE & MARINE INS CO	462, 602	31, 450. 00	14, 548, 832, 900. 00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	336, 940	62, 600. 00	21, 092, 444, 000. 00	
	KT & G CORP	83, 260	87, 100. 00	7, 251, 946, 000. 00	
	HANKOOK SHELL OIL CO LTD	3, 000	237, 000. 00	711, 000, 000. 00	
	HY LOK CORP	221, 800	24, 100. 00	5, 345, 380, 000. 00	
	INBODY CO LTD	100, 000	26, 650. 00	2, 665, 000, 000. 00	
	CUCKOO HOLDINGS CO LTD	199, 655	16, 030. 00	3, 200, 469, 650. 00	
	NICE INFRMTN & TELECOM INC	116, 923	27, 700. 00	3, 238, 767, 100. 00	
	VALUE ADDED TECHNOLOGIES CO	95, 800	34, 150. 00	3, 271, 570, 000. 00	
	VIEWORKS CO LTD	44, 286	31, 500. 00	1, 395, 009, 000. 00	
	MAKUS INC	462, 045	10, 030. 00	4, 634, 311, 350. 00	
	KUKBO DESIGN CO LTD	75, 000	19, 950. 00	1, 496, 250, 000. 00	
	HECTO INNOVATION CO LTD	100, 000	13, 640. 00	1, 364, 000, 000. 00	
	SOULBRAIN CO LTD/NEW	104, 695	238, 000. 00	24, 917, 410, 000. 00	
韓国・ウォン	小計	2, 916, 866		129, 921, 956, 000. 00	
				(13, 472, 906, 837)	
香港・ドル	ASMPT LTD	2, 258, 100	66. 25	149, 599, 125. 00	
	JOHNSON ELECTRIC HOLDINGS LTD	659, 244	9.87	6, 506, 738. 28	
	PICO FAR EAST HOLDINGS LTD	1, 850, 000	1. 47	2, 719, 500. 00	
	KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS LTD	2, 000, 000	30. 05	60, 100, 000. 00	
	AEON CREDIT SRVC (ASIA) CO LTD	1, 598, 000	5. 06	8, 085, 880. 00	
	CHINA PETROL & CHEM CORP CL H	31, 808, 000	4. 16	132, 321, 280. 00	
	SINOPHARM GROUP CO LTD H	22, 268, 184	21. 60	480, 992, 774. 40	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HLDGS(HK)	4, 000, 000	12. 78	51, 120, 000. 00	
	PAX GLOBAL	6, 232, 000	7. 27	45, 306, 640. 00	

	TECHNOLOGY LTD SINOPEC				
	ENGINEERING	20, 000, 000	4. 22	84, 400, 000. 00	
	(GROUP) H				
	DAWNRAYS PHARMACEUTICAL (HOLD)	14, 200, 000	1. 30	18, 460, 000. 00	
	SINOPEC KANTONS HOLDINGS LTD	6, 000, 000	2. 76	16, 560, 000. 00	
	BEST PACIFIC INTL HOLD LTD	2, 713, 371	1. 18	3, 201, 777. 78	
	QINGDAO PORT INTL CO LTD H	12, 552, 000	3. 85	48, 325, 200. 00	
	TK GROUP HOLDINGS LTD	11, 349, 000	1. 70	19, 293, 300. 00	
	PRECISION TSUGAMI CHINA CORP	3, 230, 000	8. 75	28, 262, 500. 00	
香港・ドル 小詩		142, 717, 899		1, 155, 254, 715. 46 (19, 801, 065, 822)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCT MFG CO LTD	975, 000	518. 00	505, 050, 000. 00	
	HON HAI PRECISION IND CO LTD	3, 528, 000	103. 50	365, 148, 000. 00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	2, 592, 000	85. 70	222, 134, 400. 00	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	3, 945, 000	102. 00	402, 390, 000. 00	
	UNITED INTEGRATED SERVICES CO	320, 000	218. 00	69, 760, 000. 00	
	TOPCO SCIENTIFIC CO LTD	1, 160, 000	174. 50	202, 420, 000. 00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	748, 000	291. 50	218, 042, 000. 00	
	TEST RESEARCH CO LTD	1, 282, 000	62. 90	80, 637, 800. 00	
	INTERNATIONAL GAMES SYS CO LTD	1, 507, 000	517. 00	779, 119, 000. 00	
	LUMAX INTERNATIONAL CORP	1, 263, 714	73. 50	92, 882, 979. 00	
	SITRONIX TECHNOLOGY CORP	655, 000	217. 50	142, 462, 500. 00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	658, 000	910.00	598, 780, 000. 00	
	TSC AUTO ID TECHNOLOGY CORP	100, 000	208. 00	20, 800, 000. 00	
台湾・ドル 小詩	+	18, 733, 714		3, 699, 626, 679. 00 (16, 347, 540, 406)	
アメリカ・ドル	AMGEN INC	171, 300	240. 53	41, 202, 789. 00	
	AUTOZONE INC	7, 300	2, 605. 62	19, 021, 026. 00	
	BEST BUY CO INC	120,000	86. 94	10, 432, 800. 00	
	BLOCK H & R INC	427, 400	39.00	16, 668, 600. 00	

BRINKER INTERNATIONAL INC	360, 400	39. 40	14, 199, 760. 00	
CACI INTERNATIONAL INC	117, 500	304. 00	35, 720, 000. 00	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	125, 000	124. 96	15, 620, 000. 00	
BIG LOTS INC	689, 503	16. 75	11, 549, 175. 25	
DECKERS OUTDOOR CORP	34, 000	405. 38	13, 782, 920. 00	
GILEAD SCIENCES INC	274, 200	84. 76	23, 241, 192. 00	
HARLEY-DAVIDSON INC	401, 500	48. 47	19, 460, 705. 00	
HUMANA INC	64, 000	510. 14	32, 648, 960. 00	
METHODE ELECTRS INC CLASS A	483, 463	49. 67	24, 013, 607. 21	
OSHKOSH CORP	317, 100	91. 15	28, 903, 665. 00	
PG&E CORP	4, 677, 000	15. 57	72, 820, 890. 00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	197, 400	112. 17	22, 142, 358. 00	
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	29, 800	748. 74	22, 312, 452. 00	
SELECTIVE INSURANCE GROUP INC	227, 500	102. 31	23, 275, 525. 00	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	4, 292, 751	4. 97	21, 334, 972. 47	
UNIVERSAL HEALTH SVCS INC CL B	179, 100	150. 75	26, 999, 325. 00	
WILLIAMS-SONOMA INC	170, 300	130. 59	22, 239, 477. 00	
WOLVERINE WORLD WIDE INC	196, 120	15. 80	3, 098, 696. 00	
FOOT LOCKER INC	452, 100	44. 19	19, 978, 299. 00	
WORLD FUEL SERVICES CORP	300, 000	30. 02	9, 006, 000. 00	
TOTALENERGIES SE ADR	1, 047, 200	62. 26	65, 198, 672. 00	
RESMED INC	37, 500	216. 14	8, 105, 250. 00	
INSIGHT ENTERPRISES INC	197, 100	130. 52	25, 725, 492. 00	
FEDERATED HERMES INC	400, 000	39. 98	15, 992, 000. 00	
WELLS FARGO COMPANY	1, 468, 100	47. 49	69, 720, 069. 00	
MKS INSTRUMENTS INC	327, 600	95. 24	31, 200, 624. 00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	105, 600	148. 22	15, 652, 032. 00	
AMDOCS LTD	300, 239	94. 84	28, 474, 666. 76	
				_

FLEX LTD	1, 260, 600	23. 73	29, 914, 038. 00	
JABIL INC	310, 800	83. 84	26, 057, 472. 00	
DR HORTON INC	256, 700	94. 38	24, 227, 346. 00	
PACKAGING CORP OF				
AMERICA	124, 100	141. 01	17, 499, 341. 00	
UNITEDHEALTH GROUP	0.0.00	100.00	40.000.000	
INC	86, 200	499. 08	43, 020, 696. 00	
ADVANCED ENERGY	0.40.000	05.11	00 407 044 00	
INDUSTRIES INC	346, 900	97. 14	33, 697, 866. 00	
LABORATORY CORP OF	114 000	050,00	00 444 074 00	
AMER HLDGS	114, 900	256. 26	29, 444, 274. 00	
SYNOVUS FINANCIAL	600, 000	40, 00	06 004 704 00	
CORP	623, 200	43. 22	26, 934, 704. 00	
ASSOCIATED BANC	1 000 000	00.01	00 710 005 16	
CORP	1, 289, 836	23. 81	30, 710, 995. 16	
CENTENE CORP	294, 800	73. 36	21, 626, 528. 00	
EMCOR GROUP INC	146, 900	151. 19	22, 209, 811. 00	
COMCAST CORP CL A	229, 100	39. 12	8, 962, 392. 00	
DICKS SPORTING	000 000	100 15	04 707 005 00	
GOODS INC	266, 900	130. 15	34, 737, 035. 00	
COGNIZANT TECH	479 400	CE 40	20,000,020,00	
SOLUTIONS-A	473, 400	65. 48	30, 998, 232. 00	
HELEN OF TROY LTD	297, 300	116. 72	34, 700, 856. 00	
RIO TINTO PLC SPON	200 000	74 44	00 000 000 00	
ADR	300, 000	74. 44	22, 332, 000. 00	
ACUITY BRANDS INC	113, 300	196. 41	22, 253, 253. 00	
EAGLE MATERIALS	149 609	1.49 01	20 507 727 42	
INC	142, 603	143. 81	20, 507, 737. 43	
ASGN INC	184, 700	92.46	17, 077, 362. 00	
TEMPUR SEALY	1, 063, 700	42. 70	45, 419, 990. 00	
INTERNATIONAL INC	1, 003, 700	42.70	40, 419, 990.00	
RUTHS HOSPITALITY	1, 311, 400	17. 68	23, 185, 552. 00	
GROUP INC	1, 311, 400	11.00	20, 100, 002. 00	
UNITED				
THERAPEUTICS CORP	98, 300	255. 76	25, 141, 208. 00	
DEL				
JONES LANG LASALLE	198, 600	175.81	34, 915, 866. 00	
INC	100,000	1,0,01	0 1, 0 10, 0 00, 00	
RANGE RESOURCES	1, 275, 500	23. 40	29, 846, 700. 00	
CORP			20, 010, 000, 00	
CROCS INC	177, 500	131. 47	23, 335, 925. 00	
COMFORT SYSTEMS	74, 700	127.63	9, 533, 961. 00	
USA INC	_,		, , ,	
DISCOVER FINANCIAL	465, 800	111. 18	51, 787, 644. 00	
SERVICE	·			
GENPACT LTD	1, 365, 000	47. 56	64, 919, 400. 00	
VMWARE INC CL A	45, 000	116. 15	5, 226, 750. 00	
KBR INC	782, 800	55. 53	43, 468, 884. 00	
FNB CORP PA	1, 735, 700	14. 55	25, 254, 435. 00	
EQT CORPORATION	42, 437	31. 25	1, 326, 156. 25	
LEAR CORP NEW	191, 600	143. 74	27, 540, 584. 00	

PRIMERICA INC	208, 100	170. 66	35, 514, 346. 00	
HUNTSMAN CORP	907, 800	30. 66	27, 833, 148. 00	
CAPRI HOLDINGS LTD	410, 000	50. 32	20, 631, 200. 00	
JAZZ PHARMA PLC	119, 000	147. 73	17, 579, 870. 00	
FLEETCOR	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	111.10	11, 010, 010.00	
TECHNOLOGIES INC	63, 600	213. 58	13, 583, 688. 00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTR INC	72, 400	224. 54	16, 256, 696. 00	
BEACON ROOFING SUPPLY INC	460, 600	61.38	28, 271, 628. 00	
ICON PLC	125, 800	227. 57	28, 628, 306. 00	
SPROUTS FMRS MKT INC	1, 155, 600	33. 04	38, 181, 024. 00	
ANTERO RES CORP	2, 036, 100	25. 23	51, 370, 803. 00	
ELEMENT SOLUTIONS INC	1, 351, 200	20. 13	27, 199, 656. 00	
SYNCHRONY FINANCIAL	206, 300	35. 77	7, 379, 351. 00	
CDW CORPORATION	203, 900	213. 93	43, 620, 327. 00	
DIAMONDBACK ENERGY INC	59, 400	134. 68	7, 999, 992. 00	
ELEVANCE HEALTH INC	86, 200	495. 04	42, 672, 448. 00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	509, 100	36. 76	18, 714, 516. 00	
TOPBUILD CORP	121, 400	198. 91	24, 147, 674. 00	
UNITED COMMUNITY BANKS GA	485, 200	33. 33	16, 171, 716. 00	
CAMDEN NATIONAL CORP	99, 300	42. 35	4, 205, 355. 00	
ITT INC	304, 900	94. 19	28, 718, 531. 00	
ADIENT PLC	960, 200	44. 60	42, 824, 920. 00	
UNIVAR SOLUTIONS INC	2, 507, 000	34. 69	86, 967, 830. 00	
VALVOLINE INC	683, 300	34. 76	23, 751, 508. 00	
CARS. COM INC	1, 052, 000	17. 55	18, 462, 600. 00	
AXALTA COATING				
SYSTEMS LTD	902, 600	29. 38	26, 518, 388. 00	
VSE CORP	102, 600	55. 47	5, 691, 222. 00	
CIGNA CORP	159, 000	301.06	47, 868, 540. 00	
DELL TECHNOLOGIES INC CL C	366, 100	42. 48	15, 551, 928. 00	
LEVI STRAUSS & COMPANY CL A	383, 771	17. 80	6, 831, 123. 80	
TRONOX HOLDINGS PLC	2, 062, 000	15. 71	32, 394, 020. 00	
KONTOOR BRANDS INC	558, 200	45. 62	25, 465, 084. 00	
VERRA MOBILITY CORP	1, 021, 005	15. 89	16, 223, 769. 45	
INTERCORP FINANCIAL SVCS INC	471, 899	23. 02	10, 863, 114. 98	

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	100, 900	249. 99	25, 223, 991. 00
ENVISTA HOLDINGS CORP	650, 100	38. 48	25, 015, 848. 00
GRAFTECH INTERNATIONAL LTD	3, 037, 900	5. 70	17, 316, 030. 00
OVINTIV INC	1, 009, 600	43. 54	43, 957, 984. 00
ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC	220, 700	62. 66	13, 829, 062. 00
CONCENTRIX CORP	398, 837	142. 73	56, 926, 005. 01
PATRIA INVESTMENTS LTD	488, 074	16. 60	8, 102, 028. 40
ALIGHT INC CL A	1, 144, 900	9. 58	10, 968, 142. 00
WEBSTER FINANCIAL	400, 037	54. 97	21, 990, 033. 89
WARNER BROS DISCOVERY INC	1, 135, 800	15. 43	17, 525, 394. 00
CHORD ENERGY CORP	172, 400	133. 15	22, 955, 060. 00
NICOLET BANKSHARES INC	137, 500	75. 72	10, 411, 500. 00
HAYWARD HOLDINGS INC	2, 380, 200	13. 11	31, 204, 422. 00
BAR HARBOR BANKSHARES	153, 934	30. 70	4, 725, 773. 80
BARRETT BUSINES SERVICES	44, 100	99. 17	4, 373, 397. 00
AERCAP HOLDINGS NV	247, 000	61. 38	15, 160, 860. 00
BUILDERS FIRSTSOURCE	473, 300	81. 48	38, 564, 484. 00
LYONDELLBASELL INDS CLASS A	257, 200	97. 32	25, 030, 704. 00
FIRST BANCORP PUERTO RICO	796, 600	14. 51	11, 558, 666. 00
GREENE COUNTY BANCORP INC	134, 800	53. 24	7, 176, 752. 00
MASONITE INTERNATIONAL CORP	224, 800	86. 36	19, 413, 728. 00
MOSAIC CO NEW	440,000	49.85	21, 934, 000. 00
NEXSTAR MEDIA GROUP INC	75, 700	200. 16	15, 152, 112. 00
ONEMAIN HOLDINGS INC	504, 100	44. 51	22, 437, 491. 00
PVH CORP	342,000	82. 64	28, 262, 880. 00
PATRICK INDUSTRIES INC	390, 200	74. 07	28, 902, 114. 00
PREFERRED BANK LOS ANGELES	31, 251	72. 79	2, 274, 760. 29
QCR HOLDINGS INC	307, 500	53. 56	16, 469, 700. 00
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	258, 300	149. 06	38, 502, 198. 00
RUSH ENTERPRISES INC CL A	308, 200	60. 16	18, 541, 312. 00
 	+	-	· ·

	SOUTHERN MISSOURI BANCORP INC	143, 900	48. 21	6, 937, 419. 00	
	TD SYNNEX CORP	301, 900	101. 13	30, 531, 147. 00	
	WASHINGTON TR BANCORP INC	132, 600	44. 25	5, 867, 550. 00	
	WEST BANCORPORATION INC	179, 700	21. 31	3, 829, 407. 00	
	NOMAD FOODS LTD (US)	1, 826, 500	17. 77	32, 456, 905. 00	
	ATKORE INC	55, 600	146. 46	8, 143, 176. 00	
	CIVITAS RESOURCES INC	251, 300	62. 90	15, 806, 770. 00	
	CADENCE BANK	692, 000	27. 48	19, 016, 160. 00	
	BJS WHSL CLUB HLDGS INC	255, 700	75. 01	19, 180, 057. 00	
	FERGUSON PLC	140, 600	148.04	20, 814, 424. 00	
	THRYV HOLDINGS INC	678, 700	24. 16	16, 397, 392. 00	
	BOWMAN CONSULTING GROUP LTD	169, 040	26. 26	4, 438, 990. 40	
	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	1, 112, 500	70. 26	78, 164, 250. 00	
	CADRE HOLDING INC	821, 600	23. 76	19, 521, 216. 00	
	CRANE HOLDINGS CO	444, 200	120. 39	53, 477, 238. 00	
アメリカ・ドル	小計	77, 575, 700		3, 534, 139, 850. 55	
				(475, 165, 102, 906)	
イギリス・ポン ド	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	2, 544, 227	4. 63	11, 787, 403. 69	
	DCC PLC	400, 700	46.07	18, 460, 249. 00	
	TATE & LYLE PLC	1, 754, 452	8.03	14, 102, 285. 17	
	WETHERSPOON (JD) PLS	1, 433, 486	5. 19	7, 446, 959. 77	
	VISTRY GROUP PLC	1, 943, 577	7. 91	15, 383, 411. 95	
	ANGLO AMER PLC (UK)	363, 632	32. 09	11, 670, 769. 04	
	REACH PLC	5, 532, 500	0.94	5, 233, 745. 00	
	JET2 PLC	1, 054, 300	13. 01	13, 716, 443. 00	
	MITIE GROUP PLC	2, 103, 057	0.80	1, 690, 857. 82	
	RATHBONES GROUP PLC	609, 400	21. 30	12, 980, 220. 00	
	SAVILLS PLC	1, 530, 100	9. 95	15, 224, 495. 00	
	JOHN WOOD GROUP PLC	10, 677, 400	1.44	15, 386, 133. 40	
	LOOKERS PLC	2, 651, 291	0. 91	2, 417, 977. 39	
	JD SPORTS FASHION PLC	13, 725, 200	1.80	24, 815, 161. 60	
	MEARS GROUP PLC	300,000	2. 12	636, 000. 00	
	BRITVIC PLC	329, 781	8. 15	2, 687, 715. 15	
	SMITH (WH) PLC	743, 300	17. 14	12, 740, 162. 00	
	HISCOX LTD (NE HISCOX BERMUDA)	1, 168, 142	11. 37	13, 287, 615. 25	
		_ 90 _			

	CARR'S GROUP PLC	843	1.21	1, 024. 24	
	LSL PROPERTY SERVICES PLC	2, 490, 252	2.65	6, 599, 167. 80	
	DIRECT LINE INSURANCE GRP PLC	6, 446, 076	1.83	11, 809, 211. 23	
	PETS AT HOME GROUP PLC	4, 378, 300	3.80	16, 646, 296. 60	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL S.A.	4, 430, 500	4.86	21, 558, 813. 00	
	ON THE BEACH GROUP PLC	6, 373, 200	1. 69	10, 796, 200. 80	
	RHI MAGNESITA NV	503, 549	27. 00	13, 595, 823. 00	
	NEXT PLC	575, 800	68. 90	39, 672, 620. 00	
イギリス・ポン		74, 063, 065		320, 346, 760. 90 (51, 771, 240, 029)	
インド・ルピー	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	9, 035, 674	156. 60	1, 414, 986, 548. 40	
	INDUSIND BANK LTD (DEMAT)	741, 600	1, 114. 70	826, 661, 520. 00	
	CYIENT LTD (DEMAT)	290, 900	923. 50	268, 646, 150. 00	
	REDINGTON INDIA LTD	3, 937, 700	179.85	708, 195, 345. 00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	2, 000, 000	213. 80	427, 600, 000. 00	
インド・ルピー	小計	16, 005, 874		3, 646, 089, 563. 40 (5, 943, 125, 988)	
インドネシア・ ルピア	SELAMAT SEMPURNA TBK PT	41, 263, 500	1, 495. 00	61, 688, 932, 500. 00	
インドネシア・ノ	レピア 小計	41, 263, 500		61, 688, 932, 500. 00 (549, 031, 499)	
オーストラリア・ドル	MOUNT GIBSON IRON LTD	10, 000, 000	0. 57	5, 750, 000. 00	
	LYCOPODIUM LTD	294, 015	7. 60	2, 234, 514. 00	
	CASH CONVERTERS INTL LTD	1, 581, 320	0. 23	363, 703. 60	
	SERVCORP LIMITED	1, 155, 200	3.40	3, 927, 680. 00	
	INGHAMS GROUP LTD	7, 673, 107	2. 74	21, 024, 313. 18	
オーストラリア		20, 703, 642		33, 300, 210. 78 (3, 074, 608, 461)	
カナダ・ドル	LASSONDE INDS INC CL A SUB VTG	24, 198	111.34	2, 694, 205. 32	
	OPEN TEXT CORPORATION	760, 600	47. 43	36, 075, 258. 00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	1, 053, 700	65. 59	69, 112, 183. 00	
	STELLA JONES INC	458, 100	47. 95	21, 965, 895. 00	
	BIRCHCLIFF ENERGY LTD	1, 317, 300	8.04	10, 591, 092. 00	
	CI FINANCIAL CORP	350,000	16. 11	5, 638, 500. 00	
	CENOVUS ENERGY INC	2, 144, 300	24. 51	52, 556, 793. 00	
	BAYTEX ENERGY CORP	· ·	5. 69	13, 127, 968. 00	

	•				
	PEYTO EXPL & DEV	720, 000	11. 45	8, 244, 000. 00	
	CORP NEW				
	NORTH WEST COMPANY INC	655, 000	36. 99	24, 228, 450. 00	
	PARKLAND CORP	615, 800	30. 20	18, 597, 160. 00	
	REAL MATTERS INC	726, 100	5. 87	4, 262, 207. 00	
	WESTERN FOREST PRODUCTS INC	814, 700	1. 26	1, 026, 522. 00	
カナダ・ドル /		11, 946, 998		268, 120, 233. 32	
	1,世1	11, 940, 996		(26, 718, 181, 250)	
シンガポール・ ドル	HOUR GLASS LTD	609, 900	2. 08	1, 268, 592. 00	
	DELFI LTD	10, 000, 000	0.90	9, 000, 000. 00	
	BOUSTEAD SINGAPORE LTD	1, 247, 500	0.86	1, 079, 087. 50	
	HRNETGROUP LTD	13, 786, 500	0.83	11, 442, 795. 00	
シンガポール・		25, 643, 900		22, 790, 474. 50	
				(2, 291, 582, 211)	
スウェーデン・ クローナ	BOLIDEN AB (SWED)	216, 500	445. 05	96, 353, 325. 00	
	BETSSON AB	1, 550, 000	95. 70	148, 335, 000. 00	
	BEIJER ALMA AB SER B	688, 747	198. 00	136, 371, 906. 00	
	KINDRED GROUP PLC	375, 000	110. 15	41, 306, 250. 00	
	HEXPOL AB B	772, 000	115. 00	88, 780, 000. 00	
	BHG GROUP AB	3, 156, 500	14. 08	44, 443, 520. 00	
	DUSTIN GROUP AB	3, 023, 100	35. 78	108, 166, 518. 00	
	AQ GROUP AB	164, 008	379. 50	62, 241, 036. 00	
	ALLIGO AB CL B	95, 400	100.00	9, 540, 000. 00	
	VIVA WINE GROUP AB	663, 300	44. 50	29, 516, 850. 00	
	MOMENTUM GROUP	004 700		CO 040 140 00	
	KOMPONENTER &TJ	824, 700	76. 20	62, 842, 140. 00	
スウェーデン・ク	フローナ 小計	11, 529, 255		827, 896, 545. 00	
				(10, 630, 191, 638)	
デンマーク・ク ローネ	SPAR NORD BANKAKTIELSKAB	64, 000	123. 00	7, 872, 000. 00	
	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A	400, 000	119.80	47, 920, 000. 00	
デンマーク・クロ		464, 000		55, 792, 000. 00	
		·		(1,075,669,760)	
ニュージーラン ド・ドル	EBOS GROUP LTD	202, 438	42. 95	8, 694, 712. 10	
ニュージーラン	ド・ドル 小計	202, 438		8, 694, 712. 10	
				(728, 095, 191)	
ノルウェー・ク ローネ	ABG SUNDAL COLLIER HOLDING ASA	5, 002, 191	6. 59	32, 964, 438. 69	
·	SPAREBANK 1 NORD NORGE	427, 700	97. 30	41, 615, 210. 00	
	EUROPRIS ASA	2, 947, 200	73. 60	216, 913, 920. 00	
	SELVAAG BOLIG ASA	684, 200	34. 35	23, 502, 270. 00	
	KID ASA	400, 000	84. 50	33, 800, 000. 00	
L	L	-,	15 - 5	, , , , , , , , , , , ,	

ノルウェー・クロ	- コーネ 小計	9, 461, 291		348, 795, 838. 69 (4, 548, 297, 736)	
ブラジル・レア	YDUQS	3, 324, 900	8. 12	26, 998, 188. 00	
ル	PARTICIPACOES SA				
	HYPERA SA	1, 409, 300	44. 06	62, 093, 758. 00	
2	CIELO SA	7, 750, 000	5. 20	40, 300, 000. 00	
ブラジル・レアバ		12, 484, 200		129, 391, 946. 00 (3, 366, 157, 353)	
メキシコ・ペソ	GENOMMA LAB INTERNACIONAL SA	61, 500	17. 40	1, 070, 100. 00	
	BOLSA MEXICANA DE VALORES SA	6, 908, 800	38. 99	269, 374, 112. 00	
	QUALITAS CONTROLADO SAB DE CV	1, 954, 700	114. 86	224, 516, 842. 00	
	GCC SAB DE CV	1, 984, 800	154. 22	306, 095, 856. 00	
	MEDICA SUR SA DE CV	964, 879	38. 70	37, 340, 817. 30	
	GRUMA SAB CL B	508, 600	254. 21	129, 291, 206. 00	
メキシコ・ペソ	小計	12, 383, 279		967, 688, 933. 30	
	1			(7, 081, 547, 613)	
ユーロ	AKWEL	32, 986	16. 20	534, 373. 20	
	MAYR MELNHOF KARTON AG	88, 500	157. 00	13, 894, 500. 00	
	WIENERBERGER AG	705, 900	28. 28	19, 962, 852. 00	
	MIQUEL Y COSTAS MIQUEL	104, 764	12. 26	1, 284, 406. 64	
	GRUPO CATALANA OCCIDENTE SA	611, 049	29. 25	17, 873, 183. 25	
	FAES FARMA SA	149, 473	3. 58	535, 860. 70	
	BIC	25, 000	62.60	1, 565, 000. 00	
	SYNERGIE SA	74, 013	33. 10	2, 449, 830. 30	
	BREMBO SPA	806, 900	13. 34	10, 764, 046. 00	
	CORTICEIRA AMORIN SA	202, 708	9. 59	1, 943, 969. 72	
	INDRA SISTEMAS SA	629, 783	11. 63	7, 324, 376. 29	
	TAKKT AG	1, 201, 263	14. 30	17, 178, 060. 90	
	TKH GROUP NV DUTCH CERTIFICATE	273, 500	42. 96	11, 749, 560. 00	
	SARANTIS SA (REG)	204, 888	7. 50	1, 536, 660. 00	
	MARR SPA	477, 828	11. 36	5, 428, 126. 08	
	DIC ASSET AG	1, 225, 185	8. 70	10, 659, 109. 50	
	MYTILINEOS SA	508, 652	25. 08	12, 756, 992. 16	
	BANCA GENERALI SPA	458, 100	34.00	15, 575, 400. 00	
	CIE AUTOMOTIVE SA	613, 800	27. 04	16, 597, 152. 00	
	STEF TFE	151, 800	106.80	16, 212, 240. 00	
	HARTMANN (PAUL) AG (REG)	5, 028	225. 00	1, 131, 300. 00	
	NORMA GROUP SE	371, 940	25. 34	9, 424, 959. 60	
	TALANX	829, 436	45. 06	37, 374, 386. 16	
		- 02 -			

	AKTIENGESELLSCHAFT				
	CIA DE DIS INT	831, 800	24. 84	20, 661, 912. 00	
	LOGISTA HLDG SA	,		· · ·	
	NN GROUP NV	375, 000	40. 61	15, 228, 750. 00	
	STABILUS SE	125, 958	61. 20	7, 708, 629. 60	
	MAISONS DU MONDE	1, 179, 700	11. 39	13, 436, 783. 00	
	SA	, ,	11.00	10, 100, 100. 00	
	ASR NEDERLAND NV	275, 000	43. 01	11, 827, 750. 00	
	BFF BANK SPA	550, 000	9. 71	5, 343, 250. 00	
	DWS GROUP GMBH &	117, 387	31. 04	3, 643, 692. 48	
	CO KGAA	111, 501	51. 04	5, 045, 032. 40	
	ECONOCOM GROUP	2, 325, 435	3. 02	7, 022, 813. 70	
	ACOMO NV	531, 431	20. 10	10, 681, 763. 10	
	INNOTEC TSS AG	140, 240	9.04	1, 267, 769. 60	
	NEURONES	112,000	41. 35	4, 631, 200. 00	
	GROUPE GUILLIN SA	85, 680	24. 40	2, 090, 592. 00	
	PROSEGUR COMP	3, 548, 800	2. 15	7, 651, 212. 80	
	SEGURIDAD (REG)	3, 340, 600	2. 15	1, 031, 212. 00	
	SOPRA STERIA GROUP	106, 200	164. 60	17, 480, 520. 00	
	SANOFI	387, 700	89. 10	34, 544, 070. 00	
	AUTOHELLAS SA	171,860	11.60	1, 993, 576. 00	
	LINEDATA SERVICES	16, 688	47. 00	784, 336. 00	
	MINCON GROUP PLC	59, 500	1. 15	68, 425. 00	
	RECORDATI SPA	58, 400	41. 10	2, 400, 240. 00	
	JUMBO SA	399, 540	18.68	7, 463, 407. 20	
	JOST WERKE AG	301, 452	53. 30	16, 067, 391. 60	
그ㅡㅁ 小計		21, 452, 267		425, 754, 428. 58	
				(61, 108, 533, 134)	
合計		528, 525, 288		763, 497, 850, 128	
				(703, 672, 877, 834)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	シンガポール・ ドル	MAPLETREE INDUSTRIAL REIT	4, 108, 412. 00	9, 613, 684. 08	
	シンガポール・ト	がルー小計	4, 108, 412. 00	9, 613, 684. 08 (966, 655, 934)	
	ユーロ	IRISH RESIDENTIA PTYS REIT PLC	8, 160, 891. 00	9, 466, 633. 56	
	ユーロ 小計		8, 160, 891. 00	9, 466, 633. 56 (1, 358, 745, 915)	
投資証券 合計				2, 325, 401, 849 (2, 325, 401, 849)	
合計				2, 325, 401, 849 (2, 325, 401, 849)	

⁽注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の() 内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	鑅	3柄数	組入株式時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式	15銘柄	100%	-%	1. 91%
香港・ドル	株式	16銘柄	100%	-%	2.80%
台湾・ドル	株式	13銘柄	100%	-%	2. 32%
アメリカ・ドル	株式	143銘柄	100%	-%	67. 30%
イギリス・ポンド	株式	26銘柄	100%	-%	7. 33%
インド・ルピー	株式	5銘柄	100%	-%	0.84%
インドネシア・ルピア	株式	1銘柄	100%	-%	0.08%
オーストラリア・ドル	株式	5銘柄	100%	-%	0.44%
カナダ・ドル	株式	13銘柄	100%	-%	3. 78%
シンガポール・ドル	株式	4銘柄	70. 33%	-%	0.46%
	投資証券	1銘柄	-%	29.67%	0.40%
スウェーデン・クローナ	株式	11銘柄	100%	-%	1. 51%
デンマーク・クローネ	株式	2銘柄	100%	-%	0. 15%
ニュージーランド・ドル	株式	1銘柄	100%	-%	0.10%
ノルウェー・クローネ	株式	5銘柄	100%	-%	0.64%
ブラジル・レアル	株式	3銘柄	100%	-%	0.48%
メキシコ・ペソ	株式	6銘柄	100%	-%	1.00%
ユーロ	株式	44銘柄	97. 82%	-%	8.85%
	投資証券	1銘柄	-%	2. 18%	0.00%

- ② 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	単 位
I	資産総額	7, 299, 787, 890	円
П	負債総額	182, 596, 322	円
Ш	純資産総額 (I – II)	7, 117, 191, 568	円
IV	発行済数量	7, 352, 938, 453	П
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0. 9679	円

Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	
I	資産総額	62, 457, 603, 242	円
П	負債総額	31, 207, 064	円
Ш	純資産総額 (I – II)	62, 426, 396, 178	円
IV	発行済数量	59, 819, 308, 029	П
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0436	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2023年3月31日現在)

	種類	金額	単位
I	資産総額	783, 461, 081, 236	円
П	負債総額	5, 020, 012, 221	円
Ш	純資産総額(I − II)	778, 441, 069, 015	円
IV	発行済数量	319, 375, 483, 957	П
V	1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2. 4374	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿作成しません。
- (3) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容 ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。
 - (注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしま す。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日 以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設 定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権 については原則として取得申込者とします。)に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等(2023年3月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営 の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

- 1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、 投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の 判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期し ます。
- 3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2023年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託180本、単位型株式投資信託4本、親投資信託47本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額4,351,120,018,308円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。 具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開 情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月10日

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているフィデリティ投信株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すな わち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(単位:千円)

			(単位:千円)
		第36期	第37期
Mr. In		(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
資産の部			
流動資産		0.000.000	0.000.070
現金及び預金		2, 332, 260	3, 022, 979
立替金		10, 825	62, 774
前払費用		391, 344	355, 433
未収委託者報酬		5, 945, 170	7, 302, 518
未収運用受託報酬		1, 090, 786	1, 270, 509
未収収益		7, 554	6, 568
未収入金	*1	230, 819	279, 442
流動資産計		10, 008, 763	12, 300, 226
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7, 487	7, 487
無形固定資産合計	-	7, 487	7, 487
投資その他の資産			·
長期貸付金	*1	3, 719, 377	5, 754, 864
長期差入保証金		13, 505	11, 755
繰延税金資産		218, 947	371, 268
その他		230	230
投資その他の資産合計		3, 952, 060	6, 138, 118
固定資産計	-	3, 959, 547	6, 145, 605
資産合計		13, 968, 310	18, 445, 832
負債の部			
流動負債			
預り金		325	158
未払金			
未払手数料		2, 709, 755	3, 386, 058
その他未払金	*1	2, 414, 060	3, 949, 135
未払費用		288, 865	1, 205, 608
未払法人税等		15, 600	256, 966
未払消費税等		633, 070	678, 471
賞与引当金		1, 037, 307	755, 779
その他流動負債		355	-
流動負債合計		7, 099, 341	10, 232, 176
固定負債		1, 000, 011	10, 202, 110
長期賞与引当金		389, 323	8, 295
退職給付引当金		1, 998, 303	1, 907, 940
固定負債合計		2, 387, 627	1, 916, 235
負債合計		9, 486, 968	12, 148, 412
純資産の部		, ,	, ,
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金		1, 000, 000	1,000,000
利益準備金		250, 000	250,000
その他利益剰余金		200, 000	250, 000
繰越利益剰余金		3, 231, 341	5, 047, 420
利益剰余金合計		3, 481, 341	5, 297, 420
株主資本合計		4, 481, 341	6, 297, 420
純資産合計		4, 481, 341	6, 297, 420
負債・純資産合計		13, 968, 310	18, 445, 832
2 1 0 7 1 0 2 7 1 1 H H I	-	10, 000, 010	10, 410, 002

(2) 【損益計算書】

		(単位:千円)
	第36期	第37期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年1月1日
NV, NV, No. 1-1 N/.	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
営業収益	22 450 146	49 910 977
委託者報酬 塞田西託起酬	33, 458, 146	48, 219, 377
運用受託報酬 その他営業収益	2, 247, 705	7, 978, 913
営業収益計	123, 584 35, 829, 436	196, 056 56, 394, 346
営業費用	*1	50, 394, 340
支払手数料	15, 249, 826	21, 912, 619
広告宣伝費	221, 226	270, 363
調査費	221, 220	210,000
調査費	415, 452	563, 944
委託調査費	6, 177, 490	13, 400, 947
営業雑経費	3, 111, 100	10, 100, 01.
通信費	45, 710	78, 488
印刷費	42, 662	55, 842
協会費	19, 694	22, 224
その他	216	1, 512
営業費用計	22, 172, 280	36, 305, 942
一般管理費	22, 172, 200	00, 000, 542
給料		
給料・手当	1, 881, 393	2, 641, 460
賞与	1, 831, 999	1, 673, 842
福利厚生費	421, 801	525, 602
交際費	4, 232	13, 087
旅費交通費	5, 368	70, 519
租税公課	100, 646	162, 863
弁護士報酬	2, 224	2, 415
不動産賃貸料・共益費	308, 067	412, 937
退職給付費用	194, 768	208, 922
消耗器具備品費	5, 503	3, 219
事務委託費	3, 898, 698	6, 759, 389
諸経費	224, 902	303, 872
一般管理費計	8, 879, 607	12, 778, 130
営業利益	4, 777, 549	7, 310, 273
営業外収益		., 010, 110
受取利息	* 1 18,850	16, 144
保険配当金	8, 869	9, 662
雑益	2, 451	3, 309
営業外収益計	30, 171	29, 116
営業外費用		
寄付金	2, 790	2, 930
為替差損	59, 075	233, 624
雑損		109
営業外費用計	61, 865	236, 664
経常利益	4, 745, 855	7, 102, 725
特別利益		
特別退職金戻入額	-	17, 315
特別利益計		17, 315
特別損失 特別退職金	EO 974	4 10F
特別 返 概 金 事 務 過 誤 損 失	59, 274 2, 386	4, 125
事務迴ట損大 特別損失計	61, 661	105 4, 230
税引前当期純利益	4, 684, 194	7, 115, 810
法人税、住民税及び事業税	1, 368, 735	2, 220, 713
法人税等調整額	1, 308, 733	(152, 321)
法人税等合計	1, 528, 678	2, 068, 392
当期純利益	3, 155, 515	5, 047, 418
	0, 100, 010	0, 011, 110

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		利益剰余金				<i>休次</i> ☆ ∧ ⇒I
	資本金	4年 海 /	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		利益準備金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1, 000, 000	250, 000	7, 875, 826	8, 125, 826	9, 125, 826	9, 125, 826
当期変動額						
剰余金の配当	_	T	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)
当期純利益	-	I	3, 155, 515	3, 155, 515	3, 155, 515	3, 155, 515
当期変動額合計	-		(4, 644, 485)	(4, 644, 485)	(4, 644, 485)	(4,644,485)
当期末残高	1, 000, 000	250, 000	3, 231, 341	3, 481, 341	4, 481, 341	4, 481, 341

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
			利益剰余金			純資産合計
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		小二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1, 000, 000	250, 000	3, 231, 341	3, 481, 341	4, 481, 341	4, 481, 341
当期変動額						
剰余金の配当	-	1	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)	(3, 231, 340)
当期純利益	-	I	5, 047, 418	5, 047, 418	5, 047, 418	5, 047, 418
当期変動額合計	-	I	1, 816, 078	1, 816, 078	1, 816, 078	1, 816, 078
当期末残高	1,000,000	250,000	5, 047, 420	5, 297, 420	6, 297, 420	6, 297, 420

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

- 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

決質期の変更

当社は、2021年6月28日開催の定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を、1月1日から12月31日までに変更いたしました。その経過措置として、前事業年度は2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
未収入金	1,846 千円	2,693 千円
その他未払金	2, 192, 392 千円	3,683,257 千円
長期貸付金	3,345,000 千円	5,553,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

 第36期
 第37期

 (自 2021年4月1日
 (自 2022年1月1日

 至 2021年12月31日)
 至 2022年12月31日)

営業費用8,358,672 千円17,246,408 千円受取利息11,307 千円8,825 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	I	I	20,000 株
合計	20,000 株	I	I	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2021年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格7,800,000 千円(3) 1株当たりの配当額390 千円(4) 基準日2021年12月13日(5) 効力発生日2021年12月13日

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	_	_	20,000 株
合計	20,000 株	_	_	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2022年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格3,231,340 千円(3) 1株当たりの配当額161 千円(4) 基準日2022年12月13日(5) 効力発生日2022年12月13日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を 図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それら の源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分 別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに 晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じ た外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日(前期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第36期 (2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	3, 719, 377	3, 719, 377	-
資産計	3, 719, 377	3, 719, 377	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

台信

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2022年12月31日 (当期の決算日) における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5, 754, 864	5, 754, 864	Ι
資産計	5, 754, 864	5, 754, 864	-

(注2) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(2021年12月31日)

金銭債権のうち長期貸付金(3,719,377千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

第37期(2022年12月31日)

金銭債権のうち長期貸付金(5,754,864千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第36期 (2021年12月31日)

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	_	3, 719, 377	-	3, 719, 377
資産計	-	3, 719, 377	-	3, 719, 377

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第37期 (2022年12月31日)

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	=	5, 754, 864	-	5, 754, 864
資産計	_	5, 754, 864		5, 754, 864

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 938, 692
勤務費用	132, 302
利息費用	10, 621
数理計算上の差異の発生額	1,689
退職給付の支払額	△87, 714
退職給付債務の期末残高	1, 995, 588

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1, 995, 588
未認識過去勤務費用	2, 715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 998, 303
退職給付引当金	1, 998, 303
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 998, 303
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
(3) 超職和的賃用及いての内が独自の金額	(千円)
勤務費用	116, 263
利息費用	9, 334
数理計算上の差異の費用処理額	1, 689
過去勤務債務の費用処理額	$\triangle 1,406$
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	125, 879

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は68,889千円であります。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 995, 588
勤務費用	174, 611
利息費用	10, 753
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 45,265$
退職給付の支払額	△228 , 588
退職給付債務の期末残高	1, 907, 099

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (千円)

非積立型制度の退職給付債務	1, 907, 099
未認識過去勤務費用	841
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 907, 940
退職給付引当金	1, 907, 940
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 907, 940

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150, 582
利息費用	9, 273
数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle 45, 265$
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	112, 715

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 1.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は96,206千円であります。

(税効果会計関係)

(恍郊木云町 宮ボ)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
第26期

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	100, 529	91, 806
賞与引当金	317, 623	231, 419
退職給付引当金	611,880	584, 211
資産除去債務	2,685	1,644
その他	186,073	87, 153
繰延税金資産小計	1, 218, 790	996, 233
評価性引当額	$\triangle 763, 405$	$\triangle 624,965$
繰延税金資産合計	455, 385	371, 268
繰延税金負債		
未払金	236, 438	-
繰延税金負債合計	236, 438	_
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	218, 947	371, 268

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった 主要な項目別の内訳

	第36期	第37期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
法定実効税率	30. 62%	30. 62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	0.38%
評価性引当額	1. 56%	△2. 19%
過年度法人税等	0.04%	0. 23%
その他	0.02%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.63%	29.07%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を 合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	33, 458, 146	ı	33, 458, 146
運用受託報酬	2, 247, 705	ı	2, 247, 705
その他営業収益	123, 584	ı	123, 584
合計	35, 829, 436	ı	35, 829, 436

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	48, 219, 377	ı	48, 219, 377
運用受託報酬	3, 116, 449	4, 862, 463	7, 978, 913
その他営業収益	196, 056	ı	196, 056
合計	51, 531, 882	4, 862, 463	56, 394, 346

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)及び 第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	16, 225, 991	7, 035, 957

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7, 035, 957	8, 573, 027

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)及び 第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	6, 361, 705	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5, 608, 242	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5, 264, 940	資産運用業

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	48, 219, 377	7, 978, 913		56, 394, 346

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	9, 173, 768	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	7, 286, 922	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6, 452, 328	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第36期(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被有) 有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 ミ ダ ブ 市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約 委任 乗 員 の 兼任	委託調査等報酬(注3) 共通発生経費 負担額(注4)	千円 - 5,640,534	未収入金未払金	千円 620 686, 919
親会社	フィイテン・ ディイヤホイン アンデス株 会社	東京都港区	千円	グループ	被所有直 接100 %	当社事業 活動の発 理等役員 の兼任	貸付金の回収 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額(注4) 連結法人税の 個別帰属額 剰余金の配当	千円 335,000 11,307 234,202 - 7,800,000	未払金	千円 3,345,000 1,226 50,325 1,098,134
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	千米ドル 189, 735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額(注4)	千円 2, 483, 934	未払金	千円 357, 012

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 のでである。 有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親	フィデリ	+-+n\#				当社設定 投資信託	共通発生経費 負担額(注4)	452, 000	未収入金	56, 159
会社をもつ会社	ティ証券 株式会社	東京都港区	10, 857, 500	証券業	なし	の募集・販売	投資信託販売 に係る代行手 数料(注5)	656, 658	未払金	88, 138

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の (被有) 有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英領バー		投資顧問	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再	委託調査等報酬(注3)	千円 -	未収入金	千円 2,693
	Limited	ダ、ペン ブローク 市		業	1安100 /8	委任等役員の兼任	共通発生経費 負担額(注4)	12, 450, 274	未払金	767, 387
			千円				金銭の貸付	千円	巨地伏什么	千円
	フィデリ						(注1)	2, 208, 660	長期貸付金	5, 553, 660
	ティ・	+		グループ	****************	当社事業	利息の受取 (注1)	8, 825	未収入金	_
親会社	ジャパ ン・ホー ルディン	東京都港区	4, 510, 000	会社経営 管理	被所有直 接100 %	活動の管 理等役員 の兼任	共通発生経費 負担額(注4)	256, 643	未払金	46, 250
	グス株式会社					*>AKIL	連結法人税の 個別帰属額	_	未払金	1, 788, 272
							剰余金の配当	3, 231, 340	未払金	_
	DII 4 .	2 . 2 18	千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	189, 735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額(注4)	4, 539, 490	未払金	1, 081, 346

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親	フィデリ	東京都港				当社設定 投資信託	共通発生経費 負担額(注4)	391, 995	未収入金	52, 615
会社をもつ会社	ティ証券 株式会社	区	11, 757, 500	証券業	なし	の募集・販売	投資信託販売 に係る代行手 数料(注5)	800, 707	未払金	67, 683

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第36期	第37期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年1月1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	224,067円09銭	314,871円00銭
1株当たり当期純利益	157,775円76銭	252, 370円92銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期	第37期
項目	(自 2021年4月1日	(自 2022年1月1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
当期純利益(千円)	3, 155, 515	5, 047, 418
普通株式に係る当期純利益(千円)	3, 155, 515	5, 047, 418
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡または事業譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。
- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提 示型・為替ヘッジあり)

投資信託約款

- 運用の基本方針 -

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

- (1) 投資対象
 - フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券 への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを 含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用 を行ないます。
 - ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
 - ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならび に投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則毎月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配 を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為 替ヘッジあり)」

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社 を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし) 投資信託約款に規定する信託の合計で金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし) 投資信託約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50 条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし) 投資信託約款に規定する信託の合計で 500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うこ とについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

- といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託 を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。
 - ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
 - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するも

のとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ 約束手形
 - 二 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 16 条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザ ーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定によ り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託 者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三 者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をい います。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先お よびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資 産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これら に類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法 第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法 施行前の旧商法第 341 条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)まで

の期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた 有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの 一部を決済するための指図をするものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産 のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図す ることができます。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理 するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの 指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始 日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の 当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。 (損益の帰属)
- 第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し ます。

(受託者による資金の立替え)

- 第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、 受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から2021年12月20日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第39条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金 の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の 解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年2月および8月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
 - ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

- 第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第42条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間 の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に 係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融 機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います
 - ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分

配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第45条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはで

きません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第54条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.fidelity.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021年11月30日

委託者 東京都港区六本木七丁目7番7号 フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提 示型・為替ヘッジなし)

投資信託約款

- 運用の基本方針 -

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

- (1) 投資対象
 - フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券 への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。) の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを 含みます。) されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用 を行ないます。
 - ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
 - ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならび に投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則毎月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。) に、原則として以下の方針に基づき分配 を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース(毎月決算・予想分配金提示型・為 替ヘッジなし)」

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社 を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり) 投資信託約款に規定する信託の合計で金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)投資信託約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50 条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)投資信託約款に規定する信託の合計で500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うこ とについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

- といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託 を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。
 - ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
 - ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するも

のとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ 約束手形
 - 二 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」(以下「マザ ーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定によ り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託 者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三 者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をい います。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先お よびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資 産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これら に類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法 第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法 施行前の旧商法第 341 条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)まで

の期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた 有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの 一部を決済するための指図をするものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産 のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図す ることができます。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理 するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの 指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的と して、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受 けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないもの とします。
 - ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始 日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の 当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。 (損益の帰属)
- 第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、 受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から2021年12月20日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第39条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金 の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の 解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年2月および8月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
 - ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

- 第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第42条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間 の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に 係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融 機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います
 - ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分

配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第45条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはで

きません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第54条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.fidelity.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款に よるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021年11月30日

委託者 東京都港区六本木七丁目7番7号 フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社

